
令和2年 第1回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

令和2年3月10日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和2年3月10日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑(議案第15号～議案第21号、議案第24号～議案第26号、議案第2号、議案第7号～議案第9号)

日程第3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑(議案第15号～議案第21号、議案第24号～議案第26号、議案第2号、議案第7号～議案第9号)

日程第3 議案の委員会付託

出席議員(13名)

2番 組坂 公明君	3番 佐藤 裕宣君
4番 野鶴 修君	5番 竹永 茂美君
6番 岩淵 和明君	7番 鎗水 英一君
8番 熊懐 和明君	9番 中野 義信君
10番 佐藤 湛陽君	11番 上野 恭子君
12番 伊藤 善康君	13番 江藤 芳光君
14番 櫛川 正男君	

欠席議員(1名)

1番 佐藤 茂和君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 石井 良忠君
記録係 伊藤 諒平君

記録係長 宮崎 恵君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田籠 正規君	監査委員事務局長	松尾 正和君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			石井 孝幸君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			松岡 美紀君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	吉松 浩君
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	瀧内 教道君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君
人事秘書係長	河原 祐介君		

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、前日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、質問を許可します。2番、組坂公明議員の発言を許可します。2番、組坂公明議員。

○議員（2番 組坂 公明君） おはようございます。2番議員、組坂公明でございます。議長の
お許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

なお、今回は新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの地方議会で定例会の会期短縮や一般質問、傍聴の中止が相次いでいるところでございます。うきは市におきましても、小学校、中学校、高校の休校や学童保育の拡充、公共施設の休止や各種イベント等の延期や中止などなど、新型コロナウイルス感染症対策に追われている中での議会対応であり、今回の私の一般質問は、再質問をせず時間短縮で行い、新型コロナウイルス対策が落ちついた後で、改めて再質問をさせていただき旨を担当課に告げておりますので、よろしく願いいたします。

なお、今は、うきは市民が一日も早くもとの暮らしに戻れるよう、全課全職員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に全力を傾注していただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、早速一般質問に移らせていただきます。

今回は、うきは市の財政について質問をさせていただきたいと思います。2年前の4月、私は議員に初当選させていただきました。財政のことをあまり知らない私は、早速予算書を手渡されて、繰越明許費、それは何やって。債務負担行為って何。そういった、その程度でございました。現在も財政について精通しているとは思いませんので、本日の一般質問については、私の疑問を投げかけるだけになるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

今回、なぜうきは市の財政について一般質問をしようかと思ったのは、昨年12月初旬、西日本新聞に「合併自治体特例切れ財政危機 大分杵築市は再生団体回避への緊急策」という記事が大きく掲載されたことでした。記憶されている方もおられると思います。記事の内容は、大分県の杵築市が市の財政悪化により2023年度には財政再生団体に転落するおそれがあるとの内容で、原因は合併に伴う地方交付税の優遇措置である合併算定がえへの縮減による歳入の減少と、歳出の増加が主な原因と書かれておりました。また、一般財源に占める義務的経費の割合を示す経常収支比率は、2018年度決算100.9%。100%を突破し、2019年度当初予算は財政調整基金を取り崩して対応したが、歳入の劇的な増加は見込めず、このまま同程度の歳出が続くと、2年後には基金も枯渇する。そういったことが書かれておりました。

また、杵築市の対応策として、2022年度までに基金残高10億円確保、2020年1月から市長給与30%、副市長、教育長給与20%をカット。職員給与も組合と交渉中で、32の課を25に統廃合し、課長ポストを減らし、役職手当も圧縮すると。さらに、市主催のイベント、啓発事業の廃止、休止等で見直す。このような緊急財政対策を策定するという内容でございました。

平成の大合併により、うきは市も誕生しました。当然、合併に伴う優遇措置である合併算定がえの期限切れを見越して、基金の積み立てや経費削減に取り組んできたものと思われま。ただ、人口減少や少子高齢化で税収アップは期待できず、予算にあつては地方交付税に頼ることは変わ

らないと思います。

そこで、うきは市の財政の現状と今後についてを質問させていただきます。

まず、経常一般財源についてですが、うきは市では主に地方税である市税、それから普通交付税で構成されております。そこで、本市の市税と普通交付税について、30年度の決算、そしてこれまでの経緯と今後の見通しについて伺います。

次に、自治体の財政力を示す指標に財政力指数がありますが、これについては本市ではどのような推移なのか、また、県内類似団体と比較してどのようなのかを伺います。なお、昨日もこれは質問がありましたので、省略しても構いません。

3点目は、先ほど述べましたが、人口減少社会が進展している中、税金等による増収は容易に見込めないと思われれます。また、今後、少子高齢化による社会保障費の増加が予測され、本市の財政状況はますます厳しくなるものと予想されます。そこで、第2次うきは市総合計画第2章7に記載されている効果的な行財政運営につきまして、本市はどのような施策、事業等を行い、それらの現状はどうなのか。また、今後どのような施策、事業を展開し、効果的な行財政を行っていくのかを伺います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、うきは市の財政の現状と今後について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が市税及び普通交付税の推移と、今後の見通しに関する質問であります。まず推移であります。お手元に配付の資料のとおりとなっておりますので、御参照いただければと、このように思います。なお、普通交付税につきましては、平成17年度から平成26年度までの10カ年が合併算定がえの期間で、合併前の浮羽町と吉井町が存続するものとして算定が行われております。平成27年度から令和元年度までが、いわゆる一本算定に変わるまでの激変緩和措置期間で、5カ年をかけて段階的に減額が行われてきたところであります。

今後の見通しについてであります。税収は景気にも大きく左右されますので、容易に推測することは困難であります。人口減少、少子高齢化に伴い、減少傾向にあると認識をしております。企業誘致や個人事業者に対する起業支援等を推進するとともに、滞納徴収の強化を図りながら、市税確保に努めてまいります。また、おかげさまで年々増加傾向にあります「ふるさと納税」につきましても、これまで以上にPRに力を注いでまいりたいと考えております。

次に、普通交付税であります。推移をみますと、最も額が低かった平成18年度の42億2,000万円に対して、最も額が高かった平成23年度は53億7,000万円で、11億円以上の開きが生じています。うきは市では、平成17年度から平成22年度までに

58億8,000万円の合併特例債を借り入れており、これらの市債に係る償還額が普通交付税の額に大きな影響を与えているところでもあります。また、普通交付税は毎年何らかの見直しが行われ、算定方式や単価の見直しが行われることもあり、今後の見通しは非常に困難な作業となっています。近隣市におきましても、減少傾向にありますので、今後ますます厳しい財政状況になると認識をしているところでもあります。

2点目が、財政力指数に関する御質問であります。財政力指数は地方公共団体の財政運営の自主性の度合いを示す指数で、標準的な行政需要に自前の財源でどれだけ対応できるかを表すものであります。基準財政収入額を基準財政需要額で割って得た数値の、過去3年平均値で、1に近づくほど財政の余裕があるといえます。本市の平成30年度決算における財政力指数は0.38で、福岡県内の市の中では嘉麻市に次いで2番目に低い状況であります。

傾向としては、微増傾向といえるのでありますが、県内の類似団体は筑後市が0.66、みやま市が0.42、宮若市が0.60で、いずれの自治体よりも低い数値になっています。全国的に見ますと、うきは市が属する類似団体内の平均値は0.39で、順位は128団体中58位に位置しているところでもあります。

3点目が、効率的な行財政運営に関する御質問であります。平成30年度決算を平成17年度と比較しますと、義務的経費である扶助費は58.3%、約10億円増加をしております。一方、人件費は27.5%、約7億円減額をしています。これまで計画的に職員削減を行い、義務的経費を抑えることで財政の悪化を抑制してきたといえます。また、行政改革推進委員会に対して、補助金等のあり方や公共施設の有効活用、事業の検証等について諮問を行い、答申の内容に沿って見直しを行うことで、効率的な行財政運営に努めてきたところでもあります。

今後、うきは市がいかにして持続可能な財政運営を行っていくかを考えるときに、最も重要な課題は、人口減少にどう対応していくかであろうと思っております。そのための主要施策として、私は今、「うきは市ルネッサンス戦略」のもと、地方創生を推進しております。決して簡単な道のりではありませんが、これらの事業を結果に結びつけ、人口減少の抑制を実現していかなければならないと、このように考えております。

同時に、うきは市公共施設等総合管理計画に基づく施設のスリム化・適正化も進めていく必要があります。インフラ資産を含む公共施設の老朽化は、今後の財政運営における大きな課題であります。既存施設の廃止や統合、有効活用を着実に進めて、効率的な財政運営を行っていかなければならないと、このように考えているところでもあります。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 当初より、再質問はしないということでございますので、今回の市長答弁を再度精査させていただきまして、次回、再質問させていただきたいと思っております。

次の質問に入ります。

大きな2番目の質問にありましては、新地方公会計の活用についてであります。

うきは市のホームページを確認してみると、市の財政の決算の中に、財務書類ということで公表されていると思います。資料はこういったのでございます。ですね、こういったの。貸借対照表、行政コスト計算書、それから純資産変動計算書、資金収支計算書って、4表に分けて、大きく4表に分けて公表されております。これを初めて見たとき、何やこれとは。まるで分からんというのが第一印象でございました。これをどげん見ればいいと。そこで質問をさせていただくのが、まず、新地方公会計の経緯と活用の目的及びメリットについて伺います。

次に、地方公会計の目的を、いろいろ書籍やら資料で調べましたら、大きく2つ挙げられておりました。1つ目が、住民や議会、外部に対する財務情勢の分かりやすい開示ですね。それから、2つ目が、財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産、債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用。この2点が書かれておりました。

そこで、2点目の質問ですが、この財務書類、財務4表にあつては、今後、全国的に統一された様式になるんだろうと思います。これが統一されているのかは分かりませんが、それで比較ができるようになるんだろうと思いますが、もっと市民目線ですね、市民が分かりやすい公表が必要であると思われませんが、いかがでしょうか。そして、地方公会計は資産、債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用することが目的、そう書かれておりますので、できましたら決算特別委員会までに、その当該年度の財務書類も併せて提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、新地方公会計から算出できる指標、どのようなものがあるのか。また、その指標を通して、うきは市はどのような状態であり、今後どのように取り組んでいくのかを伺いたいと思います。

以上で質問を終わりますが、特にこの新地方公会計の答弁にありましては、私、簿記の資格やら持っておりません。また、会社経営等やらの経営もしたことがありませんので、ゆっくり、分かりやすく答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、新地方公会計の活用について、大きく4点の御質問をいただきました。まず、1点目が、新地方公会計の経緯と活用の目的等に関する御質問であります。国・地方とも厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図ることが必要であります。そのため、総務省は現金主義・単式簿記による予算・決算制度を補完するものとして、公会計制度を推進してきております。

平成26年5月には、総務大臣から、「今後の地方公会計の整理促進」についての通知が発出され、固定資産台帳と財務書類の作成に関する統一的な基準を示した上で、全ての地方公共団体が平成29年度までに新地方公会計制度を導入するよう要請がなされたところであり、統一的な基準による地方公会計の整備が進むことにより、財務状況の団体間比較や、ストック情報が「見える化」され、公共施設マネジメントが推進されるなど、現在では、地方公会計は「つくって見せる」公会計から「活用する」公会計へとステージが変わったといわれております。地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」ため、資産管理や予算編成等に活用されることが期待をされているところであります。

2点目が、市民にとって分かりやすい公会計の公表に関する御質問であります。現在、財務書類4表といわれます貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を中心に、一定の解説を加えて、市のホームページで公表をさせていただいております。うきは市では、財務諸表の作成を税理士法人に委託して実施しております。本来であれば、継続的な人材育成により、職員の中からスペシャリストを育てることが望ましいとは思われますが、本市の職員体制や費用対効果の面から、専門的な知見を有するプロをお願いしている状況であります。

平成30年度の財務書類につきましては、委託事業者とも協議をして、前年度と比較しますとかなり充実した内容で公表させていただく予定となっております。議員御指摘のように、今後とも、より市民の皆さんに分かりやすい公表に努めてまいりたいと、このように考えております。

3点目が、決算特別委員会までに提出は可能かとの御質問であります。財務書類の作成に係る委託業務の内容は、1年分の伝票を決算後に一括仕分けをして、財務諸表に必要な固定資産等の異動確認処理とデータ作成を行い、連結財務書類を含む財務書類の作成を行うものであります。出納閉鎖後の6月下旬から仕分け作業が始まり、書類作成までには一定の期間を要することから、9月の決算特別委員会に間に合わせる事が困難な状況にあります。

また、財務書類は一般会計以外にも、特別会計や一部事務組合等を含めた連結決算も行っております。平成30年度決算の場合、一部事務組合の決算書類がそろいましたのが1月の下旬であります。連結決算を除く速報値という扱いであれば前倒しも可能と考えられますが、現在は全てが完了した後、3月議会に提出をさせていただいている次第であります。このような状況であります。可能な限り委託事業者とは協議の上、改善を検討してまいりたいと考えております。

4点目が、財務書類の状況及びその活用をどう図っていくかとの御質問であります。委託事業者からは、専門的な知見から、うきは市の財政状況、今後の見通しに関して助言をいただいております。一部を御紹介しますと、本市の特徴として、貸借対照表の純資産の割合が、全国的な平均値よりも低く、地方債の割合が高いことから、地方債に頼った傾向が見られること。一方で、資産合計額に対する金融資産の割合は非常に高く、現状としては収支のバランスは健全だという

評価をいただいているところでもあります。

今後の見通しに関しましては、有形固定資産減価償却率、いわゆる資産の老朽化比率が高い傾向があり、施設の維持管理に係る費用の増加が見込まれるという指摘を受けております。また、そのために、財務書類の情報をもとに、施設あるいは事業などの細かい単位で財務書類を作成し、施設・事業ごとの単位でコストなどの分析を行うセグメント分析が有効であるというアドバイスも受けているところでもあります。基金等の流動資産が多く、比較的安定的な財政運営が行われている今こそ、人口減少という縮小社会に対応可能な資産管理を進め、持続可能な財政運営に努めていくことが重要と考えております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ありがとうございます。再質問はしないと申しましたので、ここで終わりたいと思いますが、最後に要望として上げさせていただきたいと思います。

今回、私が質問したのは、市民に分かりやすい財政状況の公表。いつも市長が「厳しい、厳しい」とだけはよく言われますけど、どこが厳しいのか。こういったところが厳しいんですよというのを市民と共有しながらですね、やっていかならですね、市民は納得いかなんですよ。市はお金を持っているとしか思っていないんじゃないかなろうかと、私は思っております。だからですね、その厳しい、厳しいというのを、市民に分かりやすく財政状況を公表することで、市民とともに、ああ、やっぱりうきはは今こげんやから辛抱せないかんとばいのって。そういったのも分かる資料というのが必要じゃないかなろうかと思った次第でございます。

そういった中で、この財務資料とかというのがですね、委託されていて、今お聞きしたら、市のほうにもそういった専門家がおらんということであれば、市のほうもどげん分析していいかは委託業者から聞かんと分らんというような状況ですのでですね、そうじゃいかんと思うんですよ。いろいろな分野で勉強していただいてですね、なら、1人当たりのコストはどげんなのかと。市民1人当たりの資産はどうなのか。それに伴う純資産がこうだから、借金はこのくらい、1人当たるんですよ。そういったふうに、市民目線でですね、分かりやすい表につくりかえていく。これをもとにですよ。そういった公表をしていただきたいという要望が1点でございます。

それから、2点目が、財政健全化のための市長のリーダーシップということですね、今、4表、財務4表にあっては比較的健全であると。ある面では非常に厳しい、ある面では安定している。本当なのかって、どっちをどう捉えればいいのかと。今回、財政についていろいろ勉強させてもらいました。今日資料を忘れましたけど、市のほうで用意されてもらいましたので、見ますけどですね、私も総務省のほうの決算カードですかね。あれで、うきは市が17年、合併してからの29年度までしか出てませんが、一枚一枚ですね、書いてですね。財政というのは、結局、私は頭で考えるんじゃなくて、体で感じて、あっ、どうなのかというのを気づきました。

言いたいのが、いろいろ書物も読みました。依存財源と自主財源とは、一般財源と特定財源とは。で、行き着いたところが、一般財源の収支ですね。ここに目を光らせないかんとかな。特定財源は、必ず、全部とは言いませんけど、ほとんどが決められたところに充てられるから特定財源だろうと思うんですけど。特定財源というのは、イコール収支はゼロなんですよね。ゼロじゃなければいけない。使うところが決まっておるから、そこに全て充てる。使わんやったらもとに戻す。これが特定財源の使い方だろうと思います。ところが、一般財源は、赤黒が出るんですよ、収支に。これが、赤が大きくなったなら、先ほど言ったような大分県の杵築市みたいな感じで、赤にさせないために財政調整基金などを取り壊して、最終的には破綻していく。こういった自治体が今後増えていくと私は思っています。

そういったところで、今、杵築市が緊急財政対策をやって、そういったことにならないようにですね、今、具体的にそこを市長のリーダーシップでですね、緊縮財政をもっと強くやらんといかんやなかろうかと。全て緊縮せろとは言いませんよ。で、その財政悪化の一番のものは、この公共施設総合計画ですかね。これをきちっと、令和2年度までにその個別計画をつくり上げてということでございますけど、これ、この建物、資産ですね、うきは市の。それからインフラ関係全て、この計画書に書かれております。このまま維持するなら、毎年25億円かかるち書かれちよるですね。ところが、31年度の予算は15億円しかできませんでしたし、10億円足らんですよ。そういった現状。

それから、収入のほうも、今日、資料は出してもらいましたが、おもての表を見るとですね、地方税って、主力の地方税と地方交付税、普通交付税を書けていただきましたけど、これが主力ですね。ほかにいろいろありますけど、地方税というのはほとんど横ばいだらうと。あるいは人口減少に伴って、今後、市長が言われたように、減少していく。普通交付税を見ますと、27年から令和元年を見ると、もうどんどん下がっていく。

先ほども言いましたように、合併算定切れの年度なんですよと。さらに、今度の予算はまだ下がってる、ですね。入ってくるお金が減っている。そして、出さなければならない、この公共施設を例にとりますと、約10億円ぐらい足らんち。なら、どこで緊縮していくのかって。で、扶助費も上がりよるということでした。扶助費は、もう、しゃっち払わないかんからですね。医療費やら上げなんとちゅうとはですね。そこを減らすというのは、民生費のほうを見て、そういった減らす事業の成果があるか。そういったのを確認せないかんとやなかろうかと思えます。

なかなか、扶助費を減らすやらって、今後も増えていくだらうと思えます。ただ、社会福祉というのは、かかったしこ払わないかんからですね。義務的経費のことを話しておりますけど、人件費ではなくて、公債費にあっても借金ですから100%払わないかん。こげなんを、減らされるわけではないですね。

そうすると、どこにメスを入れるのかというのは、常々頭に入れて、市長がリーダーシップを発揮しなければ、今後も、今年度、あるいは来年度の予算は、もう財政調整基金も扱わんといかんような状態になっていると私は思うんですけどですね。だから、物件費なのか、補助費なのか、人件費なのか、そういったところをですね、ある程度、市長のほうでリーダーシップをとって、ここまでには何パーセントは削るぞと、そういったのを示さなければ、職員というのは仕事はやりづらいんじゃないかと思うます。

公共施設も、昨日から質問がいろいろ出ておりました、市民ホールやら。市民も2つは必要ないちゅうとは思ってははずなんですよ。答申はこうなっとりますじゃなくて、市長が、私はこういった考えで、答申も出ておりますけど、1つと考えますというのを示さなければですね、そういったところが私は必要だろうと。でないと、なかなかこの財政健全化というのはですね。

昨日は1日、そういった文化会館の話がありましたけど、市長のほうは今後、ごみ処理施設の問題もございます。昨日は消防施設も言われておりました。さらには、最終的には上水道の問題もある。300億円以上かかるって。それというのは建設費だけですね。そういったのを、今後、処理していかなければならない。決断していかなければならない。それを早目にせんと、再生団体のほうに向かっていくのではなかろうか。そういったところで、要望としてですね、財政健全化のための市長のリーダーシップというのは図っていただきたいと思っております。

以上、2点、要望でございます。再質問はしないということで、私のほうから要望させていただきたいと思います。

最後に、一般質問とは別ですけど、今回の新型コロナウイルス感染症対策、もっと市民に寄り添った対応が必要ではなかろうかと思います。いろいろ、事務局のほうから、こう決まりました、ああ決まりましたというのは報告がございました。こげなんせにやいかんとやなかつのちゅう機会は与えてもらえませんでしたので、なかなか言えませぬのですね。

コロナウイルスの感染者が発生したときの対応は、協議はしておりますって聞きました。協議をしているのを私たちは聞きたいと思っているんじゃないくて、その協議結果がどういった形でやるというのを、市民にちゃんと知らせんといかんやなかろうかと。ですね。協議は当然するでしょう。協議をしておりますという結果だけは聞きますけど、その協議をした結果が、なら、どういった形で、発生したときは市として対応をこういった形でとりますというのを市民に知らせる必要があると思います。

また、札幌市のように非常事態宣言、こういった基準というのは、うきは市が、市長がその宣言をするときはどういった基準でするのか、そういったのも示す必要があるんじゃないかと思うます。ホームページのほうにも、コロナウイルスの件は掲載されております。ほかの自治体を見てください。久留米市、小郡市、ホームページ開いたら、一番、1ページ目に、コロナウイル

スはどこって。うきは市もたしかに1ページあります。右上の上、右の上のほうにですね。ただ、それがどこに行くかやらというのがまるで分からないですね。市民向けなのか、子育て向けなのか、社会福祉関係、高齢者向けなのか。そして、イベントの中止はどこなのか。そういったのは真ん中に、一般の通知と一緒にですね、そこで探さんと分からん。私は非常に不親切だと感じました。もう少し、ホームページ、いつも防災無線で、ホームページを確認してくださいということですのでですね。一目で開かれるような、そういったホームページが必要だろうと思います。

最後に、この新型肺炎感染症ですね、それを縮小せないかん、そういった活動で本部は動いていると思うんですけど、それとは裏腹にですね、観光業界やら飲食業界やら、その他の業種というのは、昨日も市長が国を例えて言わっしゃったですけどね、国じゃないんですよ。うきは市の現状はどうなのかと。どこまで冷え込んでいるのか、こういったのも対策本部で考えて、調査せないかん。

あるいは、私は初日にですよ。今回、予算編成は骨格予算ですけど、このコロナウイルス対策費として補正予算を検討しておりますぐらい言うとじゃなかろうかと期待しておりました。そういったところもですね、いろいろ頑張っておられる人がおられます。観光業界やら飲食業界、ほかにもいろいろあると思いますけど、そういった人たちが、会社が潰れたら、うきは市に住まんですよ。そうなる前にですね、お金や財産は少ないかもしれんけど、そういった人たちに寄り添うようなうきは市の対応を見せなければ、非常に厳しいんじゃないかと。そういったのを感じましたので、大変失礼だとは思いますが、一般質問の席において、要望と併せて発表させていただきましたので、今後、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、2番、組坂公明議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、6番、岩淵和明議員の発言を許します。6番、岩淵和明議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 6番、岩淵和明です。議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず初めに、先月28日の国の教育に関する要請との関係で、特に今回、質問事項とさせていただいた学童保育関係のところに対して、いろいろ対応いただいていることに感謝申し上げるとともに、非常に心配なのが、学童保育そのものが密度が濃いところなので、それに対する衛生管理というか、その辺については引き続き留意をして使用していかなければならないところだということもありますので、ぜひ今後も、関係各位と協議しながら進めていただきたいというふうに改めて思ひます。そのことをまずお願ひというか、しておきたいと思ひます。

それで、今回、私の質問については、この学童保育の問題と、小学生、中学生、児童・生徒関

係の歯科健診関係のことについて2項目ほど質問させていただきます。学童保育については、ちょうど5年前、法律が施行されてたつということもあります。うきは市の学童保育が、どういふふうに質が向上していつてるのかということも踏まえ、1つの区切りとして、この間、何度か質問させていただいてますけれども、改めて全体、今の現状について、課題として行政側と共通認識が一致できればいいなというふうに正直思っております。

それで、第1点目が、学童保育に関してということで2点述べさせていただいております。今現在、委託をしているわけですけど、条例、法律上は実施主体は、うきは市であります。そういったところで、1点目が、うきは市がつくる要綱がありますけれども、放課後児童健全育成事業実施要綱に基づいて、それに書かれている収支の予算及び決算関係をどのように検証しているのか。そして、現在のところどういった問題があるのかといったところをどう認識されているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、2点目が、これは、設備及び運営に関する条例、定める条例がありますけれども、その附則に、当面、経過措置として出されているものがあります。それについて、経過措置の解消に向けてどんな見通しを持っておられるのかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、2点目が、学童保育、実際に生活の支援をしている支援員がいるわけですけども、その方々の処遇についてであります。

1点目が、就業規則というのが今現在ないわけですけども、労働基準法によってその就業規則の定めがあるわけでありまして、改めて、全ての事業者に対してですね、就業規則を策定して、それに基づく運用、運営をしていく。あるいは、今、うきは市の実施要綱がありますけれども、それに基づいて雇用契約書等が書式としてあります。そういった中身も含めてですね、見直しができないかどうか、所見を伺いたいと思います。

それから、2点目が、具体的に支援を行う、従事する職員に対して、条例で定められた職務に見合う、いわゆる質の改善の項目があったかと思うんですね。そういったことに見合う処遇の改善を図っていく。具体的な指導をどうされているのか。その辺も含めてですね、所見をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、学童保育に関しまして、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、実施主体と委託・指導のあり方に関して。こちらには2項目の御質問でもありました。1つが、うきは市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づく収支予算及び決算の課題についての御質問であります。

各学童より、年度当初に提出いただいている予算書、前年度決算書及び関係書類を4月から5月に照合し、適切な予算の執行が行われているかを確認をしているところであります。特に、その中で繰越金が多い場合は、年度当初から事業計画に基づく適切な予算の執行をするよう、学童ごとに個別の指導を行っております。

2つ目が、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の附則の経過措置についての御質問であります。附則第3条の、職員に関する経過措置につきましては、全ての学童保育所で基準の支援員の配置ができましたので、令和2年3月31日をもって経過措置を終了といたします。附則第2条の、「児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上」及び附則第3条第2項の、「支援の単位を構成する児童数をおおむね40人以下」につきましては、経過措置を継続したいと考えております。なお、今後、残る附則の早期解消を図るため、既存事業所の増築等による拡張により、児童1人当たりの広さの設備基準の整備を進め、引き続き児童の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

2点目が、学童保育支援員の処遇改善について御質問をいただきました。こちらも2項目に分けての質問でありました。

1つが、就業規則策定の指導と、雇用契約書の見直しについての御質問であります。現在、エフコープ生活協同組合に委託をしている、吉井・千年・御幸学童保育所及び遊林福祉会の経営する遊林学童保育所につきましては、支援員の就業規則を定めて運営をしております。また、保護者会の運営する福富・江南・大石・妹川学童保育所につきましては、本年度より就業規則及び給与規程等についての整備を図っているところであります。なお、雇用契約書につきましても、同様に見直しを行っていく予定であります。

2つ目が、学童保育所の支援員への処遇改善についての御質問であります。支援員の処遇改善につきましては、大きな課題と認識をしております。既に全ての学童において処遇改善を進めていただいておりますが、特に保護者会の運営する学童につきましては、本年度に就業規則及び給与規程等の整備を図っているところであり、支援員の処遇改善につきましても積極的に取り組むようお願いをしているところであります。いずれにしましても、職務に見合う一定以上の水準となるよう、今後も積極的な指導をしていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 再質問をちょっとさせていただきます。

学童保育、年間の収支関係あるいは決算関係のところは、この間ずっと見させてもらっているんですけど、本来、学童保育というのは2分の1が公費負担。全体ですね。全体の運営費用は2分の1、残り2分の1が保護者負担、保護者が賄うというふうに、一応、全体としては運営になってるんです。ただ、この間、ずっと規模が膨らんできていまして、それは例の、平成27年

4月以降の子ども・子育て支援法との関係も含めて、具体的な国の要領が定められて、毎年、毎年見直しされているわけですね。このように、ずっとこの間、委託料が増えていることがあるわけですが、増えている理由はどういうふうに分かっているか、お尋ねをします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所に。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所、末次でございます。

ただいま、学童保育の委託料の増額についての御質問でございました。委託料が増えている原因でございます。主に、障害児の受け入れに伴う障害児受け入れ推進事業費、障害児強化推進事業費など、全体的な委託料の増額が要因となっております。また、近年につきましては、障害児の受け入れ人数が増加の傾向にありまして、特に3名以上、議員も御承知かと思いますが、特に3名以上受け入れを行っている学童については、またその強化推進事業も加算されておりますので。また、それと基準額の改定もございますので、そういったことが原因しまして、委託料が毎年増額になっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ちょっと金額は言いませんでしたけれど、平成25年の決算では、委託料そのものが3,456万円だったんですけども、30年度の決算では4,819万円ということになります。そういう意味では1.4倍。今年予算のところも含めてですね、増えてきているというのがあると思います。これは、さっき冒頭に申し上げた質の問題だというふうに思っています。

細かく計算するとですね、運営費への、例えば人数あたりに支給されてる金額そのもの、もちろんその金額そのものが上がってはいるんですけども、全体の構成比からするとあまり変わらないんですよ。で、増えてるのは、今言った障害児を受け入れる体制、体制づくり。人がまずいなきゃいけないということで、人に対する手当。そして、実際に受け入れたら、受け入れた人の、受け入れをしたことに対する手当。それから、もう一つがキャリアアップというやつですね、ということになっているんですね。これは27年からすぐスタートしたわけじゃなくて、27年後半から要領が更新されていって、28年度以降ずっとやっているということだと思うんですね。

そういう意味では、学童保育全体の事業そのものが非常に膨れてきているという実態があるんですね。参考までに示すとですね、30年度で全体が7,000万円を超えているんですね。さっき、委託料そのものは、さっき言ったように、保護者からの保育料の負担もありますので、で、

基本部分では50・50になるんですけども、委託料の中にそういった、障害児とかそういうのを含めると、実際の数値で見ると、65%ぐらいがその委託料の中に入っていくんですね。だけど、基礎部分、運営費の基礎の部分、人数における、受け入れる学童の人数における費用額そのものは、保護者が負担してる50%と50%、この関係になってる。要は、残りの質のところに出されている金額がどのように有効に活用されているかといったところが問題なんですね。

30年度で、返還金どのくらいありますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） ただいま、30年度の学童保育の返還金についての御質問でございますが、返還金の合計額は482万6,515円が返還金でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 決算のところでは明細を見させてもらったときに、確かに482万円。29年も406万円ありました。この返還金というのは、さっき言った基礎部分じゃなくて、それ以外の質に関わる部分の返還金なんですね。市長、分かりますね。ということは、本来受け入れられる金額を算定して予算を組んで、委託料として払ったけれど、それを有効に生かし切れていなかったということなんですね。

そういう意味では、質の向上が法律との関係、あるいは法律が目指している部分との関係で言うと、まだまだ達成できていない。せっきく単価を引き上げたり何かして、委託料の中に算定していったるわけですけども、要は、事業者が安定的に質の向上に対する事業見通しを持っていないということなんです。そうですよね。交付される金額を、事前に説明を受けてやろうとしているけれども、実際にそれを、見通しを持って事業を運営していないということなんです。そういう弱さがあるということなんですね。実態からそう思います。市長は、私が言っていることを分かってないですかね。どう思いますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員の御指摘は、それぞれ、学童内部の繰越金、結果的に繰越金の活用の話につながる話ではないかなと思いますが、それぞれ、繰越金が出てくる学童については、大きな課題であります支援員等の処遇改善に積極的に取り組むよう、指導させていただいてるところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） すみません。今、私が申し上げたのは、さっき言った障害者の手

当だとか、キャリアアップだとか、障害者を受け入れたときにもらえるお金自体が、委託料として、要領に基づいて払ってるんですね。予算を組んで払ってるんです。ところが、それは交付金ですから、それは事業をしなかったら返してもらうという関係なんです。だから、返還金が400万円程度出ていると。だから、繰越金ではないんです。繰越金じゃない。だから、事業を運営する、事業の見通しを持っていないということを、事業を運営する側がそういう見通しを持っていないという実態がある。それは学童の質を引き上げていく、平成27年に施行された条例、法律との関係も含めてですけど、それが十分に運用されていないという実態があるということ言ってるんですね。ちょっと、そこはもう一回、今すぐはあれかもしれません。

それです、うきは市でそういう形で交付金を使って、要するに委託するわけですね。ですので、そういう意味では指導改善等を、やっぱりきちんと示していく。市長にも何度か申し上げた、指針の問題だとかいうのも含めてですね、運営に関する基準というのがあります。条例の第4条3項に、市長は当事者の意見を聞き、事業者に最低基準を超える設備及び運営を向上させるように勧告をしなければならないという条項があるのを御存じだと思いますけども。

そのように、中身はやっぱり、さっき、一番最初の話に戻りますけど、収支予算書、収支決算書というのが出てくるわけですね。報告義務があるから来るわけですね。そこをやっぱり、きちんと把握して、何が問題なのかということをも目的・目標を持って、計画的にコントロールすることが極めて重要ではないかなというふうに思うんですけども、このことは非常に重要な課題であると私は思ってるんですけど、市長はどう。そういう指導をしていかなければならないというふうに感じているかどうか。その辺をお答えいただけますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員が御指摘されているように、地域の子育て支援の量の拡充や、質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から実施されております。そんな中で様々な取り組みがですね、毎年、いろいろ伝達されるわけでありまして。これらに対してしっかり対応していかなくてはいけないと考えておりますし、この面積の問題については、今度、令和2年度の当初予算に案として上げさせていただいてますが、千年学童について、ちょっと増築工事で予算案で上げさせていただいております。そういうことで、様々な環境整備についてはですね、しっかり、行政のほうも対応していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 私が言ってるのは、器の問題じゃなくて心の問題だと思ってます。質の問題だって、さっきから何度も言ってるんですけど。質をやっぱり知る。行政側は、やっぱり十分に質を知っていないという実態がある。そこにはあるのではないかと私を言いたいです。質をどう上げていくのかという、目的・目標をやっぱりきちんと。行政が、運営責任

は行政が持ってるんですね。それを委託することができるって、法律上もそうなるんです。今は委託してるんですけど、委託に当たってその事業をどういうふうに運営してくださいというふうに言ってるのかということが問題なんです。そこに気づきを持ってほしいんです。それだけ大事です。

で、金額が、さっき言いましたように、7,000万円を超える全体の事業高になってます。全事業でですね、8カ所やっていますね。その中の交付金は約6割ですよ。そのうちの一部、履行できなかつた分が返還金として起こってますよということの、そういった構造を改めて思い起こして考えていただきたいというふうに思います。

時間がないので次に移ります。

経過措置の関係についてですけれども、先ほど市長のほうからは、スペースの問題については、質の問題ですね。支援員の経過措置については終了するとおっしゃったんですよね。それから、1人当たり1.65平米の問題。それから、40人以下ということについては、解消に向けて努力をします。で、今、市長がおっしゃったように、令和2年度の予算の中に、千年学童の施設整備の計画がありました。ただし、千年だけではないということだと思います。

まず1つは、27年に施行されたところで一番大きかったのは、1年生から4年生だったものが6年生までということで拡大、拡大というか、対象を広げたということになってますけれども、今、入所する際に、実際にお断りしたり、あるいは入所制限をしたりしている実態があるかどうか、改めてお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所に。

○福祉事務所に（末次ヒトミ君） ただいま、学童保育所につきまして、入所申し込みの際に制限を行ったかと、またお断りをしたかという御質問だったかと思います。入所制限につきましては、平成31年度につきまして、千年学童のほうに、4年生以上の学童につきましては、長期休暇のほうの御利用をお願いしたことがございます。また、そのほか全学童のほうで、施設定員の都合で7名、これは高学年を対象なんですけど、7名、31年度に入所のお断りをさせていただいております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） という実態、まだまだあるということだろうと思います。逆に言えば、設備の拡張を行っていないで、定員枠はずっと同じだったんですけども、この間の女性活躍ということも含めてですね、就労が広がっている。保育園の例が一番、事例として大きいん

ですけど。公立保育園のところは、定員を超えて、今、受け入れしてますよね。そういう実態と
いうか、本当は、やっぱり働く保護者の方を、やっぱり要望は強いと思う。

今度、提案されている第2期の子ども・子育て支援のところのアンケートにもありますけれど
も、小学生保護者の66%が共働きというふうに、アンケートの結果では出ておりますね。単純
に、そう言って、全学童の掛け率換算すると全く違うわけですけども、当然、祖母、あるいは
親戚等に預け、あるいは1人で、高学年になれば1人で暮らせるというのもあるかと思うん
ですけども。いずれにしても、まだまだ要望はあるんだろうというふうに思います。ただ、学童があ
まりにも狭いということも含めて、やはり、そこはみんな二の足を踏んだりすることもあるか
と思います。

現在、長期を合わせるとですね、8カ所のうち6カ所が長期のときに密度が高くなります。基
準を超えます。40人以下の基準でいけば、4カ所が該当、基準を外れます。そういう意味で言
うと、今回のコロナウイルスにあるように、2メートルというような言い方もしてますけど、学
童保育は1.65、保育所は1.98なんですね。保育の場所ですけどね。そういう意味では、非
常に密度の濃いという状況がある。

そういう意味では、早急に学童の密度を、やっぱり改善する必要があると思うんですけども、
さっき施設整備計画を想定してるのは、令和2年度で千年ということ。ただ、それ以外も、
さっき言いましたように、御幸もそうですし、吉井、江南といったところも、長期を含めると
ですね、非常に狭いという状態になってきてると。オーバーしてるということでもあります。

ちょっと、ところで、これ、条例を改めてめくってみて思ったんですけど、事業者は、第5条
の4項に、運営の内容を公表に努めるとされていますけれども、自ら公表した事業者っています
か、この間。あったらちょっと教えて。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 学童保育の自己評価及び公表についての御質問でございますが、
これまで公表した事業所はございません。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 改めて、要綱に基づく仕事をしてください。やっぱりそれはしな
いと、委託して終わりというわけじゃないでしょうと思うのがありますので、ぜひお願いをした
い。それは、運営事業者の記録にも、点検の記録にもなるし、目的・目標を持って運営する意味
でも大事な点だと思います。努めなきやだめなやつ、努力義務ですから、しなくて別に罰則があ
るわけではないです。ただ、行政側も、ある意味ではチェック表でも持って、やっぱり年に1回、

あるいは2回、点検をするということも大事ではないかな。この、改めて条例を見ていってそう思うんですね。ぜひお願いをしたいと思います。

それで、施設整備の関係ですけども、ちょっとお尋ねしたいのは、御幸学童は、今回、別に一クラス、3階に場所を確保されたそうですけども、これ自体は臨時なのか、あるいは今後も継続的にしようとされてるのか。それから、それ以外の場所の計画。さっき、市長の答弁は、解消を図るよう努めると。これも努めるといふことなのかな。ですけど、具体的に計画をもう、さっき言いましたように、状況としては実際にお断りをされている方もいるわけですね。やっぱり、ここはやっぱり行政側として改善していかなきゃいけない、1つの目標を持たなきゃいけないと思うんですけど、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。御幸と、はい。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 学校教育課の瀧内でございます。ただいまの御質問です。御幸小学校を活用した学童保育所、今回、所管の福祉事務所のほうとも協議をいたしまして、待機児童が発生しているということで、長期休暇、夏休み、冬休みに限って、御幸小学校の3階の一室を学童保育所のほうとして活用するというところで決定をしたわけでございます。ただし、今回、コロナウイルスの関係ございましたので、今回は臨時的に、コロナウイルス対応ということで開設をいたしております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） あともう一点。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的には、議員も御承知のように、条例の中には、国の基準に従うべき基準と、参酌すべき基準とございます。したがって、これを区分けしてやるつもりではないんですが、全体的にですね、国の基準に沿って行うように頑張っていきたいと、このように思っているところであります。詳細については、また福祉事務所のほうから答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 待機児童の、お断りをした経緯、場所につきましては、千年学童という結果でございましたので、先ほど、市長答弁のほうでございましたように、千年学童につきましては増築拡張を予定しておりますので、それに向けて解消を進めているところです。あともう一つ、福富学童については、支援の単位を2つにする予定にしております。そういったことで、学童保育のいろんな課題について、解消にそれぞれ取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そういう意味ではですね、何だ、条件が当然整ったところから進めるというのは当たり前ではあるんですけど、ただ、さっきも言いましたけれども、条例の中に、やっぱり事業者、関係各位との意見調整をしていく。どういう状況なのか、切迫しているのか切迫していないのかという問題があるわけです。そこを、さっきも言いましたように、学童の、長期になった場合に定員が必ずオーバーしてる。でなくても、通常でも、さっき言いました、1.65という非常に密度の濃い状態になってる。

これは条例でそうなってるからそうなんでしょうけども、それで単純に計算するものではなくて、より、保育園の1.98、あるいは今回の、ほかのところでも、保育園で2歳児以下の場合、たしか3メートルか2メートルだったか忘れちゃったけど、結構広いんですよ。保育場所は、5歳児以降のところは1.98となっているはずなんです。そういうところの参考も含めてですね、本来、活発に動く子供たちの生活の場になるわけですので、ぜひ、現場の声を聞いてほしいというふうに思いますけれども、そういった考え方はないですか。現場の声を聞いて回る。市長。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所に。

○福祉事務所に（末次ヒトミ君） 学童の現場の声を聞いていくという御質問でございますが、現在、年3回、学童保育所の連絡協議会を開催しております、そういった中でいろんな学童保育の。保護者会の運営しているところにつきましては年3回開催してまして、いろいろな課題を担当のほうと協議しているところでございます。また、委託しているところについても、今年度、三者協議という形で協議を行って、課題について情報を把握して、それに対して取り組みを進めているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） それは支援員も入ってますか。入ってるんですね。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所に。

○福祉事務所に（末次ヒトミ君） はい。支援員のほうもその会議のほうに入っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 一番、現場で子供たちの生活の、まあ行司ですよ、正直言いましてね。勉強の様子を見てたり、あるいはけんかを調整したり、いろいろやってるのが支援員であります。そういう意味で、スペースの問題で言うと、やっぱりその方々の役割って非常に大きいと思いますので、ぜひ、その方々の意見も踏まえていただきたいと思います。

それで、就業規則のところは見直しをするということでもありますので、1点だけ、どのように見直しするのか、中身がまだ分からないんですけども、言いたかったのは、要は、今の現在の雇用契約書というのが、非常に、何ていうかな、不足しているんですね。要は、学童保育の保護者関係との関係もありますし、子供たちのトラブルだとか、そういったのもありますので、そういったことの責任関係とかいうのも含めて、あるんですね。場合によっては損害賠償を請求されたりする場合もあります。

そういったことも含めて、今の現在の雇用契約の中身だけでは全く問題解決しないということになるんですね。そうすると、働く場所の質の問題に関わってくるということなんだと思います。だから、労働基準法では、10人以下の、常時雇用しない場合は適用しないとなっておりますけれども、それを超えて、やっぱりきちんとつくっていかないとだめだということをお願いしたいというふうに思います。

それです、処遇問題についてだけ、1つ申し上げておきたいと思います。皆さんのお手元には、2020年の国民春闘ということで、全国の最低賃金の資料をお配りしましたが、福岡県は841円なんですけれども、その上に生計費というのがあります。これは全国調査、いろいろありますけれども、大体このぐらいのレベルでやっています。東京の最低賃金は1,013円ですけれども、埼玉のところの生計費が出てますけれども、1,613円。100円ぐらいの違いということになるんですかね。

ということで、実際に、どこに行っても生計費、生活するお金というのはそんなに差はない。うきは市だと、隣近所、野菜のおすそ分けとかね、いろいろあるのはあるんですけども、必要な経費というのは、生活にすごく必要な経費はやっぱり変わらないということ。で、時給だけが違ってる。この時給じゃない計算方法。先ほど言いましたけども、研修を受けて、支援員たちの研修を受けて、せっかく資格というか、勉強して、そしてそれを生かしていこうとしたときに、時給、1日働く時間、平日だと4時間なんですよ、普通は。4時間が月、火、水、木、金、あと土曜日ですよ。そういう意味で言うと、賃金、十分ではないという問題になる。時給じゃない体系を考えていただきたいと思いますというのが私の思ってるところです。この辺のところは、また後ほどにしておきたいと思います。

いずれにしても、地方自治体が提供している行政サービスに関わって、学童保育の委託を行う際にですね、地元で根差して活動している、仕事をしている支援員に対して、経済や雇用に失望

感があるというのは、やっぱりそれをなくさないといけないんじゃないかというふうに思うんですね。主役である子供たちの生活の場が、質の向上にやっぱりつながらない。つなげていくという方向性は、やっぱり示していただきたいというふうに思いますので、改めて、処遇改善及び事業の、目的・目標を持った事業計画も含めてですね、つくっていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

もう一つが、2点目の児童・生徒の歯科健診と貧困対策に移ります。

歯科健診で貧困や格差の問題が、ある意味であちこちから指摘されているところがありますので。1点目が、市内の小学生の虫歯歴比率が県内及び全国比率で高く推移していると思われませんが、原因をどのように見ているかお尋ねをしたいということです。

それから、中学生のDMF T値——1人当たりの虫歯の本数ですね、が高い傾向にあるが、どのような保健指導を行っているのか、それを、所見をお尋ねをしたいと思います。

以上2点です。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 児童・生徒の歯科健診と貧困対策に関して、まず、市内小学生の虫歯歴比率の原因についてのお尋ねでございますが、うきは市内小学生の虫歯歴比率についてですが、平成30年度の小学1年生から5年生までの虫歯罹患経験のある歯を全く所有していない児童の割合は、全国・県平均よりも高くなっております。

しかしながら、小学6年生から中学3年生にかけて、全国・県平均を下回る結果となっております。学年が上がるにつれて、虫歯罹患経験者が多くなるのは、乳歯と永久歯の交換期である小学三、四年生以降から目立ち、保護者の歯磨きへの直接的な対応が薄れていくことなどの様々な原因が考えられます。したがって、永久歯列が完成する小学6年生から中学1年生に向けての学校歯科保健指導が重要であると考えております。

また、極端に虫歯が多い子供も見受けられます。その背景には、いわゆるデンタルネグレクトや口腔崩壊などの問題があります。今後も家庭と学校、関係機関等とのさらなる連携を図りながら解決していくことが求められていると考えております。

次に、市内中学生のDMF T値に対する保健指導についてですが、学校では年に2回歯科健診を行い、歯科受診・治療が必要な児童・生徒に対しては、学校が健診結果を保護者へ送付し、歯科受診を勧めております。小学五、六年生くらいから歯科受診率が下がっていることが全国的にも言われていることから、今後も保護者に対して歯科受診を勧めていくことが重要だと考えております。

また、児童・生徒には、虫歯予防ポスターの作成による啓発や、給食後のうがいの励行、ブラッシング指導、口腔内の保全を優先的に考えさせる食生活指導等の対策を行うことで、虫歯を進

行させない、健康的な生活習慣を身につけさせる取り組みを充実させることが大切であると考えておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 議長、大変失礼しました。2点目を質問するのを忘れてましたので、回答だけお願いします。

○教育長（麻生 秀喜君） 2点目の「卒業アルバム費用」についての御質問ですが、このことにつきましては、平成31年3月7日に、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」の一部が改正され、補助対象費目に「卒業アルバム代等」が追加されました。そのため、令和2年度からの支払いを予定し、令和2年度当初予算に計上いたしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ありがとうございます。まず、突然虫歯の話をして大変恐縮だと思っております。この問題を取り上げたのは、先ほど、回答の中にも口腔崩壊という話がありまして、ある地域で調査した結果ですけれども、小学生で4割、中学生で7割近い生徒が、必要な歯科健診を受けていないという実態があるということでもあります。

このことが、どのように防ぐかというのは、保健指導、学校の——家庭内の問題、指導の問題も当然あるわけですが、学校がこの間、ずっと健康診断、保健指導を行ってきている関係からも含めてですね、先ほど、一部小学生の高学年や、中学生における虫歯の持っている比率、うきは市は高いという。前、課長にもお見せしたと思いますけれども、うきは市医師会、歯科医師会のホームページにも、全国より割と高い割合ということで、今現在でも載ってます、グラフが。そういう意味も含めてですね、やはり、これに何らかの対策を打っていくということが大事ではないか。

全国的には、群馬県があつて、群馬県は歯科口腔保健対策ということで、平成25年4月1日、条例が成立された、県で条例を制定しているということなんですね。そこら辺のところの対策、まだ私も十分には承知してないところもやっぱりありますけれども、その辺に鑑みても、非常に大変、大切なことであると。

私がこの問題を取り上げたのは、その口腔崩壊だけではなくて、就学援助との関係も含めて。要は、貧困の連鎖につながっているのではないかとということが根底にあるからであります。今、学校の現場で再検査を連絡してる人数って分かりますか。30年度でも、31年度でもいいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 歯科健診で御指摘の、いわゆる就学援助の対象者。30年度の数字なんですけども、全小・中学校で102名でございました。結果、その102名の中から、これは成果表の中にも掲載しておるんですけども、受診者については35名ということになっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） もう一回、ちょっと確認しますけど、検査項目は歯だけじゃなくて、目とか、ほかにもあるんですけども、いわゆる保護者に返す文書で、再検査というふうに出された数が102。これは、それではないでしょう。102人ですか。全学年が、多分千五、六百、2,200人ぐらいいると思うんですよ。小学生が1,560人ぐらいで、中学生が750人ぐらいいますから。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 先ほど申し上げましたのは、歯科健診のみでの数が102名ということです。それから、成果表のほうは、医療保険の分でございますので、歯科を含む全体ということですけども、担当のほうにも尋ねましたけれども、ほとんどが歯科ということでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ちょっと、数が、私が把握している数とちょっと違うので、ちょっと何とも言えないんですけども。

さっき言いましたように、検査の統計表を見ていると、うきは市で4割程度の。30——そうですね、発生自体は、虫歯の持っている方の比率というのが4割程度いるはずなんです。それで計算していくと、ちょっと数字が違うなというのを、ちょっと正直。虫歯だけの問題じゃないけれども、ほかに目だとか、何かほかの関係もあるだろうと思いますけども。

私が、そういう意味では確認をもう一回しなきゃいけないんですけども、見た数字で言えば、就学援助を受けている方の比率が、一般の比率よりも高いんですね、虫歯になっている比率も含めてですけど。そして、その比率が成果表の中に出てる医療費ということを出てるのが35人ということなんだろうと。その比率もやっぱり低いという状態があるということです。改めて、保健指導の重要性というのを、もう一回、ちょっと改めて確認していただければありがたいとい

うふうに思っています。

時間があまりありませんので、先ほど言いましたように、一番、これから歯の入れかわる時期、永久歯にかわる時期に、やはりこういう状況、特に中学生のところ非常に問題だと思っています。その辺のところを、やっぱり保健指導、学校保健安全法との関係も含めてですね、必要、ある意味では位置づけを改めて捉えていただいて、施策を考えていただきたいなと思っています。学校保健計画との関係も含めてですね、生きる力に結びつくものだと思いますので、ぜひ、——今日初めてこの歯の話をしてるんで、若干取りとめのないところもありますけれども、位置づけをきちんとして、学校の、保護者への喚起も含めてですね、お願いをしたいなと思っています。

以上で私の質問は終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、6番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。10時55分より再開します。

午前10時47分休憩

午前10時54分再開

○議長（櫛川 正男君） 一般質問を再開します。

次に、5番、竹永茂美議員の発言を許可します。5番、竹永茂美議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、通告書に基づき一般質問を行いたいと思っています。

まず最初に、2020年度予算についてです。憲法第26条、教育を受ける権利では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。2、すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」とあります。

うきは市では、様々な取り組みをしていただいております。例えば、小学校1・2年生の30人学級や、各学校への支援員の配置。それから、中学校では部活の外部指導員の配置等を取り組んでいただいていることについては、学校現場並びに保護者からも感謝の言葉が上がっております。しかし、今から述べますように、1点目に、保護者負担軽減のため、教育条件整備にどのような予算拡充がなされたのかをお伺いしたいと思います。

それから2点目、先日、厚生文教常任委員会で、東海市の学童保育所、放課後児童クラブの行政視察に参りました。今回、第2期子ども・子育て支援計画を概略しますと、第1期に比べて、例えば通学路安全推進会議など入り、それなりの連携がとれているとは思いますが、それでは、どのような人員や予算拡充がされたのかをお伺いしたいと思います。

それから3点目、先日、予算書をいただきましたら、企業会計の部分で、小石原川ダムに関わる簡易水道整備予算がなされていきました。来年度、11億円を超える予算執行がなされるわけですが、それについての説明が、市民や議会に対して大変不十分ではないかというふうに考えております。

したがいまして、1回目、以上3点についてお伺いいたします。

○議長（櫛川 正男君） はい、どっち。答弁。（発言する者あり）

○議員（5番 竹永 茂美君） 今、ちょっと言ったところですけど。本年度、予算化されておりますけど、先ほど言いましたように、市民への周知や議会への周知等、十分なされていませんが、どのような予算でこのようになったかをお尋ねしております。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、2020年度予算について3点の御質問をいただきました。

まず初めに、私のほうから2点目、3点目のほうについて答弁をさせていただきます。1点目につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

2点目が、第2期子ども・子育て支援事業計画においての人員と予算拡充についての御質問であります。本計画は子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に則して策定するものであります。この基本指針には、本計画において定めることとされている必須記載事項、教育・保育の参酌標準、地域子ども・子育て支援事業の参酌標準、任意記載事項、この4点がございしますが、これらの子供の保護者と、その他の子ども・子育てに係る当事者の意見を聴取して、5カ年の計画を策定しているところであります。このため、本計画に基づき実施する事業につきましては、各年度において、ニーズに応じて教育・保育の量を見込み、必要な予算の確保を行うこととしております。

3点目が、小石原川ダムに係る予算についての御質問であります。小石原川ダムの建設費予算等に関しましては、これまでも御説明をさせていただいておりますが、改めて、小石原川ダム建設事業負担金について御説明を申し上げます。

ダム総事業費推計額1,960億円のうち、水道用水が占める割合が約12%、236億円であり、この利水分負担金額を利水参画者である福岡県南広域水道企業団と、うきは市それぞれの必要水量で案分すると、全体の必要水量が1日当たり5万6,160トン。そのうち、うきは市が1日5,740トンですので、水量比で案分し、うきは市の負担が約24億円になります。

おかげさまで、既に独立行政法人水資源機構が、うきは市に成りかわり、厚生労働省より2分の1の補助金を受け取っていることから、うきは市の実負担額は約12億円となります。この約12億円に対し、簡易水道事業債を起債して、小石原川ダム建設事業負担金として支払うことにより、その元利償還金のうち55%が交付税措置されることを見込んでいるところであります。

また、簡易水道事業は、上水道事業と同じく、「水道法」に規定されている水道事業であり、給水人口が5,000人以下の小規模な水道事業という点が異なるのみで、実質的には上水道事業と同じ法律で規定されていることを御理解いただきたいと思います。

この小石原川ダム建設事業負担金支払いのあり方につきましては、うきは市の実質的な負担を少しでも減らすべく、県の担当部局とたび重なる協議を行って確認をしたものでございます。ちなみに、一般会計からこの支払いを行おうとすると、このような起債や交付税の措置は一切なく、うきは市の実質負担が非常に大きくなります。また、上水道事業会計からの支払いという選択肢についても、現時点で、うきは市は上水道事業会計の創設が不可能であるため、これもできなく、簡易水道事業の中で行うこととしているものであります。最終的には、県の担当部局を通じ、国の担当部局まで確認作業を行った上での対応となっております。

なお、今後の構想といたしましては、将来的に上水道事業を興した後に、簡易水道を取り込むことが考えられますので、その流れからしても適切な予算措置だと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の、保護者負担軽減のための教育条件整備についての御質問でございますが、保護者の方が学校に対して納入しているものとして、給食費、PTA会費、学級費、積立金等がありますが、それぞれの使用目的に対して、受益者負担の観点から、保護者に負担いただいているものであり、就学援助制度の中で対象としています、要保護・準要保護世帯に対する給食費やPTA会費・修学旅行費等の支給及びうきは市小中学校PTA連合会に対する補助金以外に、拡充する考えはございません。また、いわゆる「30人学級」につきましては、教育環境整備のため、うきは市が独自で行っている施策であり、基準に沿って少人数学級を設置しております。本年度は2小学校2クラスでありましたが、令和2年度は3小学校4クラスに増える見込みでございます。増員分の教員の給与等を支払うこととなります。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、1点目の、保護者負担軽減のためについてをお尋ねいたします。

最初に、市長にお尋ねですが、市長が小・中学校時代、教科書が無償化された時代でしょうか。それとも買ったり、先輩から払い下げというか、もらい下げた時代でしょうか。お答えください。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 親のほうが対応したのではないかと思います、購入したのではないかと思います。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） ありがとうございます。私と同年代ですので、教科書を購入した時代です。したがって、これからこちらに座られている方は、市長以外はほぼ無償化の時代でしたし、これからこちらの議員の中には、購入された方が多かったのではないかと思います。それは、もう今から60年近く前の話ではあります。それから60年たって、今の教育長答弁では、なかなか拡充拡大しないというような答弁で、大変がっかりしております。

といいますのは、昨年10月1日付で、福岡県教職員組合浮羽・三井支部からの、うきは市教育予算要求が教育長と市長宛てに出されております。教育活動充実のための諸条件の整備、例えば少人数指導の推進。それから、2点目が、義務教育の無償の原則にのっとった教育の保護者負担軽減。例えば市の学校予算、消耗品等の復元及び増額。それから、補助教材、学用品、実験、実習費、用紙代などの公費負担。それから、小学校1年生の入学用品の予算化。それから、学校給食費補助金の増額。それから3点目が、労働安全衛生法に基づく職場の安全衛生の確立。教職員の休息室、男女別更衣室の設置、トイレ、シャワー設置の改善などを要求されております。

また、10月16日には、うきは市小中学校PTA連合会が、うきは市小・中学校教育に関する予算要望書で、1、市独自の人員配置①小学校1・2年生の30人学級の継続、小学校3年生と中学校1年生の35人学級の実現。括弧の中に、小3ギャップや中1ギャップのことを述べられておりました。それから、備品購入費や消耗品費の増額願いが出ております。

さらに、11月1日、うきは市母と女性教職員の会が、市長と語る会でも、30人以下学級と学級支援員の継続配置。それから、教育条件や教育環境の整備充実として、トイレの改修を小塩小、浮羽中、江南小。通学路の整備を浮羽中、千年小、江南小。プール更衣室の改善を吉井中。教室等の増設を千年小、エアコンの設置を吉井中、スクールバスの利用が小塩小などありましたが、これについては今の答弁では全くなされていないと理解していいのか。その前に、この3つの団体からの要望を、教育長と市長は受けられたことは間違いないか確認させていただきたいと思っております。

まず、市長のほうからお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘も踏まえて、いろんな方から御要望はいただいているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 私も、各方面から御要望いただいております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） そのような、うきは市を取り巻く様々な団体から要望がありましたが、残念ながら、教科書無償化以外は進んでいないと言わざるを得ません。

お手元に、本日の一般質問の資料を配付させていただいております。Aが保護者負担軽減ということで、Aの1番、学業費。小学校では恐らく学級費と言っていると思いますが、児童・生徒数が、平成30年度成果表で、小学校は1,541名、中学生は756名、合計2,297名と仮定して考えました。浮羽中では総額1,975万2,537円、吉井中は1人当たりしか出ておりませんでしたので、計算すると、2,193万5,943円を支払っております。それから、校外実習費や修学旅行を含めると、トータルで6,519万近くになると思います。

それから、2点目がPTA会費ですが、小学校の合計が873万円余り。中学校が、よく分かりませんでしたので、市の就学補助の分から計算しますと319万円、合計1,192万円程度になると思いました。

ところが、その中を見ていきますと、A小学校では年間会費3,000円掛け114戸等とありまして、最初、等は何なんだろうと思いましたが、内容を見ますと、3の事業費(2)環境整備費が9万5,000円。それから、4の援助費の(2)図書費が2万円。それから、B小学校では206戸。ここは山間部にある学校ですので、PTA数は当然206戸ありませんので、これは全戸数から協力をお願いしているんだなということが分かりました。

内容を見ますと、教育補助費でプールミスト。多分、夏が暑いので、ミストが出るのを買われたんだと思いますが、8万6,572円。それからC小学校は、援助費を見ますと体育費が3万5,665円、衛生費が3万8,861円。それから、視聴覚費として、保健ニュースとかの分で5万円等が決算で出ていました。

D小学校を見ますと、正が203戸、準が1,151戸で、この準というのが、多分先ほど言いましたPTAでなく子供が学校に通っていない地域の方の方だろうと思います。中身を見ますと、児童振興費が入学式、運動会に12万5,000円程度。

それからE小学校は、年会費が3,300円等と書いていますので、この等は、先ほど言いましたように、小学校に子供が通っていない家からの支出があります。内容は教育活動奨励費で11万5,000円余り。

F小学校が、こちらは多分、PTAだけかなと思いますが、児童活動奨励費で、特別会計で13万円出されておりましたが、特別会計の会計報告がありませんでしたので、何に使われたのかは分かりませんが、恐らく児童のいろんな活動に使われたんだろうと推測されます。

それから、G小学校が、正会員等と書いておりますので、これも地域の方からの援助があると思います。中身としては、児童奨励費で、修学旅行補助等、それから行事補助費として、儀式的行事の生け花代に支出がありました。

最後のH小学校も、内容を見ますと、児童奨励費として体力テスト診断料等、それから、教育条件整備では、入学式の花代等で支出がなされておりました。

これだけ多くの学校に関わる部分を、PTAや地域住民の方に負担させているわけです。このことについて、市長はどのようにお考えかお尋ねいたします。いや、私は市長を指名いたしましたので、学校設置者としての答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、議員からは詳しい分析をされた資料の御説明がありました。先ほど申しあげましたように、いろんな団体から、教育に関わるいろんな要望をお受けしております。正直、要望全てにお答えすることはできておりませんが、限られた予算の範囲内で、しっかりめり張りをつけて、我々も教育関係予算については手当をさせていただいていることを御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 私が質問しているのは、本来、市や市が予算措置しなければならない環境整備費、図書費、体育費、衛生費、運動会費、入学式の花代、修学旅行の補助代、体力テストの診断料は市が負担すべきではないでしょうかという質問をしてるわけですが、その点について、市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 教育関係予算については、様々な経費があろうかと思いますが、今、議員の御指摘は、法的な中で必置経費というか、行政が施さなくちゃいけない経費について御指摘されてるのではないかなと思いますが、そういうものについてはしっかり手当をさせていただいてますし、その他の、ほかに、その他のものについては、先ほどから答弁させていただいてますように、予算の範囲内でしっかりめり張りをつけて対応させていただいてるということを御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 再確認になりますが、ここで述べている、PTA会費で出されている全ての項目ではありません。学校に関してのこのような項目は、本来、市が負担すべきではないかと私は考えるんですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 繰り返しの答弁であります。法的にも、必ず地方自治体が負担するというにはなっていないわけなんですけれども、そういう中で、非常に教育というのは大切な施策でもございますし、可能な限り、その環境整備を図るということは重要なことだとは承知をしているんですが、何せ限られた財政の中での執行ということになりますので、そういう意味合いで申し上げていることを御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） はい。では次、3番の給食費に入ります。

就学援助費をもとにしますと、小学校が年間4万2,000円。先ほど言いました、1,541人で計算しますと6,472万円程度。中学校が5万2,800円で、756人なので3,991万6,000円程度。合計で1億463万8,000円程度になると思っています。

ところが、そこに書いておりますように、全国自治体の中で、小中学校とも給食費をただにしているのが76自治体、小学校のみが4自治体、中学校のみが2自治体あります。これをなぜ挙げたかといいますと、先日教え子から、市役所で会ったときに、「先生、何でうきは市は子育てに冷たいと」と言われたので、「どうしてね」と言ったら、「給食費がただのところがいっぱいあるやんね。何でうきは市はできんと」と言われたので、ああそうよねということで、今回、計算してみましたら、約1億円程度かかるということが分かりました。

であれば、この辺の部分で、本当にうきは市に若い人を受け入れるという政策があるならば、やはり目玉として、「給食費ただですよ。それから、学級費ただですよ、PTA会費ただですよ」ということを挙げていったら、若い人が入ってくるんじゃないかなというふうに思っています。新聞報道によれば、ランドセル費用を負担するという自治体もあるというふうに考えているからです。

したがって、1番の学業費、先ほどのPTA会費を含めまして、給食費をただにする市長の考えはあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 子ども・子育て支援施策というのは、非常に重要であることは承知しておりますし、近年、なかなか人口減少に歯どめがかからない、そんな中で一番大きな課題は、出生数が大幅に減っているということでもあります。そんな中で、議会からも、じゃあ、出生に応じて、要するに支給金を出したらどうかというような御提案も過去いただいております。そういう中で、今、竹永議員のほうから、この給食費を無料にしたらどうかという御提案を今いただいたところでありますけれども、いずれにしましても、今の限られた財政の中では、すぐさま、はいそうですかという状況にはないし、また、大きな施策の話でもありますので、限られた任期である私から、しっかりした答弁というのは今の時点でできないということを御理解いただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、先ほど、冒頭に述べましたように、市長と私の時代は教科書無償化もなされてない時代から六十数年たって、まだこのような状況であります。ぜひ、給食費等は無償にさせていただいて、若者が住みやすいまちづくりにしていただきたいなと思います。

それから3点目、小石原川ダムに係る予算についてということでお伺いいたします。

31年度の予算に関する説明では、簡易水道特別会計というのがありまして、ほぼ簡単な記述でありました。ところが今回、うきは市公営企業会計予算書の中で、簡易水道事業会計というのがありまして、1ページはぐりますと、このような記述がなされております。令和2年度うきは市簡易水道事業会計予算。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。(1)給水戸数、254戸。年間総給水量8万9,470立方メートル。1日平均給水量245立方メートル。

問題は、(4)主な建設改良事業として、小石原川ダム建設事業負担金10億8,265万1,000円、筑後大堰建設事業負担金1,829万円となっております。その他もろもろ書いてありますが、時間の関係で省略いたしますが、この件について、先ほど市長は、簡易水道24億円だったけれども12億円にまけてもらって、なおかつ55%交付税措置がされました、されそうですということでしたけれども、これはあくまでも上水道を引くという前提だと思いますが、もし上水道を引かなければ、この24億円は今言われたように半額まけてもらったり、交付税措置がないというふうに考えてよろしいのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長(櫛川 正男君) 高木市長。

○市長(高木 典雄君) ちょっと訂正をお願いしたいと思うのですが、決してまけてもらうとか、そういう問題ではなくて、しっかり法にのっとって、いろいろ苦勞があったんですが、厚生労働省のほうから補助金をいただいたと、いただいているということでもあります。

今、議員の御指摘は、最終的に上水道が起きない場合にはこの補助金返還が伴うんじゃないかと、こういう御指摘ではないかなと、このように思いますが、こちらについても、いろんな先進地の事例とか、いろんなところを調査はさせていただいているんですけども、基本的には事業をやることで補助金をいただいていますので、その事業がなければですね、返還ということになるかと思いますが、我々としては返還とならないようにですね、いろんな選択肢を考えながら対処していきたいと、このように思っています。また、どう言うんですかね、予断をもってお答えすることは、ちょっと差し控えさせていただきたいと、このように思います。

○議長(櫛川 正男君) 竹永議員。

○議員(5番 竹永 茂美君) 今の市長の答弁は、上水道を引かなければ24億円の返還があるという理解です。昨日、ある先輩と会いましたら、「何でうきは市は上水道問題を発信せんとな」と言われまして、「いや、今回こんな感じで載ってるからいろいろ言ってるんですよ」というふうに説明したんですけど、結論から言うと、「いっちょん発信できとらん」と。

で、いろんな資料見て、いただきました、平成28年度等にアンケートをとったときは、市政だよりで3回にわたってでしょうか。それから、議会で何回か一般質問されたときは、そのことが議会だよりで載っていました。しかし、私が議員になって2年ほどなるわけですけども、その

間、小石原川ダムに係る発信というのはあまりなされていないというふうに思っています。

そこでお尋ねです。

昨年度、市民の理解を得るためになされたのは、各自治協の役員に対する説明会だけであったと思いますが、そのような理解でいいのか。それで十分な市民の理解を得る努力をされたというふうにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 水資源対策室長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 吉松水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 水資源対策室、吉松でございます。

今、議員おっしゃいました、今年度中ですね、元年度中の、そういう市民の方々に対するお知らせの活動は何をしたかということでございます。

おっしゃいますとおりに、まずは各自治協議会の役員の方々と意見交換を行いました。その中で、これは昨年度の決算委員会の総括質問の中でも話を市長も申し上げたかと思えますけれども、その中でいろいろお話がございました中で、もちろん、今後どういった、水道に対する啓蒙をしていくかというような話の中で、若い方々、それから女性の方々、子育ての方々の御意見も聞いてみたいということに、ちょっと、いろんな御意見を分析しまして、そういったところにたどり着きまして、そういった、いろんな、市内にございます、そういう各種団体を対象に、そういう啓蒙活動をしていこうというところでお話しておりました。

その後いろいろ、各種業務も並行しながら行っていったわけですがけれども、やはりいろんな団体、それから自治協議会も一部御相談したりしましたけれども、なかなか、全員、その組織のですね、全員の方が集まるようなところというのは年に数回しかないというようなことでお話をいただきましたので、3月もしくは4月の、いわゆるその団体の総会ですとか、そういったところにお邪魔しようかという話で、現在、至っているような状況でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 来年度から11億円の起債ということを含めて、支払いが生じるわけですがけれども、なおかつ、議会、全員協議会等で説明があったとき、議員の多くの意見は、早く理解を進めるためには、行政区ごとの懇談会をすべきではないかということをお伝えし、一定理解をしていただけたと思ったんですが、もう、本日3月10日を迎えてしまいました。もう、うちの区では、役員交代の常会は終わっております。そういう中で、支払い11億円の起債を含めるものがもう予定されていたわけですから、やはり本年度、本日に至るまでに行政区の説明会をすべきであったのではないかと思います。市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、水資源対策室長が答弁したとおり、この、最終的に議員の皆さんから御指摘いただいているように、くまなくうきは市民の皆さんに説明するというのは当然でございます。ただ、それに至るまでには、簡単に説明だけすればいいという問題ではございませんので、いろんな、今、室長のほうからは、若い人の意見とか、女性の意見とかも聞いて、しっかり、我々としても対応を踏まえて、そして全ての市民の皆さんに分かりやすく説明すべきではないかと考えておりますので、時間はかかりますが、順を追ってしっかりした説明責任を果たしていきたいと、こういう趣旨を御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） はい。繰り返しになりますが、本年度予算で11億円を超える起債を出されております。あと、予算特別委員会がありますので、残りについてはそちらのほうで質問してまいりたいと思いますが、今、市長が言われましたように、くまなく市民への説得をすることが大事であるならば、そのことを十分取り組んでいただくことをお願いして終わりたいと思います。

次、大きな2点目に行きます。

先日、柳川市議会を傍聴に行きました。私の後輩である議員が、一般質問をするときに、このように言いました。「今回、文科省が出しているいろんな通達は、これは命の記録ですね」というふうに言われたので、初めよく分からなかったのですが、よくよく一般質問を聞いていきますと、文科省が出したのは、公務災害が生じた場合、重要な記録となることから、公文書として勤務時間の把握を正確にしろということでもあります。全国で過労死の教職員が出ております。うきは市では、昨日の佐藤議員のほうから、市の職員の悲しい報告がなされました。

そういう意味で、まず1点目、若者が住みよいまちづくりで、昨年12月議会の一般質問終了後、市長のほうから、「労働安全衛生法第18条、衛生委員会を設置しなければならない。また、労働安全衛生法第23条、衛生委員会を毎月1回以上開催しなければならないとあり、2007年度から2014年度まで適切な対応がなされなかったことは大変反省している」と答弁がありました。まず、その点が1点目です。

それから同じように、2点目に、学校総括健康管理委員会が、2008年から2017年度まで開催されなかった理由と責任についてお伺いいたします。

それから3点目、先ほど命の記録と言いましたが、文科省が2019年3月18日の通知、同じく2020年1月17日の通知の、学校における働き方改革がどのように周知徹底され、効果がどのように上げられたのかお伺いいたしたいと思います。

それから、4点目、2019年度教職員の月別、小中別、職種別の超過勤務の実態の分析、原

因と10%削減策について、どのようになされたかお伺いします。また、本年度、学校総括健康管理委員会での、来年度に向けた10%削減策についてもお伺いいたします。

それから5点目、るる、学校総括健康管理委員会の構成見直しをお願いしてきましたけれど、なかなかなされておられません。したがいまして、労働基準法第1条、同じく労働安全衛生法第18条、同じく労働安全衛生法規則第23条に基づく見直しがなされるものかどうかお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、若者が働きやすいうきは市の政策について、大きく5点の質問をいただきました。1点目につきましては、私から答弁をさせていただき、2点目から5点目については、この後、教育長から答弁をさせます。

1点目が、うきは市衛生委員会が開催されていなかったことの御質問であります。うきは市におきましては、平成26年6月25日に公布された改正労働安全衛生法を受けて、平成27年12月1日に「ストレスチェック及び面接指導の実施」が施行されることに伴い、平成27年6月に第1回の衛生委員会を開催したところであります。

過去に、衛生委員会が開催されなかった期間があったことにつきましては、昨年の12月議会でも申し上げましたが、適切な対応がなされてなかったことについて、申し訳なく、真摯に受けとめさせていただいているところであります。今後、適切な職場環境の実現を通じて、職員の安全面、衛生面の両面から、職場環境の向上に努めてまいりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 2点目の、学校総括健康管理委員会が過去、開催されなかった理由等についての御質問でございますが、「うきは市立学校総括健康管理規程」は、平成20年度に作成されており、平成29年度に、学校におけるストレスチェック導入を議題として開催されております。平成20年度から平成28年度の間は、総括健康管理委員会は開催されていませんが、各学校に健康管理医が巡回訪問して、教職員の面接指導を行っており、そこに校長や養護教諭が対応する等、実態として総括健康管理規程の内容が実施されておりました。

総括健康管理委員会については、規程の第6条に、「うきは市立学校における職員の安全及び衛生に関する重要事項について、総括的に調査審議するため、うきは市教育委員会に総括健康管理委員会を置く」とされ、開催の可否は案件の重要性によるものと解されることから、御指摘の期間開催されなかったとしても、責任はないものと考えております。しかしながら、学校における「働き方改革」の推進等もあり、平成30年度以降は年2回の総括健康管理委員会を開催し、学校職員の健康管理や、快適な職場環境の形成に努めているところでございます。

3点目の、「学校における働き方改革」に関する文部科学省通知の周知及び効果についての御質問でございますが、御指摘の通知では時間外勤務が常態化している学校現場において、教師の働き方改革を推進するための方策が提示されております。うきは市教育委員会では、文部科学省通知の前年度、福岡県教育委員会において、「教職員の働き方改革取組指針」が策定されたことを受け、速やかに、「うきは市立小中学校における働き方改革及び部活動に係る指針」を策定して、勤務時間管理のためのタイムカード導入、定時退校日の設定、学校閉庁日の設定、部活動休養日の設定等を同年8月から実施してまいりましたので、文部科学省通知の趣旨を踏まえて、指針の実施に取り組んでいるところでございます。

これまで、総括健康管理委員会や校長会において、タイムカードにより得られたデータ等を活用しながら、教職員の適正な勤務時間管理を指導し、また、教職員の全体研修会等でも働き方改革の趣旨と必要性を説明する中で、職員の意識改革が進んできているところであると考えております。

4点目の、2019年度教職員の超過勤務の実態・分析と削減策及び2020年度超過勤務削減策についての御質問でございますが、令和元年度の教職員の月別・小中別・職種別の超過勤務の実態については、資料として提出しているとおりでございます。表の見方として、中の欄が平均超過勤務時間で、右の欄が80時間以上超過勤務者の割合です。

ごらんのとおり、校長、教頭、主幹教諭等が高く、特に教頭が高くなっています。このことは、教頭に学校運営に係る業務が集中していることや、教職員の指導が委ねられていることが挙げられます。削減策については、総括健康管理委員会に教頭の代表を招いて、実情を報告してもらいながら改善策について検討いたしております。令和2年度の超過勤務前年比10%削減策についてですが、タイムカードによる勤務実態をしっかりと把握し、校長会等で情報を共有しながら、管理職の指導助言、業務や行事の見直し、職員の意識改革等、様々な手法で対応していく考えでございます。

5点目の、学校総括健康管理委員会の構成員見直しについての御質問でございますが、労働基準法第1条では「労働条件の原則」について、労働安全衛生法第18条では「衛生委員会」について、労働安全衛生規則では「委員会の会議」について定められております。

衛生委員会の委員の構成については、労働安全衛生法第18条の第2項に定められておりますが、同条の第1条に、「事業者は政令で定める規模の事業場ごとに、衛生委員会を設けなければならない」と定めており、その政令は、労働安全衛生法施行令第9条を指し示し、第9条では「常時50人以上の労働者を使用する事業場とする」とされているところです。

したがって、うきは市の場合、いずれの学校も50人以上の職員がいる学校はないことから、法令等で定める「衛生委員会」の設置義務はないこととなります。そのため、現在の構成員

を見直す考えはなく、今年度、教頭代表と養護教諭代表から意見を聴取しましたように、必要に応じて、学校現場の様々な職種の方の御意見をお聞きしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） まず1点目、市長が答弁されました、衛生委員会を開催してなかったことは申し訳なく、適切ではなかったということは、これは法令、法や規則に違反していたと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 昨年12月の議会でも答弁させていただいてますように、議員御指摘のように、労働安全衛生法第18条においては、衛生委員会を設けなければならないという必置義務になっておりまして、うきは市では平成19年度に「うきは市労働安全衛生管理規程」を定めて、衛生委員会を設置しているところであります。一方、労働安全衛生規則第23条においては、事業者は衛生委員会を毎月1回以上開催するようにしなければならない旨の努力義務が規定されていると、そのように承知をしているところであります。しかしながら、この間、衛生委員会が開かれてなかったというのは、先ほどから答弁させていただいてますように、大変申し訳なく思っているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 簡潔に答えていただきたいわけです。法律や規則に違反していたのかどうかをお尋ねしております。答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどの答弁のとおりでございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） すみません。私の国語の力がないのかもしれませんが、要するに、違反しているかしていないかをお尋ねし、そのことによってその責任を伺っているわけですので、その点を再度お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 同じことの繰り返しになりますが、例えば労働調査会から出版されております、労働安全衛生法の紹介によりますと、この労働安全衛生規則第23条の解釈ですが、事業者は委員会の会議を毎月1回以上開催するようにしなければならない旨の努力義務が規定されていると、こういうことであります。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 同じことの時間がもったいないんですけども、要するに、市長

の判断は法や規則には違反してませんでした。したがって責任はないという答弁と理解していいんですか。それとも、法や規則に違反していたので、責任がありますという答弁なのでしょうか。どちらかしかないと思いますので、どちらかでお答え願います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 努力義務規定とはいえ、この間、開催されなかったことは、繰り返しでございますが、適切に対応されてなかったことについて申し訳なく、真摯に受けとめさせていただいているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 時間がありませんので、この点については、また予算特別委員会の中でもお尋ねいたします。

法的判断が、市長ができればですね、専門家の方に聞いてください。といいますのは、この間、もし衛生委員会が、市の職員の衛生委員会が開かれておれば、昨日、3番議員の佐藤議員が言われましたように、市の職員の早期退職あるいは死亡ということにはつながらなかったのではないかというふうに変な危機感を持っているからです。その点については、繰り返しになりますが、予算特別委員会のほうでお尋ねいたします。

それから2点目、学校総括健康管理委員会についても、実態としては産業医が学校訪問中にしたからいいんじゃないかというふうに。そういうふうな解釈がどこでされるのか、教育長にお尋ねいたします。また、この間、市の職員と同じように、学校現場でも精神疾患を患った退職者や、若年退職者もいたと思います。その点の実態について、もし分かっているのであれば教えていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 職員の心の病であるとか、あるいはその若年退職者のこの期間ということについては、現在、資料を持ち合わせておりません。残りの分につきましては、学校教育課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 衛生委員会の設置につきましては、この間、議員の一般質問、それから決算特別委員会等でも回答してきたとおりでございますが、議員の指摘される法的な部分については、先ほど教育長のほうが答弁したとおり、施行令の中に50人以上という縛りがございます。50人以下であれば設置義務はないというふうに解釈されるところでございまして、10人から49人の学校であれば、衛生推進者を置けば足りるということでございます。

実際に、県内で教育委員会部局に設置をしている、衛生委員会を設置している自治体が18市町村、それから市長部局に設置しているところが5つの自治体でございまして、全ての自治体で

設置してはいません。

それから、健康管理委員会の規程をお読み取りいただくと御理解いただけると思いますが、年間の開催日数等にも触れられておりませんし、この規程の中で健康管理医の巡回と、これについては先ほどの答弁どおり、実態として行われていたということを校長先生、それから浮羽医師会のほうにも確認をしておりますので、当時からこの規則に乗った指導がなされていたと確認しておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 勝手な解釈では話が進みません。公的な、これは記録とかに載りますので、産業医が各学校を回ったことによって衛生委員会を実態としていたということは、総務課長のほうですかね、法制は。そういう解釈でいいんですか。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 健康管理医の巡回訪問による健康診断といえますか、それによって総括健康管理委員会を兼ねていたというふうには申し上げておりません。健康管理規程に沿って巡回、健康指導を行っていたと申し上げておまして、先ほど来申し上げておりますように、総括健康管理委員会は、その重要性に沿って、必要とあれば開催をすると規程の中では提示をされておりますので、そのとおり運用したということでございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 先ほど、時々出るのは、50人以下だから設置の義務がないと言われておりますが、後の3番にも関係するんですが、平成31年3月18日付の通知では、このように書いております。5ページ、労働安全衛生管理の徹底。①、前文は省略しますが、答申において法令上の義務が課されていない学校においても、学校の設置者は、可能な限り、法令上の義務が課されている学校に準じた労働安全衛生体制の充実に努めることとされることを踏まえ、各教育委員会は適切な措置を行うこととなっております。したがって、昨年出ています、1年ほど前に出ています通知を読めば、50人以下だから努力義務だとずっと言われてきたことは、この通知を読んでないということになると思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） それは、議員御指摘の通知は、31年の通知でございますね。（発言する者あり）議員が御指摘になっているのは、設置した後、28年度までやってないじゃないかという御指摘かと思っておりますので、その間の差異があるというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） いや、それはおかしいですね。前日も、平成24年の通知、それから27年のパンフレットを紹介して、その辺を言ったんですけれども、常に返ってくる返事は、

50人以下だからということです。また、この点については予算委員会のほうでお尋ねいたします。

3番の、文科省の通知、先ほどお伺いしましたが、残念ながら、一番肝心なことが抜けております。命の記録といいますのは、1カ月の在校時間から、条例で定められた総時間を減じた時間が、要するに1カ月45時間を超えないようにということ。それから、公務災害が生じた場合、重要な記録となることから、公文書扱いをすること。虚偽の記録については、実際は短い虚偽の時間を記録に残すこと、あるいはさせることがあってはならないということ。持ち帰り業務については上限時間を遵守するために自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは厳に避けるということが書いてありますが、そのような通知の理解をしているということによろしいでしょうか、教育長。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員御指摘の指針につきましてはですね、福岡県のほうから、本県においては本年度中に「教職員の働き方改革取組指針」を改訂し、条例及び規則については次年度に整備する予定です。本県の条例及び規則の整備を、改めて市町村教育委員会における上限方針の策定等について依頼する予定ですという文書が来ております。これに沿いまして対応させていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 私が質問していますのは、1カ月の在校時間の上限が45時間という通知が来てるのは御理解してありますかとということと、さっき言った、公文書なんですよということ。それから、虚偽の記録はだめですよということ。持ち帰りのこと。そして、最後は、この公立学校の教員の勤務時間の上限に関するガイドラインを、法的根拠のある指針に格上げしたということの理解をされているかどうかをお尋ねしています。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） ガイドラインが指針に格上げされたこと等につきましては、先ほど申し上げましたような県の通知の中等に含まれております。私も、課長も読んでおります。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） じゃあ、再確認ですが、指針が法的根拠のある格上げをされたこと、1カ月の時間外在校時間は45時間以内であること、それから公文書であること、虚偽の記録はしないこと、持ち帰りの仕事、それから相談窓口をすることについては確認したというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） この指針を受けてですね、県がどのような方向性を出してくるのかと

ということがはっきりしませんので、私ども市町村教育委員会としてはですね、県の方向性を待って、国の指針等についても考えていかなければいけないという理解をいたしております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） これが大変がっかりですね。柳川市の教育長は分かりましたと、その通知が来ておりますので、法的拘束力のあるものですから、そのように取り組みますという返事をいただいております。

それから、超勤については、先ほど資料をいただきましたけれども、一昨年との比較をしますと、残念ながら10%削減はなされておられません。この点につきましては、この後、予算特別委員会がありますので、厚生文教委員会の中で再度質問していきたいと思います。したがって、この資料と併せて、昨年度の実績と比較してほしいと思います。

それから、配付しました資料の裏が、その分を書いております。

それから、下に新聞記事を載せておりますが、学校では、今、全員が集まって全員の研修を行うことが多いようです。それに対する提案が西日本新聞で、「教員研修「1対1」方式」ということがなされています。また、右側には「教科担任制」ということで、小学校でもこのようなことを、人員を拡充すればできるのではないかと。そして、下には「多忙すぎる教員 何とかしたい」ということで、通知表の削減、あるいは右側に書いていますように、「多忙化は子どもの不利益に」「身を削る姿に不安」という実習生の意見。「できぬと言えず」小学校教師、それから保護者として「しんどいと言って」ほしいということが書かれております。

大変、時間が不足しましたので、繰り返しになりますが、残った分については予算特別委員会のほうでお尋ねしていきたいと思いますので、十分な答弁資料をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、5番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。13時10分より再開します。

午前11時56分休憩

午後1時09分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。午前中に引き続き、一般質問を行います。

それでは、13番、江藤芳光議員の発言を許可します。13番、江藤芳光議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） それでは、1時間、よろしくお願ひしたいと思います。最後になります、しんがりを務めさせていただきます。

私は議員として、やがて10年になります。そこで、この間、立場は違えども、2期8年向か

い合ってきました高木市長との市政について、一議員として、主要な観点から総括をさせていただきたいと思えます。ただ、今回は10人の皆さんが質問に立たれてですね、この総括ということについても、例えばもう、10番の佐藤議員なり、財政は先ほど組坂議員、それから組織の関係についても佐藤裕宣議員なり、ほかの方からもございましてですね、ほとんど内容的には同じ答弁が返ってくるんじゃないかなというふうに思いますので、どうぞ、市長の答弁は全て耳に入っておりますので、簡潔、省略をしてお願いをいたしたいというふうに思うところでもございます。

それでは、質問に入ります。

2つのテーマを設定をいたしておりますが、まずは高木市政の総括について。2期8年に至る高木市政における主要な政策、財政及び組織運営等について総合的な観点から自己評価をお伺いしたいと思います。御答弁を願います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、私の市政、2期目4年の自己評価について、総括的な御質問をいただきました。平成24年7月15日に、「元気と幸せを！つながろうきは」をスローガンに市長に就任させていただき、これまで市政のかじ取りを務めさせていただいているところであります。

市長就任時、我が国は少子高齢化・人口減少とともに、経済が低迷し、さらにグローバル化等により、先の見えない閉塞感にとらわれている状況であったことから、このうきはの地から、時代を先取りした、「元気と幸せ」を感じられるよう、うきは市型地域社会づくりを目指し、閉塞感を打破する気概で、うきは市の個性が評価されるような地域社会を創造したいとの強い思いがありました。そのために、うきは市固有の自然・風土・文化・歴史等の特色を生かし、また、市民の皆様とともに、知恵と工夫を凝らして、他地域とは一味も二味も違う存在感のある、「うきはブランド」の構築に努めてきたところであります。

平成28年から今日までの2期目に当たっての重点施策としては、1つ目が、地域にあるものを生かして自立していく、「内発的発展」。「地域力創造」の推進を図りながらのあらゆる産業の振興。2つ目が、自治協議会を中心として、地域コミュニティの創造的再生と人材の育成の推進。3つ目が、教育を重んじ、人権を大切にし、文化の薫り高いまちづくり。4つ目が、女性、若者、高齢者、障害者など、全ての人々の社会参画を進め、それぞれが支え合う生涯現役の地域社会づくり。5つ目が、環境や防災などの課題に的確に対応し、心豊かに安心して暮らせる地域社会づくり。6つ目が、縮小社会に向かっている現実を受けとめ、身の丈に合った健全な行財政運営。そして7つ目として、住んでよし、訪れてよしのまちづくり。

この7点を掲げ、その事業の実施に当たっては、特に、「うきは市ルネッサンス戦略」、「第

2次うきは市総合計画」、「うきは市教育大綱」等に位置づけられた事業を通じて、活力と魅力あるうきは市の形成に向け、取り組みを進めているところであります。

自己評価ということではありますが、自ら評価することはなかなか難しいのですが、市民の皆様からは厳しい御指摘があることは十分承知をしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 短い時間で、総括、自己評価というのもおっしゃるとおり、なかなか、これは自分に置きかえても難しい表現だろうというふうに、もとより思っておりました。遠慮深い市長でありますから、感謝を申し上げたいというふうに思います。

それではですね、もう、ほぼ、先ほど申し上げた議員からの答弁もありますので、私がこの4年間、今、市長が言うように懸命にやられてるわけではありますが、なかなか、この4年というスパンの中でですね、このことを成果を出していくという難しさはよく理解をしているところでもございますが。それはそれとして、今から具体的に、率直な、市長との議論をさせていただきたいというふうに思います。

まず、財政運営について入りたいと思います。

さっき、組坂議員のほうがですね、もう言わんとすることも、それから大分県の杵築の話も出てきております。こういうものは当然、省略をいたします。

それで、まずお聞きしたいのは、皆さんも共通して、このうきはの財政の状況というのはですね、財政力指数、それから経常収支比率の数字は、もう皆さんも何回もお聞きになって御理解しておると思います。30年度決算が98.1%という数値に、高くなってきております。これについても、はっきり言えるのは、もう、平成27年の国勢調査の人口ですね。このランクづけが、非常に激減する算定がえ、そして、それから人口の減少による地方交付税の減額。これが響いて98.1%、100%に近くなってきていると。杵築の例も、まさに100を超える数字になってきておるところでもございます。

そこで、ちょっとお聞きしたいのが、これはもう市長——企画財政課長のほうになるかもしれませんが、国のほうも、地方交付税も財源がなかなか難しいということで、2001年から始まった臨時財政対策債。これがですね、ちょっと決算書を見てみまして、30年度の決算が、経常収支比率が98.1でございますが、30年度については経常——臨時財政対策債が、起債を起こしていないということでございますが、そこをちょっと事情をお話いただいただけませんか。決算のときは、ちょっとそこまで気づいてなかったと思うんですが。答弁を願います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 平成30年度におきまして、臨時財政対策債を借り入れなかった理由ということの質問ということです。

平成30年度につきましては、大変大きな事業を抱えておりました。1つが新生涯学習センターり色ふるさと館の建設。それから、補正予算では小学校の空調設置工事。それから、御幸小学校の大規模改造。それに加えて、災害等もございました。

単年度で見ると、相当大きな規模の地方債を発行するような予算になっておりましたので、できるだけその地方債の発行を減らしたいということで、臨時財政対策債については、借り入れをしなくとも、本来は地方交付税で入ってくるべきものなので、きちんと、その財源手当がございますので、あえて借り入れないという手段を選ばせていただいたところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ちょっと、そこまで私、勉強不足でしたが、この起債をしなくても、はっきり言って4億1,000万円ほどの金を、起債せずにでも、結果としてその財源は入ってくるという理解でよろしいんですか。そこを確認して終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 臨時財政対策債については、もともとは普通交付税で交付をされるべきものでありますけども、交付税の財源が、国のほうが不足をするということで、それを補うために地方が地方債を発行して、その元利償還金を全額、基準財政需要額に入れていきますということになっております。そういうことで、全額が、後々、普通交付税のほうで戻ってくるというような考え方になります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 財政のほうの、ほぼ理解をいたしておるところでもございますが、こういう財政事情になって、人口がますます減っていくだろうという懸念が大きくあります。今後どうなっていくのか、もう、唯一の自主財源と一般財源を取り扱える地方交付税が下がっていくということ。それから、いわゆる市税等のですね、これも経常経費ちゅうのが、どんどん人口減少に伴って少なくなっていくと。非常に、非常な事態に近づいてるという気がいたしますので、これをどうするかということに——簡単に答えられる話じゃないでしょうけど、今の時点で、市長がもし、今後も市政を担うようなことになった場合を想定して、どういうお考えをお持ちなのかをお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本議会の中でもたびたび申し上げておりますけれども、人口減少、少子

高齢化は着実に進行しておりまして、市税の減少、あるいは歳出の扶助費の増加は避けられない状況にあります。それに加えまして、地方交付税、いわゆる合併算定がえが今年度で終了いたします。先ほど答弁させていただきましたように、激変緩和期間が令和元年度で終わりますから、いよいよ令和2年度は一本算定ということで、厳しい交付税ということであります。そしてまた、合併特例債につきましても、あと、残額は8億弱ということでありまして、なかなか、今まで大きな事業は合併特例債で対応していたものがなかなかできなくなるという、本当に厳しい状況を迎えております。

そんな中、財政力指数は、細かく言いますと0.379であります。少しずつは伸びておりますけれども、依然として厳しい状況。そして何よりも、我々が気をつけなくてはいけない指数が、経常収支比率が98.1ということで、100に近づいている現実があります。こんな中で、私どもはいつまでも他力本願といいますか、やはり、ほかに頼るのではなくて、自主財源を底がたく対応していかなくてはいけないのではないかと、このように思っております。

そのため、地域経済の課題として、もう外貨を稼いで、域内循環を起こして、地域経済を浮揚するという、地域総合商社的な発想ですね。いつも、今、手元に持ってるんですが、RE S A Sの7指標を常に頭に置きながら、1つが人口動態。そして2つ目が市民の皆さんの1人当たりの所得額。そして3つ目に財政力指数。そして4つ目に創業比率。そして5つ目に地域経済循環率。そして最後、6点目に観光の域内消費額、1人当たり観光客の消費額、これを常にRE S A Sでにらみながら取り組みをさせていただいているところであります。

残念ながら、人口減少は歯どめがかからず、特に出生数が大幅に落ち込んでいるという厳しい現実があります。しかし、一方、市民の皆さん1人当たりの年間所得額は着実に上がってきておりますし、創業比率もかなり上がってきてるところがあります。そしてさらに、観光で、うきはの観光にお見えになる方が、以前は1人当たり726円だったんですが、まだ平成28年のデータしか、RE S A S出ておりませんが、915円に上がるという、明るい兆しもありますけれども、全てが抜本的な改善になっておりませんので、何としてでも、やっぱり自主財源を底がたくする、そういう取り組み。いわゆる内発的な振興にですね、しっかり取り組んでいかなくてはならないと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） そういう答弁の内容だろうと知るしか、私たちにもなかなか、これはこうだというのは難しいのは承知をいたしております。その中で、市長会なり議長会なり、いわゆる地方交付税算定の基準財政需要額の単位費用の算定が、結構、人口が多いですよ、算定基礎。これでいくと、もう、地方創生の概念からすると、非常に市町村は難しい。人口が減れば減るほど、単位費用積算になりますからですね。その辺の声は上がっているというふうにも

思うんですけど、その辺は、市長、認識ありますか、市長会あたりで動きは。これはもう、国が
ぜひやることだと思うんですけどね。お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 地方交付税の中で、一番、やはり重要なのは、基準財政需要額をどのよ
うに見ていただけるかということであります。議員御指摘のように、そのほとんどがやはり人口
比といいますか、人口が大きな要素になっております。この人口減少を食いとめない限り、地方
交付税はじりこんということであります。このことについて、今、福岡県市長会とか九州市長会
で直接的に議論したことはございませんが、こうしていよいよ合併算定がえが終了を迎えますと、
必然的に、議員の御指摘のような話が出てくるのではないかと、このように思います。その折に
は、うきは市の事情等をしっかり議論させていただきまして、また、いろいろお願いをしていき
たいなど、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） この思いは全国ですね、中小の市町村もほぼ同じ考えだと思う
んですよ。しっかり声を上げていくということに努めていかないと、なかなかこう、制度を変え
るというのは難しいことだろうと思っております。

最後に、これはもう、市長の努力だと思うんですけど、市長が24年の7月15日に就任され
ての基金の積立金を、ちょっと10年間ここで整理をしておりますので、約20億円の基金がプ
ラスで積み上がっておるところでございます。それから、地方債の残高が、この間、約16億
5,000万円ほどの減額になっているということは、この場をおかりして紹介をしておきたい
というところがございます、もう、議員も既に御存じの方もいらっしゃると思います。

そこでですね、あまり時間は、幾つか、あと6項目ほどお話ししたいと思っておりましたが、先
ほど、竹永議員のほうから上水道の話がございました。ちょっと財政絡みになりますから、この
場でちょっと、短い時間、市長と話したいと思うんですが。はっきり言って、私、上水道の今後
のあり方については、非常に厳しく思っています。それは市長も共通だと思うんですよ。アンケー
トで10.9%という数字ばかりがですね、皆さんもこれで、みんな同じ認識だというふうと思
うんですが。

そこで、まだ、話を聞いてますと、水源の問題と上水道をごっちゃにしているような話が、ど
うしても聞こえてきます。ですから今度の、竹永議員の24億円についてもですね、事業債、事
業費も、この水源、小石原川ダムについては、もう全て払わにやいかんお金でありますからで
すね。それと上水道は、一旦きちっと切り離して考えないかんという認識を、はっきりしなければ
ならないと思っております。

そこで、さっき話の中で、吉松課長の話もありました。自治会を回って云々という話もありま

すが、どうも、その手続が、順番が違うんじゃないかなというのを、ちょっと申し上げたいんですよ。

先般、久留米市のほうに行きました。田主丸町の上水道の実態を、明確に再確認する意味で行きました。田主丸は久留米市と合併しましたから、上水道の基盤はありますね。すると、どういことが起こっているかという、田主丸町も人口はどんどん減っているんですよ。そして今、上水道の配管整備があつてます。それで、田主丸の中心部だけはほぼ終わってるそうなんですけど、ほとんどつながないと。周辺は全く、うきはの福富の、それで簡易水道の跡はつないで、基本料金だけ払って、水は使わないという部分はあるんだけど、総じて考えると、もう住民は、いつでもつなげる状態にあるから、もう地下水が枯渇するか汚染されん限りは、誰もつなぎ手がないと。もう明確な答えです。

さて、これを。それともう一つは、下水もそうなんです。人口がどんどん減っているから、下水の事業も計画的にやりよるけど、もう、結果的には採算がとれないから、浄化槽に切り替えますという考えを、今、検討していると。そういう状況なんです。

片やうきは市に行きますと、上水道は、とにかく上水のですね、はっきり言うと県南水道に参画するしか方法はないと。けども、238億円という、平成22年の推計がありますけど、もし10.9%が、という数字はあくまでもアンケートの結果ですが、実際、地方創生事業で地下水の調査を3年やりましたですね。結果は良好。水量もまだ継続して調査をするということでございますが。

そういう実態の中で、もし水道事業をやった場合に、皆さんが幾ら説得して、分かったばいと言っても、果たして田主丸町と一緒に、つなぐかと。玄関まで配管は来る。でも、地下水が大丈夫の間は誰もつなぐ者はいないだろうというのが、もう、誰も当然考えるわけですよ。そうした場合に、うきはの水道をもし始めた場合に、財政が成り立つのかと。破綻してまでもやるべき事業かということになってくると思うんです。

ですから、結論は、例えばつなぐ人が2割おるだろうという仮定をしてですね、試算をして財政が成り立つかどうか。これをまずはっきりした上で、じゃあ、これなら事業ができるかもしれん。しかし人口はどんどん減ってくるんです。それを明確に試算をした財政計画を立てて、いけそうだなちゅうときに、初めて158の行政区を回るなり、自治会を回るなり、そういう手順にしないと、いきなり、竹永議員のように、あっち回ってきたかどうかという、そんな話の以前の話が何もできてない。

それをこの間、議会全員協議会でも話させていただいたし、市長公室長なり、吉松課長も一緒に、議長室で明確に話をしてますんでですね。まず、そこんにきの整理をきちっとしていただけませんか。その上で、可能だというときには、議会も一緒になって事を起こしていくという手続

に変えないと、このままじゃ分からんままに話だけが進んでいって、うやむやになっておかしくなるということに、これは大きな市長の責任だと思いますので。ちょっと時間があるので、ちょっとコメントだけいただいて終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本議会に、令和2年度の予算で計上させていただいております、小石原川ダム建設費負担金は、今、議員御指摘のように、平成17年に、うきは市が小石原川ダムに利水参画をして、そして独立行政法人の水機構が小石原川ダムを建設した、その建設費の負担金。言うなれば、平成17年の同意の、要するに同意に基づく最終的な支払いが、今、迫ってきているということであります。

私はいつも、全員協議会でも申し上げましたように、この上水道の問題については、3つのステージで考えていただきたいというようなお話を常々させていただきました。1つが、今ある第1ステージの、この、今まさに小石原川ダムが完成して、試験湛水も無事に終わって、来月1日から供用開始をしようとしているこの中において、各種漁業補償金の支払いであったり、あるいは本体の建設費負担金の支払い。まさに平成17年の同意の精算の時期が今来てる。今、そこにあるというのが1点であります。

2点目は、市民の皆さんへのアンケートで、即上水道に参画する人が10.9%という低い数字にあります。この同意がない限り事業を興せないということで、第2ステージは、市民の皆さんの同意をどう取りつけるかということであります。目標値としましては、令和10年度をめどに、市民の皆さんの御理解を得て建設に着手すると。建設に着手する段階が第3ステージだと、このように思っております。

今、議員御指摘は、第2ステージの、市民の皆様への説明のあり方が問われているのではないかと思います。非常に重要なのは、この10.9の皆さんの切実な声もしっかり聞くことも重要であります。3年間の地下水の調査の結果、おおむね良好という結果は出てますが、場所によっては厳しいところもある。そういう皆さんのお気持ちであったり、希望も聞かなくてはいけない。あるいは、どうしてもこれだけの大きな事業でありますので、将来、今の若い方が負担をしていくような構図になってまいりますので、若い人の声であったり、あるいは視点を変えて女性の声、いろんな各界、各層の声を聞いてですね。そして、いろんな対応を図りながら、全ての市民の皆さんに向かって説明していこうという構想で、今、います。

その中に、議員の御指摘は、建設費がどれくらいかかるのか。あるいは加入したときに、1戸あたりの使用料がどのくらいかというのを示さないと、なかなか先に進めないのではないかと、こういう御指摘かと思います。それは十二分に承知をしているんですが、これまでも再三答弁させていただきましたように、非常に、この、どう言いますか、建設費がどのくらいかかって、概

算はつかめることはできるんですが、1人当たりの使用料がどうかというのは非常に難しい問題があります。一切、一般会計からの繰り入れをしなければですね、相当、もう万単位の使用料になるかと思えます。

これはどちらの自治体でも、ナショナルミニマムとして、やっぱり一般会計からの繰り入れをして、公共的にカバーしているところがありますので、この配分ですね、その配分をどうするかというのは、時の時勢によらないとなかなか判断できない。それを、随分前からですね、数字を出して市民の皆さんに説明するということになりますと、もう、その数字が一人歩きして、それから固定されてしまうという大きなジレンマを抱えておりますので、そのところをどうするかというのが、非常に今、悩ましい問題であります。

議員の御指摘は、非常にポイントを突いたところであると思っておりますので、またしっかり内部でも協議して進めさせていただきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 心配なんですよ。水源は確保した。当然ながら、何のために確保したか、上水道をやるため。ところが、こういう人口減少を初め、大変な事態になってきますからですね、その辺を、やるときには、やっぱりこれなら行けそうだと確証のもとに、議会と一緒に市民を説得するという方途にならないと、ただ説得だけから回っても、市が成り立たんのに水道というですね、誰も、玄関先まで管が来ても、地下水があるなら水道料金まで払ってつなぐことは、人間は誰も同じことを考えるということでございますので、そういうことで、ぜひ、確認の意味も含めてですけども、踏まえていただきたいというふうに思っております。じゃあ、上水道のほうは、そういうことでよろしく御認識をお願いしたいと思います。

次に、組織運営についてでございます。

これは、昨日も佐藤裕宣議員が、もう現実的な言葉でですね、非常に、市長もこの現実を受けとめたようなお話でございましたけど。それは、私の場合は違う視点から。組織運営で一番気になるのは、もう市長御承知のとおり、今、職員の皆さんの50歳以上の、去年の9月もこの空白をどうするかという質問もさせていただきました。

どうしても気になるのは、今、定数259人ですね。市長の所管する職員数がですね。実態はちょっと減ってると思うんですけど。その中で二十数人、259人のうちの二十数人が50代おるんですよ。今年、3月卒業される方もいらっしゃるんですけど。そして、今度、国会のほうも、鐘水議員から定年延長の話も出てきまして、2022年から2030年までに、2年ごとに1歳ずつ経過措置で、2030年には65歳の定年制になるという。これはもう、確実になると思うですよ。

そうした場合に、今、うきは市の48歳の人がもし管理職になると、15年の長いスパンの中

でやっていく。ちょっと自分の、私のあれですけども、組織の事情で、私は38歳で管理職になしていただきました。訳の分からんうちに。この長さは、幾ら異動があってもですね、なかなかこれは、人間ですから、もうおごりが出たり、結果的には腐る。そういう表現がいいかどうか分かりませんが、これは非常に長い期間、責任を持ち続けるというのは、もう大変なことだと経験則で思うわけでもあります。

あともう一つは、若い人を抜てきする人事の難しさ。昨日もですね、私も申し上げておりましたが、3年間、地域おこし協力隊の中で、もう能力、人格を見抜いて採用するのが一番堅いというお話も出たし、大久保君が1人ですね、入ってきております。そういう特別のものをして、何とかならないかという思いは、強く、いつも思っております。ただ、学力と適正、面接あたり、10人の試験官がかかっても、人間を見抜くというのは、もう短期間じゃちょっと無理な話なんですよね。それはもう、そういう問題が、実情がなければ、そういうことで繰り返してきたわけですけども。

言いたいのは、やはりこの空白の中で職員を育成するためにも、また専門的な知見を入れ込むにも、ある程度、そこんにきに人事交流なりですね、そういうものが有機的に、市長が先頭に立って動いて、国交省から来てます。それから県、近隣からの交流関係あたりを、お互いがウイン・ウインの関係になるようにですね、何とかこの空間を健全に持つていくためにですね、健全安定化を図るために、で、能力を発揮する人材も育つ。そういう方法を、みんなでいい知恵を出して実践すべきだというふうに思うんですが、いかがでございましょう。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） これからの組織運営で、今、御指摘の件というのは大きな課題だと、このように認識をしております。今、この行政組織を運営していくためには、やっぱり管理職の位置づけというのは大変重要であり、そして各管理職は大変な負担を背負ってるというところがあります。そんな中で、管理職の期間が長くなると、相当な負担がかかるのではないかと御指摘ではないかなと、このように思います。それはしっかり受けとめて、今後、人事管理もしていかななくてはいけないと思いますし。

以前も申し上げましたが、一方では、非常に、職員の年齢構成がいびつな感じでありますので、できるだけこれをフラット状に持つていくのが一番の理想形で、人事管理の中でしっかりこれを頭に置かなくてはいけない課題だというふうには思っていますが、以前は非常に50代が層が厚かったんですね。そうしますと、全てが全て、年功序列でやってるわけではないんですが、そういう年齢層が管理職になったら、もう1カ所ですね、定年退職というケースがずっと長く続いていきました。

そうしますと、管理職という中でですね、1つのポストでもう退職をされるというケースが結

構多かったですけども、やっぱり組織をしっかり引っ張っていく管理職として、複数の管理職を経験してですね、総体的にこのうきは市の組織を上げていただけるような、そんな視点も重要ではないかと、こういうふうに思っておりますし、また、議員御指摘のように、他機関との人事交流をして、組織がうまく機能するような人事体制についてもしっかり考えてまいりたいと思っていますところであります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 前の答弁とほぼ同じような内容でございます。でも、やはり、重ねて申し上げますけど、人を見抜く難しさというのは、もう、正直、人事をあずかる人間というのは、まさに大変なことだというふうに思います。

そこでもう一つ、どうしても、前も質問させていただきましたけども、福岡県との関係をですね、より強めていかないと、やっぱりどうしても、県との関係というのは、もう、市長も十分お分かりだと思っておりますけど、なかなか受け入れが難しいのかどうか分かりませんが、その辺の関係構築をしっかりしていかないと、なかなか見えないところでいろんなものが出てきているんじゃないかなというふうに思います。時間がありませんから、これは申し上げるに留めたいと思います。

次に、防災問題です。

24年の市長就任のときは、もう大変な水害、激甚災害を、もうまさに直面して仕事に入られて、復興までなし得たということは評価をしなければならないというふうに思っております。そこで、今日申し上げたいのは、どうしても市民の防災、過ぎ去ったら忘れてしまう、寺田寅彦の話でもありますけど、どうしても防災の活動を、うきは市、経験はしておるけれども、まだまだ危機感が低い。避難勧告指示が出て、避難する人は、私が知る限り3%程度の数字しか——単純に数値化しただけの話ではありますけど、そのあたりを、もう少し、市民の命を守るという視点からですね、地域防災計画も、いろんな計画も整備されております。それから、ここに持ってきておりますけども、ハザードマップ。それから、今回、住民に配られた、平川新さんと九大の西山浩司先生、このお二人が監修なさって、職員の方がつくられたんだと思います。これはいいことだと思うんです。

このマップもそうです。これは説明があったときに担当者に言いました。これを配っても、家の中じゃどこあるか分からんごとなってしまうし、その辺をもう少し、実災害に、危機的なときに生かす方法まで考えてやらないと、ただこれを配りましたというだけの話で終わるんじゃないかというのも申し上げました。

そこで私は、やはりこの辺の自主防災組織が、158の半分に達しましたという数字の評価を一般的にやりますよね。しかし、中身は何にもないですよ。役員はもう、毎年替わってしまう

し。全然、自主防災が、だから調査になると、半分は、設立してますという数字だけが行くんでしょうけど。私たちは、地域の中で、6つの行政区で実効的な動きをしています。だから、1つはそういうことを具体的に、単純にできる、自分の158区の区内の、特に災害弱者の方を守るとかという行動を起こすとかという、具体的なものを持っていかないと、ただ、防災のですね、教科書的な語り書きを何回しても、誰もそれを実行に移さない、責任も持たない。その繰り返しが今だと思うんですよ。

だから、はっきり言うと、各区に防災の責任を持てるような人を、区長以外につくことも。できるなら防災士の資格を取ってもらうことが一番いいんでしょうけど、そういう運動を展開していかな限りは、なかなか。そしてまた、どかっと災害が起きて、同じ繰り返しになるんじゃないかとも思っております。

それからもう一つ、24年の災害も、今もそうでしょうけど、災害対策本部が、総務課のあの事務所の中で何ができるかともいつも思います。いつか申し上げました。3階の大会議室に、いろんな設備をしとって、そこに拠点設けるようなことが、シミュレーションの訓練も、もうそこでやったほうがいいし、そんなに金がかかる話じゃないと思うんですよ。その辺も、ひとつ検討をいただけませんか。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民の皆さんの生命、身体、財産を災害から守る防災対策というのは、非常に重要な行政課題だと、このように認識をしております。そういう中で、今、議員御指摘のように、全国的にも珍しいんじゃないかと思うんですが、「歴史に学び逃げ遅れゼロ」運動を、今、冊子をつくって、今からまさに、その冊子に基づいて、いろんな自主防災組織のところにお邪魔して、職員が説明していこうと、こうしております。形だけではなくて、しっかり中身が備わった自主防災組織という御指摘でありましたので、そういう視点で、また心して対応していきたいと、このように思っております。

それから、これまで議員からもいろいろ御指摘をいただきながら、今動き出しているのが、同じ防災、安全・安心のまちづくりで申し上げますと、主要地方道八女香春線の合瀬耳納トンネルが完成をいたしまして、あそこは重要な、災害時の緊急輸送道路に指定されておりますので、このトンネルの果たす役割というのは非常に重要なものがあるのではないかなと思っております。

そして、同じ主要地方道八女香春線で、今川橋の架け替えが、今ピークを迎えていますし、高見交差点のラウンドアバウトの事業も進んでおります。それから、懸案の筑後川水系の隈ノ上川の改修が、いよいよ目に見える形で整備が進んでまいっております。そして、国のお力添えによりまして、道の駅うきはに、防災拠点施設がオープンをしております。この防災公園をもっと有効

活用すべくですね、また国土交通省にもちょっと働きかけをして、いろんな動きがありますので、あの施設、防災公園がもっと生きるような、そんな話もしていきたいなど、このように思っているところでもあります。

そして何よりも、うきは市は犯罪が少ない、刑法犯認知係数が福岡では一番低い。これを逆手にとってですね、安全・安心な町であるということをしっかりアピールしていきたいと、このように思っているところでもあります。

ところで、議員のほうから、いざ災害が起きたときの災害対策本部の場所の御指摘がありました。かねてから御指摘いただいているんですけども、私どもとしては、災害の規模によってですね、やっぱり使い分けることも必要ではないかと思ってます。一番、やっぱり重要なのは、全ての所管にこの災害対応、横軸が入るかどうかというのが大きなポイントであろうかと、こう思っております。そうしたときに、そんなに大きくない災害であったときには、総務課を拠点にするのがですね、一番、各所管が集まりやすく、伝達もしやすいという事情もあるもので、今、そういう対応をさせていただいてますが、しかし、本当に、いつどこで大きな災害が起きるか分かりませんので、議員の御指摘をしっかり受けとめさせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） つけ加えさせていただきたいのは、やはり防災。やっぱり、その現場指揮のみならず、この市長の権限を発動するに、いわゆる必要な指揮官、指揮をする、そういう方をきちっと育ててください。ただ、一般的には事務です。ただ、いざというときにどうするかは初動によって決まるというのは、この防災の鉄則ですからね。だから、事務ができる方が指揮官じゃなくて、指揮官をやっぱりきちっと統括、統率をできるだけの間を育てないと、なかなか。そして、また起きたときには、またパニックが発生する。机上の整備はできとるけど、実際になるとそうなるというのは、もう、何か目に見えるような気がいたします。どうぞその辺はしっかり踏まえていただきたいと思います。

あと十数分になりましたから、ちょっと、あとの2つだけはぜひ。

1つは自治協議会の関係絡みと、地域包括ケアシステム。私、今、文教のほうに籍を置いております。今、第1層協議の場、第2層協議の場、進めて、福祉事務所が所管としてやっていただいております。そこで何が問題なのかというのは、末次所長が所長になって、まだなつたばかりのときに、うちの委員会と社協との話し合いをしました。

で、今、現実、もう私たちの周辺というのが、なかなか空き家、人口が減ってるのはもちろんですけど、隣近所の関係も非常に難しくなっております。ただ、問題は1層、2層の協議会をやってるけど、末端の第3層の各行政区域の末端に何の話も届かないやり方。このやり方、まずいということ。そうすると、社協はその委託を受けて、一生懸命勉強した人が一生懸命やっ

てるんですよ。ところが、特定の人ばかり集まって協議をしているから、ここで回るだけ。下にはおいてこない。誰も関心持ちませんよ。そして、各区とも常会は昔ししっかりやって、問題があつてやってたけど、今は常会が、ほぼ役員交代のときの1回になってるんじゃないですかね。

だから、要は下にどう、同時におろしていく仕組みを、区長なり分館長なり、民生委員を各区から全部、その中に加えて持ち帰って、みんなと協議をする。地方創生の一番原点的な話なんですよね、これも。

そういうことを取り組んで、やり方をきちっとしないと、市長は、今日もそうですけど、福祉の問題になるとどうしても答弁を委ねる。うちの議会で、総務産業的なのも自分で答えているけど、福祉になるとどうしても担当のほうに委ねていくというのが、いつも気になってるんですけどね。だから、その辺をしっかりと見て、指示を出すなら出さんと。やっぱりもう、何か分からんままに事が進んでいって、結果的には成果が出ない。そういう気がしてなりませんので、それはもう、常に気になっておりますので、ぜひ早急に改善して、やっぱり地域の一番末端が、そういう認識をですね、みんなが共有するようなことから同時にやっていくような仕組みを、検証をしていただきたいと思います。

それから、次に教育大綱の関係です。もう時間はありませんが、教育長のほうにも答弁をと。申し上げたいのは、先ほど竹永議員からあつておりました、東海市に行ってきました。愛知県です。そこは子ども教室というのを実際にやって、保健課長も一緒に行っていました。今の現状で、私は学力の向上。この間、学校の先生の研修会に行ったときに、北筑後の、ちょっと顔見知りの先生から、もう、うきは市はすばらしいという称賛をいただきました。それはそれで認めます。ただ、それは学校教育の問題でありまして。

私が言いたいのは、もう一本の柱の、子供の生きる力。このままの、今の子供たちが社会に出て、本当に生きていけるだろうかという、常にその辺の危機感を持ってます。そこで、ちょっと現況をここに書いてますので申し上げます。

女性の社会進出が台頭し、家族や地域での子育て風景が見えない。2点目、勉強と子育てを学校任せとする保護者が常態化している。昨日のNHK、おとつか、NHKで解説員が言っていましたけども、子供、子育てはもう学校丸投げという状態だということが言われておりました。まさにそうだと思います。少子化が現実化し、放課後はもとより、土曜、日曜、休日においても、地域で子供が遊び、何かを体験するような姿がほとんど見られません。4点目、少子化により行政区ごとに子供育成の場であった子供会が機能しないばかりか、保護者にも、将来、子供たちが社会で生き抜くための育成の意義と意識が薄い。県、うきは市が取り組む通学合宿、体験合宿は数日の短期間であり、参加者も特定される実情から、全ての子供が参加しやすい環境にはないという現状を、私は認識をしております。

そこで、東海市の子ども教室、これはいいなど。前は松本市のコミュニティスクールの話もしまして、教育長からは、うきは市はもう、そういう制度的なものじゃなくて自然にできているという答弁も記憶してありますが、実態はそうじゃないんじゃないですかね。

この2つについて、市長と教育長に答弁を、自治会、それから教育も含めて、答弁をお願いしたいと思います。あと5分しかなくなりました。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、大きな教育の基本方針として、生き抜く力というのが大きな柱に挙げさせていただいております。それと同時に、これはうきは市だけではないんですが、もう国内、全ての子供に言えるのかもしれませんが、自尊感情が非常に薄れてきているという話があります。そんな中で、いろんな社会経験をして、地域活動にも参画して行って、併せて自尊感情も高めるような、そういう取り組みをですね、社会教育の中でもしっかりやっていかななくてはいけないのではないかと、このように認識をしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育、あるいは生涯学習においてですね、基礎的、基本的な学びというのが私はあると思います。そういうものは、やっぱりうきはは一定やられてるし、また、通学合宿、あるいはいろんな体験活動。学校における体験活動、そういったものも一定できていると思っています。私が今、思ってるのは、子供から大人まで、今、少し内向きになってないかなということをおもっています。これから、やっぱり子供も大人も外に向かって情報を発信するとか、チャレンジをするとか、そういう人材を育てていきたいというふうにあります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） この辺はずっと突っ込んで話をしたかったですけれども、あと4分を残すだけになりましたから、ひとつ、また課題を、機会があるときにまた進めていきたいと思っております。

じゃあ、最後にもう一つは、もう答えは返ってこないでしょうけど。もう、ほかの人には答えんで、私だけ答えてもらうということにはならないでしょうけど、最後に、市長の、今日はですね、糸山記者もお見えになっています、昨日から。今日は答えが聞けるんじゃないかなという期待もあるんじゃないかなと思うんですけど。市長、いかがでしょうか。その、どうでしょうかということにはちょっと答えはなかったようですけど。まずはその意思。意向じゃなくて、どうするかって意思は、どうお考えなのか、率直にお答えいただけませんか。その、次期市長選挙のことです。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、次期市長選への意向について御質問をいただきました。

昨日、佐藤裕宣議員の御質問でもお答えいたしましたように、正直申し上げまして、まだ考えを申し上げる状況にはございません。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） いつ頃になったらその状況ができ上がるような思いでございましょうか。お尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今の新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応とか、今、目の前に課題が山積をしております。そういうことに、今、懸命に取り組みをさせていただいておりますので、そういうことで、ちょっと御勘弁をいただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） コロナウイルスも早く決着すりゃいいんですけど、その動きも、これはそうなるという可能性が、状況では低いように思います。課題山積であろうがなかろうが、はっきり自分の意思を出して、動くのなら動き始めるということ、はっきりなさったほうがいいんじゃないかというふうに思います。皆さんは出なさる、やるんだということで質問もなさいましたけど、私はどっちもつかんような、訳分からんようなことにもなったような気がしますけど。しっかり、皆さん一緒になって、うきは市のために頑張っていただきたいと思います。終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、13番、江藤芳光議員の質問を終わります。

以上で一般質問は終了いたしました。

日程第2. 議案質疑

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、議案質疑を行います。

議案第15号辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） うきはブランド推進課長の樋口でございます。

議案書の8ページをごらんください。

議案第15号辺地に係る総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため、「辺地総合整備計画」を作成したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和2年3月6日提出。うきは市長高木典雄。

別紙に、令和2から5年度辺地総合整備計画書を配付しておりますので、そちらのほうをおあけいただきたいと思います。

この計画は、4年ごとに計画を策定するもので、今年度で計画期間が終了するため、次年度からの計画を策定するものです。うきは市の辺地は、交通条件や経済的条件等に恵まれないへんぴな地域のこと、妹川、新川、田籠、小塩で、一部を除いた姫治地域で4つの辺地がございます。この事業は辺地債の対象となり、起債で10割借りて、交付税で8割措置されるものです。

ページの1ページが妹川辺地でございます。森林セラピーロードの整備を計画しております。

続きまして2ページでございます。新川辺地でございます。林道吉の本線の整備を計画しております。

続きまして3ページです。田籠辺地、市道小間坊・女子尾線ほか2路線の整備を計画しております。

続きまして4ページでございます。小塩辺地、市道柳の瀬・女子尾線の市道が2本、林道前迫栗木野線、女子尾の簡易給水施設の整備を計画しております。

次のページがその位置を示しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

まず、1点目のセラピーロードの整備で、観光看板設置という分で予算が500万円組んでありますが、これは枚数とか、看板の規格というのはどちらかに載っているのでしょうか。

それから、2ページ、3ページ、4ページにつきましては、それぞれの道路の長さというものどちらかに載ってるのか、よく分かりませんので教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） この計画は5年間のおおよそを出しておるところでございます。森林セラピーで何本つくるとか、そういう具体的な枚数まではまだはっきりしておりません。これは5年間のうちに、例えば事業費とかが500万円予定しておりますが、もっと事業費がかかるようになると、毎年議会に承認を求めて——2年から5年の4年間ですね。4年間のおおよその計画を出しているところでございます。先ほどの、2、3、4につきましても、毎年度どれだけ進むかも、ちょっと進捗にもよりますので、毎年度、計画を見直しながら進めていくような計画となっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） この4年計画、前回は平成28年から31年度、元年度まで。

これは、計画の成果というか、達成率、前回4年間の達成率がどうだったのかを、総務産業のほ

うで御検討いただく、そこだけは聞かせてください。もう、全て達成したのかどうか。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 総務産業の中で、今の議員（「総務産業で検討する……状況は達成しましたと、前の計画書、4年間は全て達成見込みですということであれば分かります……」と呼ぶ者あり）4年間で道路、公共的施設をやりますので、ロングスパンになりますので、達成してる分と、継続してる分もありますので、達成率とかいうのは、ちょっと出してないところでございます。毎年、毎年、議会の承認をいただいたところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 毎回毎回承認というのは、変更があった場合には議会に毎回提出されてますよね。ただ、もうここじゃいいけども、総務産業で、これだけは継続してます、これは達成しましたというぐらいの報告はきちっとしてください。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号うきは市道路線の認定についてを議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書の9ページでございます。

議案第16号うきは市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のうきは市道路線の認定について、議会の議決を求める。
令和2年3月6日提出。うきは市長高木典雄。

認定でございます。2級市道、路線番号57。路線名、今待第3号線。起点、吉井町新治字今待719番5。終点、吉井町新治字今待722番7でございます。

今、お手元のほうに資料を配付しておるかと思えます。うきは市道路線の認定変更資料編でございます。1ページをめくりますと、こちらのほうに、ただいまの議案では第16号で認定の路線でございますけれども、次の議案第17号の区域の変更の部分を一部ちょっと載せておるところでございます。認定の路線につきましては、1ページの一番上でございますが。認定路線、2級市道、今待第3号線というふうに図示をしております。場所については、吉井町の新治団地跡地の部分に関わります市道の認定でございます。

1ページはぐっていただきますと、資料の2ページのほうでございますが、こちらのほうに、ちょっと詳細な図面を記載しておるところでございます。右側のほうに、赤いところで起点、終点と記載をしておりますけれども、こちらのほうが、今回、認定をいただく路線となっております。

ころでございます。延長にいたしまして112メートル。これを今回の認定区域として議案に上程しておるところでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号うきは市道路線の変更についてを議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書10ページでございます。

議案第17号うきは市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、次のうきは市道路線の変更について議会の議決を求める。令和2年3月6日提出。うきは市長高木典雄。

区域の変更でございます。今回、3路線予定をしておるところでございます。まず、その他市道、路線番号1271号。路線名、法華原9線でございます。こちらにつきましては、起点の変更をするものでございます。従前地の起点、吉井町富永字法華原2257番65。こちらが、新しく起点の変更で、同所同字2257番112に変更するものでございます。こちらにつきましては、関係者、地元からの払い下げの申請がございまして、普通財産に払い下げて、払い下げを行うということで、路線の変更を行うものでございます。

次の、その下でございます。2級市道、路線番号50。路線名、今待・前田線でございます。起点につきましては、吉井町新治字今待719番5。終点、吉井町新治字前田1078番2。こちらについては、今回、起点の変更をするものでございます。新しい起点の番地といたしまして、同所同字の743番でございます。

次ページでございます。

3路線目でございます。その他市道、路線番号150。路線名、元有・小坪線でございます。こちらについては、従前の起点、浮羽町妹川字元有3079番1。終点、浮羽町妹川字元有3494番。今回、起点の変更を行いますので、同所同字3156番9が新しい起点となります。

別紙資料のほうをお願いいたします。1枚目のほうに、中段から、区域の変更の路線位置図を記載をしておるところでございます。

資料の2ページのほうでございます。こちらのほうは、先ほど、認定の路線と重複する分でございます。本来、表題部分に書いておりますけれども、変更前、2級市道の今待・前田線、こちらの起点、終点がございます。この路線について、昨年3月ですか、新治団地跡地の払い下げ

の折に、この宅地内の市道認定を、議会承認をいただいたところでございました。この路線の測量をする段階で、もともとありましたこの路線が、圃場整備によりまして、若干、水路かまちなっている部分が判明をしたというところで、今回、もともと1本の路線を2本の路線に区域の変更をするものでございます。

続いて、資料の3ページのほうでございます。

こちらは市道の法華原9線、起点の変更でございます。こちらのほうに赤と黒で記載をしております起点の変更で、今回、242メートルから80メートル、162メートルを普通財産として払い下げを行うものでございます。

続いて、資料の4ページでございます。

こちらは妹川の元有でございます。一昨年、12月8日に、合瀬耳納トンネルが完成いたしました。この道路につきましては、旧県道から抗口に至る部分までが県道としての認定を受けております。これによりまして、市道の起点を新しい起点の位置として変更を行うものでございます。新しい市道の延長といたしまして350メートル。県道へ移管する長さが377メートルでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所の末次でございます。

議案書の12ページをお開きください。

議案第18号第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画の策定について。

第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求める。令和2年3月6日提出。うきは市長高木典雄。

第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画について説明をさせていただきます。事前に配布させていただいております計画案をお手元をお願いします。

計画案については、大変申し訳ありませんが、訂正がございます。本日、A4、1枚の正誤表を配付させていただいておりますので、その正誤表をお願いします。

計画案の3ページの中ほどでございますが、枠で2つ囲んだ中段の少し下のところになります

が、「新制度における事業の体系」と記載しておりますのを、「新制度における事業の体系」。それから、26ページになります。26ページの下段のほうになります。「母親のフルタイムへの転換希望の比較（就学前児童）」となっておりますところを、これは小学生の間違いでございます。それから、42ページ。42ページの下から3行目の右側のところになりますが、「養成機関で2年以上」と記載をしております。これは「養成機関で1年以上」の間違いでございます。次の3カ所、訂正しておわび申し上げます。

それでは、計画案で御説明させていただきます。1ページから6ページの第1章が計画の概要でございますが、一部抜粋して御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

3、計画の位置づけでございます。本計画は「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に則して策定するものでございます。中段に、ほかの計画との関係を記載しておりますが、本計画は「第2次うきは市総合計画」を上位計画とし、他の関連関係計画との整合性を図って策定するものでございます。

6ページをお願いいたします。

4、計画の期間でございます。本計画は令和2年度から令和6年度までの計画期間とするものでございます。平成27年度から今年度までの、「第1期うきは市子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画でございます。計画の策定体制でございますが、5番に記載しておりますが、本計画の策定に当たっては、「うきは市子ども・子育て会議」を設置して審議を行いました。このほか、保護者に対するニーズ調査や、計画原案に対するパブリックコメントにより、市民の意見の反映に努めました。

次に、7ページから45ページまでが、第2章うきは市の子ども・子育てを取り巻く現状を記載しております。このうち、11ページまでが人口世帯等の動向でございます。

12ページをお願いいたします。

ニーズ調査結果の概要でございます。本調査は、策定に当たっての基礎資料として、国が示した調査項目に準拠しつつ、本市の子育て中の保護者に対して、子育てに対する実態や意識、要望等を把握することを目的として実施しました。調査実施方法は記載のとおりでございます。

13ページから34ページが調査結果の概要でございます。また、35ページから43ページが第1期子ども・子育て支援実施状況でございます。

次に、44ページが基礎統計やニーズ調査、第1期計画の事業実施状況から6つの課題を挙げております。

48ページから60ページが、第3章子ども・子育て支援の基本的な考え方でございます。

48ページをお願いいたします。

家庭や地域は次代を担う子供の成長基盤です。この計画は、「あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもが健やかに育つまち」を基本理念とします。基本理念を実現するために、6つの行動目標を定め、49ページに、家庭・地域・事業者・行政の役割を記載しております。

50ページをお願いいたします。

第2期の重点施策でございますが、第1期の課題から追加した施策を御説明いたします。

(1)の児童虐待防止対策の充実でございますが、児童虐待防止対策とDV対策の連携強化を推進していきますといったことを追加しております。51ページの(5)子供の遊び場や交流の場の充実に向けた取組の推進。それから、(6)情報提供・相談体制の充実に向けた取組の推進という項目を新規として追加しております。

52ページをお願いいたします。

取組方針としての追加は、妊娠期から切れ目のない支援を目指し、「子育て世代包括支援センター」と関係各課が連携し、各事業を推進していきます。また、「生きる力」を身につけることができるよう、「うきは市教育大綱」に基づき推進していきますといった内容でございます。

6つの行動目標に対する施策と内容は記載のとおりでございます。

61ページから85ページの、第4章事業計画に、量の見込みの考え方、提供区域の設定、提供体制の確保を記載しております。いずれもニーズに適切に対応ができるように、必要なサービス提供に努めてまいります。

87ページの第5章では、本計画の推進に向けて、それぞれの役割を記載しております。子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、様々な分野にわたるため、関係機関、団体と連携を図りながら、計画の進捗状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議で評価を行います。また、子ども・子育て会議の審議により、必要に応じて施策の見直し、改善を図ります。

説明は以上でございます。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、熊懷議員。

○議員（**8番 熊懷 和明君**） ちょっとお伺いします。

これ、委員会付託となっておりますので、そちらのほうでじっくり話していただければと思いますが、ちょっと気づいたことに対して。行動目標がいろいろ出ています。これ、5年間の実績評価に沿って作成されたものだと思います。でも、何か、読んでいますと、何々を行った、何々対応しますというようなことで、何か、こういうことをしますというような目標が、何か見えないような気がしますので、結局、37ページの不妊治療のところでも、福岡県が行っている助成制度について、チラシの窓口配置、電話対応等によりその周知、利用促進を図っていますとあります。

こういうことならば、うきは市として通院代とか検討してどうこうというような、何かこう、

前向きな目標が欲しいなど、私自身思っていますので、そういうことを入れてもらいたいなど感じていますので。あと、付託をお願いしていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） ただいまの御意見につきまして、厚生文教常任委員会のほうで協議させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 私、パブリックコメントも出させてもらったんですけど、今回の第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画、5年間ということで、西別館に今度、みんな——何ですかね、福祉事務所と学校教育も連携してゼロ歳から18歳まで切れ目なく子育て支援をするということで、先ほどニーズ調査というのがございました。何ページだっけ、12ページですかね。ニーズ調査の対象は、ゼロ歳から小学校6年生まで。今後、中学校から高校までもして、そして必要な支援、子育て事業を展開されていくのか、ニーズ調査もされていないのに。

言いたいことは、中学、高校の18歳までのところの子育て支援というのが、ほとんど見られない。そこは、この5年間のうちに、またそのニーズ調査をしながら、必要であればそこは変更していくのか伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） ただいまの御質問でございますが、今回の第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たってのニーズ調査につきましては、この子ども・子育て支援事業計画に盛り込むべき内容として必須記載事項、参酌標準、任意記載事項という規定がございまして、その必須記載事項、その記載事項に基づいてニーズ調査を行っているものでございます。

しかしながら、18歳までの子ども・子育て支援事業計画の施策でございますので、今後——全員協議会の折にも回答させていただいたかと思いますが、中高生の関係者を、子ども・子育て会議の委員のほうに、委員として検討して、その中でこの子ども・子育て支援事業計画について審議を行い、必要であれば計画の変更も検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ありがとうございます。しっかり、ニーズのほうはそういった形で確認していくということでよろしいですかね。私は、そういったニーズ調査のやり方とかは分かりませんから、そういった決まりでやられたんだと思いますけど、私が知る限り、教えていただいた限り、ゼロ歳から18歳までは切れ目なくやるというのが頭に残ってますからですね。そうすると、なら、そこをニーズ調査だけでも単純に、ゼロ歳から18歳までの保護者なり、子

供たちの意見を聞いて、その上でやるというのが普通だろうと思いましたが。やり方はいろいろあると思いますので、今後、子育て会議等でそういった調査、ニーズまで確認していくということでございますので、切れ目のない、そういった体制をとっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） これ、うきは市独自じゃなくて、よその市もほとんど一緒ということでしょう、これは。県の指導でやったものでしょう。独自なところがあったら、ちょっと教えてもらいたいと思えますが。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 今の御質問というのは、この子ども・子育て支援事業計画はどこの市町村も計画をするものですかという御質問でございましょうか。（「同じようなもんじゃろ、内容」と呼ぶ者あり）内容ですね。その内容につきましては、先ほど申し上げましたように、この子ども・子育て支援事業計画については、国が示した内容で策定するものでございますので、内容としては同じような、どこの市町村につきましても同じような内容で計画を策定しているものと考えます。（発言する者あり）独自の。

独自のものとしては、52ページの取り組み方針の中で、先ほど申し上げましたように、例えばその子育て世代包括支援センターと、同じ西別館内に関係所管が集まっておりますので、そういった体制で取り組みを推進しますといった内容ですとか、行動目標を、1から6までにある事業の内容のうちに、うきは市独自でやっている事業もございします。例えば寺子屋事業だとか、図書館、読書活動の推進だとか、そういった事業がございしますので、そういった、うきは市独自の施策というの、この取り組み方針の中で入っているところでございします。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。15時より再開します。

午後2時45分休憩

.....
午後2時59分再開

○議長（櫛川 正男君） 議案質疑を再開します。

次に、議案第19号うきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について及び議案第20号うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の制定については関連がありますので、一括して議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 総務課の田籠でございます。

まず、議案第19号うきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでございます。議案書は13ページからとなります。議案の朗読は省略いたします。

まず、本条例の制定の目的について御説明をさせていただきます。市立小学校で実施しております少人数学級の指導特別教員につきましては、これまで、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職非常勤職員として任用を行ってきております。令和2年4月1日から始まります会計年度任用職員制度の導入に当たりまして、少人数学級の指導特別教員は、福岡県教職員の給与体系に準拠することで、会計年度任用職員には移行せず、地方公務員団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期付の一般職として任用する職種とするため、本条例を制定するものでございます。

なお、本条例は準則及び他自治体の事例を参考としているところでございますが、本市におきましては、当面の間、少人数学級指導特別教員に対してのみの適用とすることとしております。

続きまして、条例について御説明させていただきます。議案書は14ページとなります。

本条例は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、専門的な知識経験、またはすぐれた識見を有する者などを、任期を定めて採用するため、法が条例に委任している事項を定めるものでございます。

まず、第1条では制定の趣旨を、第2条及び第3条におきましては、任期付職員を採用することができる条件を規定しております。第2条では、任期付職員を採用することができる場合の条件を、第3条では公務の能率的運営を確保するため、業務が一定期間に終了することが見込まれる場合や、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合等に任期を定め、採用することができるよう規定しております。第4条では、第3条第1項に規定された業務に従事させる場合や、住民サービスの提供時間を延長する場合には、短時間勤務の職として、任期を定め採用することができるよう規定しております。第5条では、任期付職員の任期の特例について、第6条では、任期の更新を行う場合は本人の同意が必要となること。第7条では、任期付職員の給与は再任用職員の給与規程を準用すること。第8条におきましては、任期付短時間職員に対する給与の適用除外等に関すること。第9条では、委任事項について定めるものでございます。

附則でございますが、第1項では、施行日を令和2年4月1日とすること、第2項以下につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきたいと思っております。新旧対照表3ページをお願いいたします。

新旧対照表の3ページから4ページにかけてでございます。うきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、附則第2項による改正についてでございます。

任期付職員制度を導入するに当たり、うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正を附則により行うもので、任期付職員、短時間勤務職員の勤務時間、休暇等について、再任用短時間勤務職員に準じることとするため、第2条から第4条及び第11条について、再任用短時間勤務職員の後に、「任期付短時間勤務職員」の文言を追加するものでございます。

続きまして、新旧対照表の5ページから6ページにかけてでございます。

新旧対照表の5ページから6ページにかけましては、うきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、附則第3項による改正についてでございます。

任期付職員制度を導入するに当たり、うきは市職員の給与に関する条例の改正を附則により行うもので、第2条では、任期付職員として採用される教育職員を除くこと。第6条では、任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給与を再任用職員に準じること。また、第12条では、今回の任期付職員の制度導入に併せて、再任用短時間勤務職員の通勤手当の減額の規定を設けるものでございます。

続きまして、議案第20号うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の制定について説明申し上げます。議案書は18ページとなります。

本条例につきましては、うきは市立小学校において、少人数学級編制を実施するに当たり、議案第19号うきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づき、うきは市教育委員会が採用する教育職員の給与等に関する条例を定めるものでございます。本来であれば、任期付職員として任用する教育職員の給与につきましては、任期付職員の採用等の条例において規定するところではございますが、福岡県教職員給与に準じた取り扱いを行うことで、今回、教育職員の給与等について新条例を制定し、対応するものでございます。

条例の構成について説明をさせていただきます。

第1条では、本条例の趣旨を規定しております。第2条から第6条は、給与及び職務等に関する規定となります。第2条では、少人数指導特別教員に支給されます給与の種類、種別、給与の支給方法を規定しております。第3条では、少人数指導特別教員の給料に関する規定を設けております。給料表は、福岡県の教職員に準じた内容となっております。第4条では、服務規程について。

20ページになりまして、第5条では、勤務時間について、第6条では、旅費について、第7条では、委任事項について定めております

附則におきまして、第1項では、施行日を令和2年4月1日とすること。第2項では、本条例を制定するに当たり、現行の賃金の支給等を定めまして、うきは市少人数指導特別教員条例を廃止することとしております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑のある方は議案番号を述べて行ってください。質疑はありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 議案の第19号のほうでございますが、ちょっと小さいことすみません。内容はホームページでいろいろな市と対比して確認させてもらったんですけど、別段、内容に問題はないと思うんですけど、14ページの第3条、これの上の括弧の説明やらちゅうとはないとですかね。後の各条は、趣旨やらそういった括弧書きの説明があるんですけど、3条には入れなくて、もうこのまま、2条の説明が、2条も3条もなる、このとおりになるということか、ちょっと括弧書きや説明が必要だと思うんですけど。よろしくをお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 今の御質問は、3条の前にございます、括弧書きがないということの部分でございましょうか。この第3条につきましては、第2条と同様に、職員の任期を定めた採用に関する条件となっておりますので、ここは省略されているところでございます。2条も3条も同様のことになっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 議案書は23ページからとなります。

議案第21号うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略します。

次のページをお願いします。

24ページから25ページにかけて、改正条例の内容を記載しておりますが、お配りしております新旧対照表により御説明をさせていただきます。

新旧対照表の7ページをお願いいたします。

うきは市行政組織条例新旧対照表でございます。第1条の表中、新たに都市計画準備課を設置するものでございます。

第2条の事務分掌でございますが、10ページに記載しておりますように、具体的には、右側となりますが、真ん中、上のほうですね、住環境建設課の（5）にあります、都市計画等に関すること及びその下になります、うきはブランド推進課の（6）企業誘致に関することを、新たに

設置いたします都市計画準備課に移管し、併せまして遊休施設等の活用に関することを所管させるものでございます。

次に、新旧対照表 11 ページになりますが、これは 10 ページの続きでございます。水資源対策室に、自然環境・地理的環境に関することを追加しております。

最後に、附則において、本条例の施行期日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日と定めております。

お手元に、先日の全員協議会の折に、具体的な配置人数等も必要だということでございましたので、資料として配付をさせていただいております。

なお、この条例改正の基本的な考え方につきましては、全員協議会の折に、市長より直接、御説明をさせていただいたとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5 番、竹永議員。

○議員（5 番 竹永 茂美君） 2 点、お尋ねいたします。

1 点目は、今、配っていただきました説明資料等を見ますと、全協でも説明がありましたように、都市計画準備課、いわゆる課長職を 1 名増やすということの提案であるかと思っております。先ほど、一般質問で、るる、市長は行財政改革を進めなきゃいけないとか、財政が厳しいということを言われたんですが、少なくとも、課を 1 つ増やすのであれば、既存の課を 1 つ減らすというのが当たり前でありまして、本当に財政が厳しいのであれば、ほかの議員が言われましたように、課長職を減らして、2 つの課を 1 つの課にするという、本当に身を切るような行政改革をしなければなりません、なぜそうならなかったかというのを 1 点目にお尋ねいたします。

2 点目は、最後に説明されました、11 ページの水資源対策室で、（4）自然環境・地理的環境に関することの説明で、議員からの要望がありましたのでここに置きましたというような説明でしたけれども、先ほど一般質問でお尋ねしましたように、水資源対策室が、残念ながら、本年度、ほとんど説明会をなされていない。そして、そこには課長職、係長職、それから職員 3 名おられるわけですから、そうすると、この自然環境・地理的環境に関するところが、本当にこの部署に必要なのか、大変疑問に思いますので、その辺が理解ができるよう、分かりやすく説明をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 2 点、御質問をいただきました。まず、管理職の数でございます。

管理職の数につきましては、課は増えておりますけど、管理職の数としては変更ございません。それと併せまして、今回新たに都市計画準備室を作るに当たりまして、そのほかの課の中です

ね、人員等については調整もしておりますし、今、正式の課ではございませんけど、遊休施設活用プロジェクトチームがございますけど、そちらのメンバーがほぼ移行するような状況でございますので、人員等についても今までどおりというふうに考えておるところでございます。

2点目でございますが、自然環境・地理的環境についての業務が、水資源対策室に行ったときの今までの業務が滞るんじゃないかというような御質問でございますが、今回、水資源対策室におきましては、今日も話題となっておりますけど、いろんな、地下水の調査等もやっております。そういう関連もございまして、水に関します自然環境とか地理的環境についても親和性があるものと考えておりますので、水資源対策室のほうで所管するところで予定をしております。併せまして、今まで、従来やっております部分についての業務に滞りがないように対応していくことで予定をしております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） よく分かりませんでしたので、再度質問いたします。

都市計画準備課の課長は、ほかの住環境建設課の課長が来られるわけですか。それとも、どこからこの都市計画準備課の課長が来られるか、分かりやすく教えていただきたいと思います。

それから2点目は、この項目を言われたときに、議員からいろいろ言われてきましたのでという理由づけを言われましたけれども、そうじゃなくて、市としてこれが絶対必要だという説明ではなかったように思います。ですから、市として絶対必要という理由を、分かりやすく教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） まず、管理職の部分でございます。

今、プロジェクトチームの参事におきましては、管理職でございますので、人数については変更がないものと予定をしているところでございます。

それと、今回、水資源対策室の必要性でございますが——これまで、自然環境におきましては、議会のほうからも取り組みについて要望もありました。併せまして、今回、市のほうにおきましても、自然環境についての取り組みは必要であることと認識しておりますので、今回の業務について、水資源対策室のほうに所管させていただいたところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 1点目は、遊休施設の参事が課長職だから、そちらが回るというような捉え方でいいんでしょうか。

それから、2点目は、市として必要性を考えたと言われましたので、その考えられた必要性について、幾つか具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） プロジェクトチームの参事職につきましては、参事職が回るということではございません。総枠として、人数は同数ということで御理解いただきたいと思っております。

自然環境につきましては、これまで取り組む所管がございませんでした。今回、その所管を新たに水資源対策室のほうに所管をさせるところで考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

すみません。自然環境につきましては、今、絶滅危惧種とかいろんな部分で、動植物とかの部分の取り組みが必要な状況もございますので、これまでやっていなかった部分について、今年度新たに業務を――2年度以降やらせていただくところで考えているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） これは、ちょっと市長にお尋ねしたいんですが、任期が迫っておりますから、今後もこの事業を継続されるんだというような思いでもありますが、まず、その1つは、都市計画の準備室ですね。大体、その準備が取り除かれるのはどのくらいの期間を想定されているのかが1つ。

それと、今、田籠課長からありましたけれども、何ですかね、水資源対策室の自然環境・地理的環境に関することという事務分掌についてですね、今、話はありましたけれども、市長の描いているイメージを、市長の言葉でお尋ねしたいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、都市計画準備課でございます。

これまでも、今の第2次うきは市総合計画の中で、議会の提案で修正をかけたいきさつもあります。常々、今、うきは市内におきましても、いろんな開発が進んで、うきは市の均衡のとれた土地利用計画をしっかりと取り組むべきじゃないかというのは、ずっと、かねてから議会からの御指摘でありました。私たちも、議会の御指摘を受けて、まさにそのとおりだということで、今回、新しく組織を立ち上げたものであります。

組織を整備するためには、常に我々も、俗に言うスクラップ・アンド・ビルドではありませんが、やはり財源をしっかりと考えて、焼け太りしないような組織形態をとというのは常に考えておりますので。ただいま、総務課長のほうから話がありましたように、課長職である参事を財源として、新たな課長職を設けたと。こういうことで、一増一減という意味で御理解をいただければと、このように思います。

それから、水資源対策室のほうに、自然環境、そして地理的環境に関することを追加させていただきたいという御提案をさせていただいております。この自然環境についても、たびたび、決

算特別委員会を含めまして、議員のほうから御指摘があって、そして、江藤議員のほうからも、非常に、筑後川の鮎が少なくなっているのではないかというのは、再三御指摘をいただいたところであります。

やはり、うきはの大きな宝は風光明媚な自然環境と田園風景が今なお残るこの町をしっかりと守っていくこと。そして、その宝である自然環境がどういうものであるかというのを、しっかり、やっぱり我々が把握しないと、なかなかアピールできないのではないか。あるいは保存することができないのではないかと、こういう視点に立ちまして、議会の御指摘も、本当にもっともだということで、今回、組織整備に踏み切らせていただいたと、こういうことであります。（発言する者あり）

これは以前、全員協議会でもお尋ねいただいたところでありますが、何せ都市計画というのはかなり大がかりな作業であります。やっぱり、そこにはしっかりした組織整備というか、そして、その知見にすぐれた職員の育成も必要になっておりますので、この場で、何年後に準備をとるというのはちょっと申し上げられないんですが、できるだけ早い時期といいますか、しっかりした体制を整えていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 分かりました。それで、ちょっと今思ったんですけどね。今、うきは市で目に見えて業績が上がってる1つに、徴収対策室の澤田さん、こういう方の、この実績、影響というのは、職員育成も含めてですね、かなり大きなものがあるのは、議員もほぼ認識してあると思うんですよ。

今日、ちょっと私は、付託されますけど、さっきの条件つき、何やったっけ、職員、任期付。あの関係の制度も、文教のほうで審査もしますけど、やはりそういう人材確保、そういうものをすることによって、都市計画をやるって、それだけの大変な事務であることは、私も、直接じゃないですけど、間接的にはですね、開発行為的なもので、その成り立ちは、大刀洗の町が立ち上げるときに、随時、その辺の話し合いに参加したことがあります。大変な作業ということは認識をしています。だから、そういう人材をですね、やっぱ確保していくかいかんかによって、その事業そのものですね。大きく変わるということは、もう言うまでもなく、老婆心と思いますけど、ひとつ、その辺をですね、しっかりと取り組んでいただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど、議員からは一般質問の折にも、今後、定年延長等が考えられる中で、今、50歳代の職員が少ない中で、もっともっと人事交流等をしっかりやったらどうかという御提言もいただきました。それに近い話もございますので、今回、こうやって任期付任用職

員の条例を認めていただけますならば、そういう面でもしっかりと、いろいろ前向きに検討していきたいと、そのように考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 2つほどお尋ねします。

1つは、今、都市計画準備課という件について。いずれにしても、将来的には審議会等も含めて設立しないといかんというふうに思うんですね。さっき、準備していく期間はまだ不透明ということですけど、そういう意味でも、今後、うきは市がどういうふうにまちづくりをしていくかという、その辺の考え方というか、一定のまとまったところを、議会とどういうふうに調整していくかというか。

途中経過は別にいいと思うんですけど、ただ、今後、まちづくりとの関係が、非常に強い関係なので、議会とどういうふうにコミュニケーションを図れるかといったところを少し危惧しているところです。その辺を、今後、通常の課として全協のところで報告していただくとかね、そういうのもあるかもしれませんが。ただ、事が事だけに、あまり大っぴらにするわけにいかない部分もあるかと思うので、その辺に十分留意いただいて、コミュニケーションを図るような、意思疎通を図れるようお願いをしたいというふうに、これはお願いです。

それともう一つ、介護のところですけど、福祉事務所のほうで、9名のところが8名に1人減るような形になっているんですけど、これ自体は問題ないのか。問題ないかというか、どういう理由なのかお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 1点目の、御意見については、御意見のとおり進めさせていただきたいと思います。

2点目でございます。介護・高齢者支援係と地域包括支援係の統合についてでございますけど、合計としては1名減というふうになっております。これについては、十分、所管のほうとも協議を行った上での人数となっておりますので、問題はないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 議案書30ページからとなります。

議案第24号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略します。

31ページをお願いいたします。

本条例の改正につきましては、令和2年4月1日から始まります会計年度任用職員制度の導入に向け、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、特別職非常勤職員の任用及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されたことによる職の整理等に伴い、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びうきは市附属機関に関する条例の一部を改正するとともに、うきは市社会教育指導員設置条例、うきは市福祉相談員設置条例及びうきは市市有林管理人設置条例を廃止するものでございます。

今回、大きく3点の改正点がございます。1点目でございます。第1条でございますが、特別職非常勤の職の整理を行うため、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

第2点目でございます。36ページになります。第2条で、附属機関の整理を行うために、うきは市附属機関に関する条例の一部を改正するものでございます。

第3点目でございますが、38ページとなりますが、第3条におきまして、第1条で除かれる特別職非常勤職員に係ります設置条例を廃止するものでございます。

これからは新旧対照表を使って説明をさせていただきます。

新旧対照表の14ページからとなります。うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に関する新旧対照表でございますが、該当いたしますところは16ページ、17ページになります。

まず、削除をするものでございますが、右側となります。上から3段目でございますが、福祉相談員、その下の、社会教育指導員。下から3番目となりますが、就学時健康診断医師、就学時健康診断看護師でございます。それと、17ページでございますが、福祉事務所嘱託医というのが4番目でございます。その2つ下でございますが、住宅管理人、その下の市有林管理人を特別職非常勤職員の職の整理により削除をするものでございます。

16ページに戻っていただきまして、16ページやや下のほうになるんですけど、右側のほうに学校医がございまして、この学校医につきましては、小塩小学校の統廃合に伴いまして、山間部の小学校がなくなるということで、山間部に係る箇所を削除するものでございます。

同じく16ページでございますが、こちらは左側になります。左側の上から2番目でございます。公務災害補償等審査会を新たに設けるものでございます。その上でございます。公務災害補償等認定委員会、以前は認定委員となっておりますけど、「会」を追加する文言整理を行うも

のでございます。

続きまして、19ページから21ページになります。

まず、19ページでございますが、右側中段でございます、地域新エネルギービジョン策定委員会、その2つ下になります、市立総合体育館運営協議会。

ページをめくっていただきまして、21ページでございます。

右側、上から3番目でございます。火葬場建設委員会、その下でございます、雇用創出基金事業選定委員会、こちらにつきまして、委員会の役目を終えたため削除をさせていただくものでございます。

22ページになります。

右側の一番下でございますが、報酬等を支払う特別職の非常勤については、個別具体的に定める趣旨を踏まえまして、各種審議会等委員を削除するものでございます。

続きまして、第2条関係でございます。うきは市附属機関に関する条例改正について説明をさせていただきます。新旧対照表は23ページからとなりますが、25ページをお願いいたします。

右側でございます。別表中、うきは市地域新エネルギービジョン策定委員会、その2つ下になります、うきは市立総合体育館運営協議会、下から3番目でございますが、うきは市火葬場建設委員会、その下でございます、うきは市雇用創出基金事業選定委員会について、役目を終えたことから、附属機関から削除をするものでございます。

議案書に戻っていただきまして、38ページとなります。

第3条でございます。うきは市社会教育指導員設置条例、うきは市福祉相談員設置条例、うきは市市有林管理人設置条例につきまして、特別職非常勤職員から除かれたため、根拠規定としての設置条例を廃止するものでございます。

最後に、附則において、本条例の施行期日を令和2年4月1日と定めております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは2点お尋ねいたします。

1点目は、14ページからでも結構なんですけど、費用弁償が2,700円と書いてありますが、これに関する何か規定があれば教えていただきたいというのが1点です。

それから2点目は、16ページ右側の、下から3段目と2段目に、就学時健康診断医師と、就学時健康診断看護師の予算とございますか、報酬等が書いてありましたが、それがなくなっています。実際、就学時健康診断などはなされていると思いますが、これは先ほど言われました、個別

に考えるということではなくされたという理解でよろしいのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） まず、費用弁償の日額2,700円につきましては、費用弁償の条例のほうで定められておる額でございます。

2点目でございます。16ページの就学時健康診断医師及び就学時健康診断看護師につきましては、委託料のほうに、報酬から委託料のほうに移行しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号うきは市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） 人権・同和対策室、松岡でございます。よろしくお願いいたします。

議案書39ページをお願いいたします。

議案第25号うきは市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和2年3月6日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。議案の朗読は省略させていただきます。

併せて、新旧対照表27ページをごらんください。

地方自治法第209条第2項の規定により、特別会計を設置しておりました住宅新築資金等貸付事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業につきましては、令和2年3月末をもって廃止することとしたいので、うきは市特別会計条例の住宅新築資金等貸付事業特別会計に係る項目を削除するものでございます。施行日は令和2年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 住環境建設課でございます。

議案書は41ページでございます。

議案第26号うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

説明に当たりましては、新旧対照表でございますが、28ページから掲載をしておるところでございます。

まず、前段で今回の条例改正に至る経緯を、若干説明をさせていただきます。

まず、今回の条例改正につきましては、民法の改正及び総務省の勧告に伴い、国の公営住宅管理標準条例の改正が行われ、この通達に基づき、うきは市営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。

まず、総務省の通達では、低所得者、高齢者、障害者の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる環境の充実を図る観点から、必要な改善措置が勧告されたものでございます。また、同じく民法の改正に伴い、債権関係の規定の見直しも行われておるところでございます。今回の条例改正につきましては、関係法令の改正を踏まえ、上位法である国の公営住宅管理標準条例を引用するため、うきは市営住宅管理条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表の28ページからでございます。

まず、今回の主な改正点の1つ目でございますが、認知症や知的障害者に係る収入申告について、新旧対照表では29ページになります。第13条、家賃の決定について、新たに第4項、介護保険法で規定します認知症の方、知的障害者福祉法で言います知的障害者の方が、法第34条、これは収入状況の報告でございます。この請求に応じることが困難な方については、市において必要な書類の閲覧ができることとし、入居者の収入に基づく家賃の決定ができることというふうに変更をされております。

それから、2点目でございます。新旧対照表の30ページになります。

第18条、敷金の取り扱いでございますが、今回、第3項が新規の項の追加でございます。具体的には、入居者が退去する場合、家賃または損害賠償金を控除した額を還付することになっておりましたが、今回、賃貸借に基づく債務という表現になり、債務を履行しないときは、市は敷金を債務の弁済に充てることができる。また、入居者においては、債務不履行に対し不服申し立てができないというふうに変更をするものでございます。

4項においては、未納の家賃、損害賠償金の文言を、貸借権の文言に変更するものでございます。

3つ目でございます。3点目でございます。第20条、修繕費用の負担について。新旧対照表では30ページでございます。

入居者が行う修繕の内容について、現行条例では判断しきれない内容が生じているということから、今回、別途規則で細かな項目を定めるとともに、市が行う修繕項目について、別途規則で定めるものでございます。

続いて、新旧対照表の31ページでございます。

第30条から、最終35ページにおきましては、国の公営住宅管理標準条例に準拠して、条項の追加を行うものでございます。

今回、公営住宅管理標準条例の改正と併せまして、民法の改正により、個人の保証契約においては債務者、保証人の限度額の設定の義務化が通達されておるところでございます。この改正に伴い、現在、各県を初め、全国の市町村がこれまでの保証人制度のあり方について検討がされております。この保証人制度については、廃止する団体、あるいは存続をする団体というふうに分分化されておるところでございます。

うきは市におきましては、これまでどおり、うきは市営住宅管理条例施行規則第6条にあります連帯保証人につきましては、存続をしていきたいというふうを考えておるところでございます。まず、理由といたしましては、うきは市営住宅の入居者の実態といたしまして、65歳以上の高齢世帯、これが60%——59%を占めており、なお、この高齢世帯の単身世帯が、そのうち60%を超え、戸数にいたしまして137戸の高齢者の単身世帯が入居をしておるといふような現状でございます。

近年、高齢者の単身入居者、この方の孤独死の、そういった事象も発生をしておりますし、昨年の4月には住宅火災が発生した折にも、この連帯保証人への連絡によりまして、早急に身内の方と連絡がとれたというふうな事象もございました。このようなことを踏まえ、万が一の場合の緊急連絡先ということで、この連帯保証人については必要であるというふうに判断をしておるところでございます。

このような状況でございますので、当分の間、うきは市におきましては、この連帯保証人制度については継続をしていきたいというふうと考えておるところでございます。ただ、今回の改正に必要が生じたときには、また検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、今回の民法改正によりまして、保証人におきましては債務履行の限度額の設定をしなければならないというふうになってきております。現在、この保証人制度を存続する近隣の市町村のほうと情報を共有しながら、他の市町村の状況を踏まえて、この4月1日に実施に間に合いますように、規則のほうで定めてまいりたいというふうに思うところでございます。

なお、本条例につきましては、附則、令和2年4月1日からの施行になります。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 今、最後に課長がおっしゃったように、保証人は外さないということですね。そういう案かなと思っっているいろいろ眺めたけど、それがなかったの、どうしたのかなと思いました。隣の久留米市は、保証人を外したというふうに聞いております。そういう意味でも、住居に関わる保証人を誰にするかというのが、入居申請する際に非常に困難を来している。場合によっては、そういう専門に扱うところがあって、そこを通じてお願いをしたりしているというのがまれにあるというふうに思っております。

そういう意味では、今、最後の課長の説明の中には、今の時点ではそう判断はしないけれど、今後、その判断が必要とあれば検討していくということでもあります。今、実際に入居してる状況を判断してやっていることだろうとは思いますが。

ただ、いずれにしても、保証人制度そのものが、別に入居だけじゃなくてですね、いろんな意味での保証人制度そのものが、いろいろ問題があって、これが全体として外す方向になってる時代であります。そういう意味では、確かに住所、親戚関係を確認する、それに有効だということはあると思うんですけども、ぜひ、この点については、保証人を外す方向で検討してもらいたい。引き続きお願いをしたいというふうに強く思っております。

答弁、あったらお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この保証人制度でございますが、けさの新聞では大分県が、今まで2人の保証人を1人にするということで、保証人制度は、やはり存続するという、大分県がこの姿勢を示したということで、これに付随して、各関係市町村というところでございます。また、九州の各県におきましても、極端に二分化をしております、廃止するところ、それから存続をするところというふうに分かれております。

ただ、存続をするということの大前提には、やはり緊急の連絡先の確保であったりとか、もう一つは、家賃の滞納の抑止にもつながるといふところもあるのかなというところでございます。ただ、今後、高齢化を迎えると、どうしても単身であったりとか、身元の、そういう方が、なかなか保証人がつらいといふところも、事象も出てくるだろうと思っております。そういった事象が発生したときにはですね、十分な検討を踏まえていかなければならないというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 岩淵議員と関連するんですけど、連帯保証、当面残して、状況を見てというお話ですたいね。今、現状が債務不履行、後の延滞、滞納分ですね、現状なりというものを考えて、そんな緊急時のですね、うちのほうが、そのために残すような話でちょっと聞こえてきたんですけど。これを外すといふのも何かあれなんだけど、実態はどうなんですか。

ほとんど、この連帯保証というそのものの機能が、実効性があるとも思えないような高齢者で、またそれを探して、連帯保証に立っていただける人がどういう人なのか。実態はどうなんですか、そのあたりは。どうも形式的な感じがしてならないんですけどね。御答弁ください。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この連帯保証人の、その機能とといいますか、こういった制度が本当に必要かと、今後の検討課題ということでございますが、うきは市の場合がですね、去年から、一昨年から、やはり入居者の方の孤独死という事案が2件発生しております。そういった方にですね、いつ、どうやって連絡をとるのかというときに、まず連帯保証人でありまして、そちらのほうにまず連絡をとらせていただくと。そして当然、もう、単身でございますと、その後の処分をどうするのかと。家財の分もございます。そういったこと。

それから、昨年4月には、うちのも悪かったんですけども、吉井の屋形町のほうでは住宅火災というところで、1名の方がお亡くなりになりました。そのときも、やはり連帯保証人の、そちらのほうから早急に、そのお孫さんのほうと連絡がとれてという事象がございました。

現時点でのうきは市の高齢世帯の入居の状況を見まして、今しばらく、この連帯保証人の制度は残していったほうがいいのかと。それと、国のほうにおきましても、そういった個人の連帯保証人が難しいときには、家賃債務保証業者の登録制度というのが国のほうでも出てきております。ですから、こういった制度を利用して、そういった保証人になれるのかなというところも考えております。

いましばらく、この連帯保証人の廃止の必要性が喫緊に迫ったときにはですね、十分に協議をしていきたいと思っておりますし、現在の保証人制度の継続については、今申し上げたような事情で、原課としては、今の状態で進めていきたいという案件でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 分かりました。しっかり努力いただきたいんですが、答弁いただいても、江島課長はいなくなるんだろうと思うんですが。これこそ、お約束不履行にならないようお願いをしておきたいんですけど。

ちょっと、十分、私もその知識ないんですけど、保証人協会そのものが、さっき言う債務を引き受ける、同じものという理解でよろしいんですか。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今、議員言われた、一緒でございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

連帯保証人がなかなか難しいというのは事実だろうと思います。といいますのも、議会改革のほうで先日話し合ったのが、将来を見据えた論議ということで、例えば、私にしろ、この会場におられる方が、あと10年後どういう状況かと考えたときに、ほとんどの方は年金生活になってるんじゃないかなと思うわけですね。そういう中で、保証人と言われたときに、なかなか引き受けられない状況があるのではないかと考えています。

確かに、緊急連絡先は、これは必要だと思っています。うちの20区でも、高齢者については緊急連絡先のカードをつくりませんかということで、敬老の日を境に十五、六名の方につけていただきました。それと連帯保証人とは、やはり僕は違うんじゃないかなというふうに思うわけです。私も無職の時代がありましたので、やはり、親戚から連帯保証人と言われたときに、無職でいいですかと言われたときに、住宅業者のほうから、それでは困りますという形で、ほかの、自分の息子とか娘とかを紹介するような状況があったというふうに思っています。

やはり、うきは市がやさしいまちづくりとか、やさしい町とするならば、多くの流れとして、やはり連帯保証人を外す方向では、僕はないかなと思っています。

したがって、繰り返しになりますが、緊急連絡先は、これは必要ですから、契約条項の中に入れるとか、あるいは家財の処分といいますか、それについても契約条項に入れれば、連帯保証人を残す必要性はないというふうに考えますが、江島課長はいかがお考えか。また、市長はいかがお考えなのかをお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議員の言われるように、なかなかそういった身元の、連帯保証人ですね、そういった方がなかなかいないという事象も、今後は恐らく多くなるのではないかなというふうに思っております。逆に、反対に、うちの課から言いますと、逆に、そういった事象であるからこそ、そういった保証人というのはですね、ぜひお願いしたいなというふうに思っているところでございます。当然、窓口に来られて、それぞれの事象があらうかと思えます。十分、やっぱり、その入居者の方の御意向なり状況を聞きながらですね、もし難しいようであればこういった制度もありますよという感じですね、なるべくこの制度については、住環境建設課としては残していきたいと、現時点では思っております。

そういったお客さんにつきましては、当然、丁寧な対応をしていきながら、現在、二十数名の申込者数がございますけれども、その方々についても、そういった保証人がとれないという事象はございませんし、今まで抽選で当選された方についても、そういった保証人について辞退をするという事例もございませんでした。まずは、現在の入居者の状況を見ながら、十分、今後も検討していきたいというふうに思っておりますけれども、万が一のときのそういった、本当は連帯保証人ですけれども、緊急連絡先という事象も踏まえたところで、原課のところは、いましば

らく考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑。11番、上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） お尋ねをいたします。

保証人というのは、年齢というのは制限というはあるのでしょうか。そういうのはないわけですね。それと、保証人協会に依頼する方というのは、大体何割ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 保証人になれる方につきましては、やはりある程度の所得のある方というところで、当然、子供であったり、学生はちょっと無理だと思います。それなりに所得のある方というところで、御説明をしておるところでございます。

それから、現時点での保証協会の事跡というのは現在ございません。今、入居者の方については、全ての方が連帯保証人をつけていただいているというところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 11番、上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） それと、もう一点です。よければということで、お願いですが、たくさん、改正した部分のところにアンダーラインの黒が引いてありますけれども、よかったらこれを赤か何かにしていただくと、一挙に見えるかなと思ひまして。多い場合は、なかなか同じ色は目がちらつきますので、何かそういうふうに統一していただけたら、ああ、改正が多いんだなということは一目瞭然で分かりますので、その件がお願いできたらよろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 本当に御迷惑をかけております。今回の条例改正が、上位法であります国の法が変わったというところで、細かな条項が加わってですね、数が多くなっております。なかなかこれを赤、黒というところで、ちょっと、正直、カラーコピーになりますしですね。1つは、私の説明が悪かったということでですね、以後、今後はですね、もうちょっと丁寧な説明ができるようにやっていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（櫛川 正男君） 11番、上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 私は住環境建設課を申しとるわけじゃなくて、一般全体にですね、そういうふうにお願ひできたらと思ひましたけど、カラーはやっぱり高くなるんですね。はい。承知いたしました、はい。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第2号令和元年度うきは市一般会計補正予算第6号を議題とします。

予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに、担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。なお、財源組み替えのみの項につきましては、質疑のみを行います。

では、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） それでは、お手元に福岡県うきは市補正予算のほうを御準備願います。

最初に、予算説明書の一部に誤りがございました。そのため、A4、1枚の正誤表をお配りしております。このことについて説明をさせていただきます。該当箇所は、予算説明書の歳入、市債の部分で26ページになります。こちら4目の衛生費とございますが、これが2目の衛生費の誤りでございます。3目の農林水産業債と順番が入れ替わるような形になります。大変申し訳ありませんが、修正をさせていただきます、併せておわびを申し上げるところでございます。よろしく願いをいたします。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

議案第2号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第6号）。

令和元年度うきは市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,198万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億8,320万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。令和2年3月6日提出、うきは市長高木典雄。

次に、8ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。追加分として、次の14件を計上しております。

最初に、2款1項、市有財産管理費の公共施設個別計画策定支援業務委託料等1,095万4,000円でございます。同支援業務の委託につきましては、システム導入と併せて実施をしているところであります。システム導入に事業者側が時間を要したことや、そのことによりまして、現地調査、研修などの調整にも遅れを生じたことから、3カ月間、期間を延長して支援を受けることになったものでございます。

次に、6款1項、農業振興一般管理費の農業機械・施設災害復旧支援事業費補助金671万

9,000円でございます。12月の補正予算に、約3,800万円を計上したものでありますが、被災箇所、復旧箇所が多数あり、資材や労働力不足の影響を受け、年度内完了が困難なことから繰り越しが必要になったものでございます。

次に、6款1項、県営土地改良事業の防災減災計画策定委託料等4,150万円でございます。6月及び12月の補正予算で計上させていただいた、防災減災計画策定と、耐震性点検、耐震化対策整備計画策定の予算になります。地元説明の日程調整に時間を要したことや、ため池内の水の排出時期が遅延したことなどから繰り越しを行うものでございます。

次に、8款2項、道路維持補修費の道路維持修繕工事費9,071万円でございます。河川管理者と協議に時間を要したことから、大村橋、糸丸橋の改修が遅れるなど、年度内完成が見込めないため繰り越すものでございます。

同じく一般道路新設改良事業の道路改良舗装工事費等5,280万2,000円でございます。土地所有者との用地買収協議に時間を要していることなどから、市道8路線の工事費等を繰り越すものでございます。

同じく辺地道路整備費の道路改良舗装工事費等1,753万円でございます。市道三寺拂・つづら線道路改良工事が、土地所有者との協議に時間を要していることから繰り越すものでございます。

次に、8款3項、河川改良費の河川改修工事費等1,500万円です。土地所有者との境界確定協議に時間を要したことから、市営河川井延川の改修工事等を繰り越すものでございます。

次に、10款2項、小学校教育振興費の校内LAN整備工事費等1億276万1,000円でございます。国のGIGAスクール構想に基づき、今議会に補正予算として計上しているもので、全額を繰り越して実施をすることになるものでございます。

9ページであります。

10款3項、中学校教育振興費の校内LAN整備工事費等3,923万2,000円です。小学校費と同様でございます。

次に、10款4項、伝統的建造物群保存対策事業の伝統的建造物群保存地区補助金650万円です。特定物件の登録が遅延したことなどから、2件の事業について、年度内完了が困難になりましたので繰り越すものでございます。

同じく、生涯学習センター建設事業のりり色ふるさと館駐車場整備工事費3,015万円でございます。工事着手に当たりまして、隣接市道の関係者協議に時間を要したことなどから、工事開始が遅れ、年度内完了が困難な状況にありますので、繰り越しを行うものでございます。

次に、11款1項、現年発生農地災害復旧事業の災害復旧工事費1,850万円。同じく現年発生農業用施設災害復旧事業の災害復旧工事費3,931万3,000円。11款2項、現年発生

公共土木施設災害復旧事業の災害復旧工事費3,800万円。以上3件につきましては、災害工事が集中をして入札が成立しなかったり、仮設工事に想定以上の時間を要するなどしたことから、年度内完了が困難になったため繰り越しを行うものでございます。

10ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。変更分として6件を計上しております。いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。

公共事業等債は400万円を増額して、限度額を6,140万円とするものです。

一般補助施設整備等事業は540万円を減額して、限度額を2,380万円とするものです。

学校教育施設等整備事業は5,190万円を増額して、限度額を1億2,000万円とするものです。

辺地対策事業は850万円を減額して、限度額を7,160万円とするものです。

農林水産業施設災害復旧事業は70万円を増額して、限度額を900万円とするものです。

公共土木施設災害復旧事業は1,100万円を増額して、限度額を4,780万円とするものです。

増減の内容につきましては、歳入、22款市債のところで改めて説明をさせていただきます。

説明は以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。浮羽市民課長。

○浮羽市民課長（園田 隆彦君） 浮羽市民課の園田でございます。

2款1項5目庁舎管理費、補正前の額5,921万9,000円。補正額46万1,000円の減額です。13節委託料、非常用発電機模擬負荷試験委託料、契約締結による執行残の減額です。46万1,000円の減額です。

以上です。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 2款1項7目の財政調整基金の2,000万円です。

これにつきましては、クラウドファンディング活用型まちづくりファンド拠出金が、民都都市開発推進機構より2,000万円入りまして、そのお金を基金に積み立てるものでございます。これにつきましては、民都機構の規定条件によるクラウドファンディング活用型個性あるまちづくり事業を追加するものになりますので、内容としてはインターネットで事業額と同額の資金を募

り、資金確保が成立すれば事業が実施できるというものです。

続きまして、企画費になります。ふるさと納税の2,700万円の増収に伴います、謝礼の報償費1,215万円と役務費133万1,000円。クレジットの手数料でございます。

続きまして、その下になりますが、地域活性化推進費です。こちらにつきましては、共済費、賃金、使用料、備品購入費400万円になりますけども、こちらにつきましては、観光推進プランナー1名を全国公募しておりましたが、今年度は採用まで至らず、1名分を減額するものでございます。

負担金、補助及び交付金でございます。個性あるまちづくり事業費補助金、人材育成事業費補助金の減額につきましては、事業実績額の確定による減額でございます。その上の、すみません、研修会負担金も、先ほどの観光推進プランナーの不採用に伴います減額でございます。

続きまして、その下になります。2款1項16目地方創生推進費、委託料2,000万円の減額です。総合観光プロモーション事業委託料でございます。こちらは、今年度、うきはフィルムコミッション事業として2,000万円計上していましたが、撮影を来年度に延期することに伴い、今年度分全額を減額するものでございます。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 2款1項16目の15節工事請負費1,200万円の減額でございます。内容といたしましては、屋形古墳群整備事業として、今年度3,035万7,000円を計上いたしておりましたが、古畑古墳広場の補償移転が今年度末までとなったため、工事着工を来年度へ実施するもの。また、ガイダンス広場周辺整備におきまして、来年度に実施するガイダンス広場整備工事と同時に施工するよう工事の見直しを行ったため、減額をお願いするものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 今、最後の説明、もう一回してくれるとよか、何か聞き取りにくかった。

○議長（櫛川 正男君） 所管を述べてください。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課、井上です。

1,200万円の減額といたしましては、場所が3カ所ございます。原古墳南側の散策施設、それから、ガイダンス広場南の散策施設の西側の部分、それから古畑古墳広場、この3つの事業を来年度の実施にするために減額するものでございます。理由といたしましては、古畑古墳広場は補償移転が今年度末までとなったために、工事着工が今年できないという分でございます。また、ガイダンス広場の周辺整備におきましては、来年実施するガイダンス広場の整備工事と同時に施工するように、工事の見直しを行ったためでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。
福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所、末次でございます。

補正予算書28ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、9節旅費67万円の減額補正です。民生委員、児童委員の一斉改選による、民生委員・児童委員協議会の研修費を、令和2年度に計上すべきものを誤って計上していたため減額補正するものでございます。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

続きまして、3目老人福祉費、8節報償費82万3,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、敬老祝金42万円、敬老会謝礼40万3,000円となっております。敬老祝金につきましては、本年度の対象者への支払いが完了いたしましたため、敬老会謝礼については、決算見込みにより減額を行うものでございます。

続きまして、20節扶助費、高齢者ふれあい入浴補助給付費70万円の減額補正でございます。決算見込みにより減額を行うものでございます。

以上です。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。

同じく3目の中に市民生活課の分がございますので、戻ってもらって、19節、後期高齢者療養給付費負担金でございます。307万3,000円の減額補正でございます。療養給付費負担金につきましては、広域連合があらかじめ、前年の医療費状況や医療費の伸び率等を勘案して算定したものでございます。市の負担として12分の1を負担するものでございます。

続きまして、5目人権・同和対策費でございます。内訳といたしまして、旅費17万6,000円の減額補正でございます。また、12節役務費19万円の減額補正でございます。執行残を減額するものでございます。

引き続きまして、6目でございます。重度障害者医療対策費でございます。財源組み替えによるものでございます。

以上です。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所でございます。

7目障害者対策費、20節扶助費5,288万円の増額補正です。内訳としまして、障害福祉

サービス費等3,828万円、障害児通所支援給付費1,460万円です。障害福祉サービス費等につきましては、施設、グループホームへの入所者の増加や、就労支援事業所の利用が進み、利用者と日数が増加したことによるものでございます。障害児通所支援給付費につきましては、障害児の放課後等デイサービス、児童発達支援の給付の増加によるものでございます。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

続きまして、8目介護保険対策費、19節負担金、補助及び交付金2,216万6,000円の減額でございます。福岡県介護保険広域連合負担金の額の確定により減額補正を行うものでございます。

続きまして、9目地域支援事業費、その中の13節委託料40万円の減額でございます。内訳といたしまして、緊急通報体制等整備事業委託料、決算見込みにより20万円。寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業委託料、事業完了により20万円を減額するものでございます。続きまして、20節扶助費、家族介護継続支援事業、紙おむつの支給事業でございます。決算見込みにより190万円を減額補正するものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課です。

29ページをお開きください。

3款2項3目子ども医療対策費でございます。730万円の減額補正でございます。内訳につきましては、扶助費でございますので、医療費の実績見込みにより減額するものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

補正予算書の30ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、13節委託料、妊婦一般健診委託料につきまして、決算見込みにより300万円を減額するものでございます。

続きまして、2目予防費、13節委託料、予防接種委託料を決算見込みにより200万円減額補正するものでございます。

続きまして、3目健康増進対策費、13節委託料、総合健診等委託料を、こちらにつきましては事業完了により280万円減額するものでございます。

以上です。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 続きまして、4目環境衛生費です。水資源対策室です。

15節工事請負費につきまして1,218万3,000円の減額補正でございます。当初、予定しておりました2つの簡易給水施設の工事のうち、女子尾簡易給水施設の工事費について、全額減額するものです。これにつきましては、当初予算を承認いただきました後、工事の内容、それから水の濁りがあるということで、その濁りの原因等を究明しておりましたところ、継続して確認しておりましたところ、水の濁りが次第に改善されたと。最終的には、水質検査で飲用に適しているということになりましたものですから、当分、この状態で様子を見るということで、今回の工事については、なしということになったわけでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 6款1項7目山村地域振興費でございます。山村地域振興補助金1,049万5,000円の減額でございます。事業実績、額の確定による減額補正をするものでございます。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課、石井です。

同じく9目耳納山麓開発費、19節、負担金の800万円の増額でございます。大野原地区の畑かん事業でございます。国の補正予算で予算がつきましたものを、本年度、3月補正で負担金として計上しているものでございます。工事の内容は、管路敷設工及び末端かんがい施設等の工事関係になります。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ちょっと追加説明いただきたいんですよね。石井課長は分かりやすいけど、樋口課長の、どういう理由でこの1,500万円が1,000万円残になったのかという、分かりやすい説明をしてください。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 山村地域振興補助金というのは、山村地域の基金を繰り入れして行う事業でございます。姫治地区とかで基金を積み立てているのに対して、審査を開いて、審議会を開いてするもので、地元の要望が今回少なくて、6件で450万5,000円。予算措置が1,500万円でしたので、この金額が事業実績額の確定による減額補正となるものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 32ページの7款1項2目商工業振興費でございます。負担金、補助及び交付金で100万円の減額でございます。空き店舗改修事業費補助金です。6件の申請があつて、4件が審査を通過しました。事業費の確定による減額補正をするものでございます。

3目の観光費、1,300万円の減額です。委託料と工事請負費は、こちらは総合交流ターミナル、道の駅うきはのレストラン入り口の改修について、当初、レストランへのにおい防止と、手狭になっているファーストフードの拡張を併せて改善工事する予定でございました。しかしながら、道の駅東側へ出荷者専用駐車場拡張の進捗と、道の駅隣接ホテルの進捗が同時進行してきたことにより、道の駅全体のトイレ整備を再度見直すことが重要となり、今回は最低限の工事であるレストランへのにおい防止工事のみ、200万円以内を行うのが現時点でベストであるという判断に至りました。それにより不要となったトイレ工事に係る設計監理委託料200万円とトイレ改修1,100万円を減額するものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで7款1項商工費の質疑を終わります。

次に、8款3項河川費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 住環境建設課です。

8款3項1目河川総務費でございます。補正額27万4,000円の増額でございます。内容につきましては、13節の委託料でございます。こちらにつきましては、昨年の出水期におきまして、筑後川水系の排水操作員の出役によります増額補正をするものでございます。財源につきましては、筑後川河川事務所のほうから委託料として来るものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款3項の質疑を終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 市民協働推進課、石井です。

補正予算書の34ページをお願いします。

9款1項1目常備消防費、19節の負担金、補助及び交付金172万2,000円の減額補正です。久留米広域消防本部において、執行残などの調整によるもので、久留米広域市町村圏事務組合消防費負担金が減額となったためです。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款1項教育総務費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 学校教育課です。

10款1項2目事務局費、19節負担金、補助及び交付金75万1,000円の減額補正です。幼児教育無償化が実施されました昨年10月以前の幼稚園就園奨励費の額が確定したため、減額するものでございます。20節扶助費338万1,000円の減額補正です。10月以降の幼稚園施設等利用費を、決算見込みにより不用額を減額するものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 学校教育課です。

10款2項2目小学校費の教育振興費と10款2項3目中学校費の教育振興費は関連がありますので、一括で御説明をいたします。

このことにつきましては、国のほうで進める、いわゆるGIGAスクール構想に係る補正予算をお願いをするものでございます。令和5年度までに、小・中学校における児童・生徒に、1人1台のタブレット整備と、その学校内の環境整備を図るものでございます。

予算額につきましては、教育用コンピューター保守点検委託料として、小学校116万7,000円、中学校33万4,000円。校内LAN整備工事費として、小学校7,756万4,000円、中学校2,769万3,000円。タブレットパソコン購入費として、小学校2,403万円、中学校1,120万5,000円。小・中学校の合計金額として1億4,199万3,000円となります。全額を予算繰り越しし、令和2年度で実施する予定でございしますが、具体的には国の内示等を受けて進めていく予定でございします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） このタブレットですね。私がタブレットのこつ言うあれはなかかもしれないばってんか。1人1台、これは全額、国からのあれじゃろうち思うばってんが、これ、買うたほうがいいか、リースでしたほうがいいか。リースじゃ出らんちゅうことですかね。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 全協でも御説明いたしましたように、3分の1については、これまでの事業の中でということで、残り3分の2については全額というような制度になっております。

それから、リースと購入ですけれども、どちらでもできるわけですけれども、うきは市としては購入のほうで考えております。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） この機械ちゅうか、機具。こら、結構、何十年と使うわけじゃないでしょう。もう、この寿命が、大体四、五年ぐらいじゃなかですか、これ。そうした場合、考えると、リースのほうがあえごたるばってんか。その辺は計算してやられることじゃろうけん、その違いを教えてください。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 通常、こういった機具につきましてはですね、大体5年程度のリースを設定する場合がございますが、この回のこの補助制度の中で申し上げますと、

両方できるわけですがけれども、手続的に簡易なのが購入のほうでございますので、購入の線で進めたい。購入の線で考えております。（発言する者あり）

現在、かなりの台数を保有しておりますけれども、今までの実績として、5年間、5年間でも、購入でも問題はないというふうに判断しております、購入で考えております。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） そいけんですね、1回ぐらい、その、何ちゅうか、計算はしたのですかちゅうことで。どっちが安上がるか。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 金額的なもので申し上げますと、1台当たり4万5,000円という上限が決まっておりますので、金額的な試算は行っておりませんが、その枠で収まるというふうに考えております。（発言する者あり）

いわゆる更新時のことを御指摘だろうと思っております。国のほうが今回申しておるのは、継続的に、この事業については、GIGAスクールについては令和5年後まで支援をしていくと聞いておりますけれども、いわゆる更新時のことについては触れられておりません。したがって、購入にしろリースにしろ、次の買い換えといたしますか、更新時の部分が見えておりません。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款2項及び10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 38ページをお願いいたします。

10款4項2目文化財保護費、7節賃金132万円の減額でございます。内容といたしましては、緊急発掘作業員賃金を計上いたしておりましたが、緊急開発行為がありませんでしたので、減額するものでございます。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） 人権・同和対策室でございます。

続きまして4目でございます。人権・同和教育費でございます。76万2,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、8節報償費でございます。講師謝礼の不用額を減額するものでございます。19節負担金、補助及び交付金でございます。61万2,000円の減額でございます。内訳につきましては、記載のとおりでございますけれども、いずれも補助金の実績見込みにより減額をするものでございます。

以上です。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課でございます。

7目生涯学習センター建設費、13節委託料267万7,000円の減額でございます。内容といたしましては、267万7,000円のうち200万円につきましては、旧生涯学習センター解体工事設計監理委託を事業者へ委託せず、住環境建設課の職員で行ったため減額するもの。また、67万7,000円については、るり色ふるさと館駐車場整備工事設計業務委託の入札残を減額するものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、10款5項保健体育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課でございます。

39ページをお願いいたします。

10款5項1目保健体育総務費、8節報償費20万円の減額でございます。内容といたしましては、記念品代。学童水泳記録会や市民運動会、ロードレースの記念品の事業執行残でございます。9節旅費、費用弁償30万円の減額でございます。内容といたしましては、スポーツ推進委員1名の減と、決算見込みにより減額の分を合わせて30万円減額するものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款5項の質疑を終わります。

次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課です。

40ページをお願いいたします。

11款1項1目農地災害復旧費740万円の増額補正でございます。15節工事費、10月の専決で、農地災については8件の補正をお願いしておりました。その後3件の工事復旧が必要になったために、増額の補正をするものでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで11款2項の質疑を終わります。

次に、13款諸支出金、14款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 42ページでございます。

13款1項1目特別会計繰出金947万1,000円の減額でございます。内訳は記載のとおりです。

43ページです。

14款1項1目予備費63万円の減額です。歳入歳出調整によるものでございます。

歳入に移ります。15ページをお願いします。

10款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金84万6,000円の減額です。幼稚園施設等利用費の減額に伴います財源補正になります。

16ページをお願いします。

13款1項2目衛生費分担金365万4,000円の減額です。簡易給水施設整備工事費の減額に伴います財源補正です。

17ページをお願いします。

13款2項5目災害復旧費負担金21万円の増額です。今回、追加補正をさせていただきました災害復旧工事費に係る負担金になっております。

18ページをお願いします。

15款1項1目民生費国庫負担金2,638万5,000円の増額です。内訳は、国民健康保険基盤安定負担金が5万5,000円の減額、自立支援事業費及び障害児施設措置費の負担金が、それぞれ1,914万円、730万円の増額になります。歳出予算3款1項7目の障害者対策費の扶助費の増額に伴う負担金になります。

2目災害復旧費国庫負担金1,798万6,000円の減額です。補助災害の額確定に伴います財源補正になります。

3目教育費国庫負担金169万1,000円の減額です。幼稚園施設等利用費の減額に伴います財源補正になります。

19ページです。

15款2項1目総務費国庫補助金1,600万円の減額になります。歴史的資源関連施設整備工事費の減額に伴いまして、地方創生推進交付金を補正するものでございます。

6目教育費国庫補助金8,294万5,000円の増額です。1節教育総務費補助金は、幼稚園就園奨励費補助金の確定による補正になります。2節小学校費補助金は小学校のタブレットパソコン購入費とLAN整備に対する補助金になります。3節中学校費補助金は小学校と同様になります。

20ページです。

15款3項3目土木費国庫委託金27万4,000円の増額です。樋門水門等管理委託料の増額に対する委託料になっております。

21ページです。

16款1項1目民生費県負担金873万9,000円の増額です。障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設措置費負担金につきましては、国庫負担金と同様でございます。そのほか、国民健康保険基盤安定負担金22万5,000円の増、後期高齢者医療保険基盤安定負担金470万6,000円の減額になっております。

3目教育費県費負担金84万5,000円の減額です。幼稚園施設等利用費の減額に伴います財源補正になります。

22ページです。

16款2項2目民生費県補助金は900万5,000円の減額になります。額の確定に伴いまして、重度障害者医療対策費補助金ほかを減額しております。

8目教育費県補助金65万4,000円の減額です。キャンプ地誘致推進事業補助金を全額減額しております。

10目災害復旧費県補助金579万円の増額です。農地災害復旧費の追加補正に対する県補助金になっております。

23ページです。

18款1項2目指定寄附金2,700万円の増額です。実績見込みによりまして、ふるさと・うきは「まごころ寄附金」を増額するものでございます。

24ページです。

19款1項1目財政調整基金繰入金9,137万7,000円の減額になります。各種事業費の確定に伴いまして、それぞれの基金を減額するものです。財政調整基金についても4,700万円を減額するものになっております。

25ページです。

21款5項1目雑入は2,000万円の増額です。ふるさと創生基金に積み立てることになる

民間都市開発推進機構からの拠出金を計上しております。

5目高額療養費返還金は100万円の減額になっております。

26ページでございます。

22款1項市債については、合計で5,370万円の増額になります。1目1節総務債は屋形古墳群に係る工事費の減額に伴いまして、補正を行うものでございます。

2目1節保健衛生債、こちらは簡易給水施設整備事業費の減額に伴いまして、辺地対策事業債を補正するものでございます。

3目1節農業債につきましては、農業競争力強化基盤整備事業費の追加負担金に対する市債を計上するものでございます。

7目2節小学校債と、3節中学校債は、校内通信ネットワーク整備事業に対する市債を計上するものでございます。

9目1節公共土木施設災害復旧事業債は、補助災害の額の確定に伴いまして、こちらも財源補正をするものになります。

2節農地災害復旧事業債は、今回追加補正をしました農地災害復旧費に対する市債を計上するものでございます。

説明は以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで諸支出金、予備費及び歳入の質疑を終わります。

これで議案第2号の質疑を終わります。

お諮りします。本日の議事日程は、あと議案第7号から第9号、日程第3が議案の委員会付託となっておりますが、5時を過ぎると思います。あした一番にするか、もう、今日延会にするか、最後までするかですね。決めていただきたいと思いますが、意見をお願いします。（発言する者あり）じゃあ、今日の議事日程分は終了しますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。17時10分より再開します。

午後4時59分休憩

午後5時10分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、議案第7号令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。よろしくお願いいたします。

予算書の13ページをお願いいたします。

議案第7号令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算。

令和2年度うきは市の国民健康保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億2,883万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）第2款保険給付費に計上した給付費等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和2年3月6日提出。うきは市長高木典雄。

予算に関する説明書の171ページをお開きください。

昨年と比較して、増減の大きい予算のみ御説明をさせていただきます。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税でございます。昨年と比較しまして2,855万7,000円の減額でございます。本年度7億5,472万5,000円で予算を計上させていただいております。国民健康保険の一般被保険者は、令和2年7,341人で、平成31年（令和元年）と比較し、200人余り減少しております。そのため、保険税につきましても、昨年より2,855万7,000円の減額を見込み、予算額7億5,472万5,000円で計上をさせていただいております。こちらは納付金の財源となるものでございます。内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2目でございます。退職被保険者等国民健康保険税、昨年と比べまして78万7,000円の減額でございます。退職被保険者制度は、平成26年に終了をしております。5年間の経過措置が終了した令和2年の対象者はゼロとなっております。そのため、保険税についても、昨年より78万7,000円減額の3万3,000円で予算計上をさせていただいております。こちらも納付金の財源となるものでございます。内訳は記載のとおりでございます。

173ページをお願いいたします。

3款1項2目社会保障・税番号システム整備費補助金でございます。昨年と比較しまして

2,829万3,000円の減の242万3,000円で計上させていただいております。社会保険・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバーカードの普及促進の関連事業として、オンラインでの保険資格の確認が可能となるものでございます。そのために実施するシステム改修の財源となるものでございます。

次に、4款に参ります。4款1項1目保険給付費等交付金でございます。内訳といたしまして、普通交付金と特別交付金がございます。普通交付金につきましては、療養給付費に充てられるものでございます。特別交付金につきましては、保険者努力支援制度や、特別事情分に対して交付をされるものでございます。併せまして、昨年度と比べて5,897万8,000円の減の27億4,895万7,000円で計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

飛びまして、6款に参ります。6款1項1目一般会計繰入金でございます。昨年と比較しまして335万5,000円の減額の3億567万円1,000円で計上させていただいております。こちらは一般会計の繰入金でございますが、保険料の軽減分と財政支援分として、国と県、市の負担分を合わせ、一般会計より繰り出され、納付金の財源となるものでございます。被保険者の減少等により335万5,000円の減少を見込んでおります。

次に参ります。175ページをお願いいたします。

6款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金でございます。本年度1,000万円、予算計上をさせていただいております。こちらは、今回、納付金の財源として保険税の収入と繰入金だけでは不足をするために、国民健康保険財政調整基金より繰り入れをするものでございます。

次のページをお願いいたします。

8款に参ります。8款3項1目一般被保険者第三者納付金でございます。500万円の計上とさせていただきます。こちらは一般被保険者の第三者行為に係る返納金についてでございます。

飛びまして、3目一般被保険者返納金でございます。こちらにつきましても200万円で計上させていただいております。不当利得等により、保険者間調整を行った場合の返納金について計上をするものでございます。

歳入についての説明は以上です。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費でございます。国民健康保険事業に係る人件費と事務費について、前年度より3,080万5,000円減の4,282万9,000円で計上をさせていただいております。13節の委託料につきましては、国保システム改修委託料3,072万6,000円減の

289万3,000円で計上させていただいておりますけれども、こちらにつきましても、マイナンバーカードの普及促進に係るオンラインの資格確認のためのシステム改修になります。補助率は10分の10となっております。このほかに、システムのレイアウト標準分の改修もありますけれども、そちらのほうは4分の3が補助率となっております。

また、次のページの19節でございますが、負担金、補助及び交付金のオンライン資格確認運営負担金というものになっておりますけれども、これは1万4,000円の計上をさせていただいておりますけれども、こちらオンラインの資格確認が令和3年の3月の事業開始ということになっておりますので、その開始に向けた負担金として、新規で計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。180ページをお願いいたします。

1款2項1目運営協議会費でございます。昨年度と変わらず24万9,000円の計上をさせていただいております。国保の運営協議会を5回を見込んで、5回分を上げさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費、3目一般被保険者療養費、4目退職被保険者等療養費、5目審査支払手数料、合わせまして5,490万5,000円、昨年より減とさせていただいております。23億2,301万7,000円で計上させていただいております。療養給付費と療養費につきましては、療養給付費が現物給付、保険証により受診した場合の医療費。それと、療養費につきましては、現金給付ですね。はり・きゅう及び柔道整復師等の現金給付、それと償還払いという部分で分けさせていただいております。

いずれにしても、昨年よりも減額になっておりますけれども、減少の要因といたしましては、被保険者の減少により、全体の療養費は減少を見込んでいるというところでございます。退職被保険者につきましては、現在おりませんが、令和2年度はゼロのところでございますが、医療費は遅れて請求されることがありますので、その分で予算を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費、3目一般被保険者高額介護合算療養費、4、退職被保険者等高額介護合算療養費。合わせまして、昨年より2,586万3,000円減の3億6,182万1,000円で計上させていただいております。高額療養費につきましても、被保険者の減少傾向により、前年度と比較して減少での予算計上とさせていただきます。また、退職分につきましても、月遅れでの請求に備えた予算計上としております。

1ページめくりまして、184ページをお願いいたします。

2款4項1目出産育児一時金、2目審査支払手数料でございます。合わせまして630万

3,000円の、昨年より減の1,260万7,000円で計上させていただいております。出生数は30件を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

2款5項1目葬祭費でございます。昨年同様195万円の計上とさせていただいております。こちらにつきましては、葬祭費の補助金ということになります。65件を見越しております。

次のページをお願いいたします。

納付金でございます。3款1項1目一般被保険者医療給付費分、2目退職被保険者等医療給付費分、合わせまして、1,090万円の減の、本年度7億4,342万5,000円で計上をさせていただいております。

納付金につきましては、平成30年度より始まった新国民健康保険制度におきまして、納付金を納付することで、医療費は全て交付金で賄われることとなっております。納付金は医療給付費分と、後期高齢者支援金分と、あと介護納付金の3本立てで納付することとなります。

次のページをお願いいたします。

3款2項納付金の後期高齢者支援金等分になります。1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分でございます。合わせまして、昨年より1,803万3,000円増の2億537万2,000円で計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

国民健康保険事業費納付金でございます。3款3項1目介護納付金分になります。昨年より553万5,000円の増の8,350万円で計上させていただいております。

飛びまして、次のページをお願いいたします。190ページになります。

保健事業費になります。5款1項1目特定健康診査等事業費でございます。こちらにつきましては、事業全体で、前年度より149万5,000円減の2,473万9,000円で予算計上をさせていただいております。内訳としましては、会計年度任用職員制度に係る保健師2名分の報酬と期末手当、社会保険料、雇用保険料、費用弁償を新規で予算計上をさせていただいております。

なお、雇用人数に関しては、もともと臨時職員からの移行によるものでございますので、増減はございません。あと、11節需用費の印刷製本費につきましては、健診の受診率の向上のために案内チラシと案内はがきの印刷を予定しておりまして15万8,000円増の22万8,000円で計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

5款2項1目保健事業費でございます。昨年度より7万6,000円増の297万2,000円で計上をさせていただいております。内訳につきましては、記載のとおりでございますが、

19節のはり・きゅう施術費補助金につきましては、1術、2術でそれぞれ100件と800件を計上させていただいております。

飛びまして、194ページのほうをお願いいたします。

8款1項1目、償還金及び還付金になります。一般被保険者保険税還付金でございます。昨年と比較しまして100万円増額の800万円を計上をさせていただいております。令和元年度の実績に応じ、増額とさせていただきました。

以上で歳出の説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、給与等に関する総括的説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 総務課の田箆でございます。

予算説明書197ページになります。

会計年度任用職員以外の一般職の給与等についてでございます。職員数は4名となっております。給与費、退職手当組合負担金、共済費、合計で2,884万6,000円を計上しております。前年度比では1万円の減額となっております。主な要因といたしましては、給与改定、人事異動等によるものでございます。

続きまして、198ページをお願いいたします。

令和2年度より導入されます、会計年度任用職員に係るものでございます。会計年度任用職員の報酬等については、人件費として取り扱われることから、給与費明細書に掲載するものでございます。職員数につきましては2名となっております。給与費は449万5,000円、共済費71万円、合計520万5,000円を計上しております。職員手当につきましては、期末手当32万4,000円を計上しているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号令和2年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。議案の朗読と説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課です。

19ページをお願いいたします。

議案第8号令和2年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算。

令和2年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,942万

6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和2年3月6日提出。うきは市長高木典雄。

予算に関する説明書209ページをお開きください。

昨年と比較して、増減の大きい予算のみ御説明をさせていただきます。

歳入でございます。

後期高齢者医療保険料でございます。1款1項1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料、合わせまして昨年より1,489万3,000円の減、3億2,706万7,000円で計上をさせていただいております。後期高齢者の被保険者につきましては、令和2年度が5,381人、令和元年9月時点で5,352人でした。微増となっております。令和2年度保険料は保険料率が所得割、均等割とも下がることから減少を見込んでおります。

飛びまして、3款繰入金に参ります。3款1項1目一般会計繰入金でございます。昨年度と比較しまして1,084万1,000円増の1億6,135万1,000円で計上をさせていただいております。こちらは一般会計からの繰入金になりますけれども、内訳につきましては保険料の軽減分に係る国県と市の負担金と保険料収入で、ともに後期高齢者医療広域連合納付金の財源となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

飛びまして、5款諸収入でございます。5款2項1目保険料還付金及び加算金でございます。保険料還付金及び加算金につきましては、昨年同様、100万円で計上をさせていただいております。

歳入の説明は以上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費でございます。後期高齢者医療の一般管理費におきましては、会計年度任用職員1名分に係る報酬と、期末手当と、社会保険料と、あと雇用保険料、費用弁償などを新規で計上させていただいております。昨年より705万4,000円減の1,286万8,000円で計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

総務費でございます。1款2項1目徴収費になります。昨年と比較しまして130万5,000円増の431万7,000円で計上させていただいております。徴収費につきましては、14節の使用料及び賃借料になりますけれども、後期高齢者の徴収システムが9月で更新となります。現在の機器での再リースが困難となっておりますので、新しい機器での更新となりま

す。92万8,000円増額の106万5,000円で計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

納付金でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。昨年と比較しまして515万4,000円減の4億6,924万1,000円で計上をさせていただいております。後期高齢者医療広域連合納付金の内訳といたしましては、保険料収入と一般会計繰入金で、広域連合は各自治体からの納付金で後期高齢者医療の運営を行っているところでございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目保険料還付金及び加算金でございます。昨年同様100万円で予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 次に、給与等に関する総括的説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 予算説明書217ページをお願いいたします。

一般職の給与等についてでございます。職員数は昨年度から1名減の1名となっております。平成29年度から、福岡県後期高齢者医療広域連合へ1名派遣をしておりましたが、令和元年度をもって終了することによるものでございます。給与費、退職手当組合負担金、共済費、合計で754万3,000円を計上いたしております。前年度比では684万8,000円の減額となります。

続きまして、218ページをお願いいたします。

会計年度任用職員に係るものでございます。職員数は1名となっております。給与費は208万4,000円、共済費33万3,000円、合計の241万7,000円を計上しております。職員手当につきましては、期末手当15万2,000円を計上するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 賃金のことでお尋ねしたいと思うんですけど、分からなかったのが、今、後期高齢のところ、報酬と給料というのが212ページに出てますよね。それで、その前の国民健康保険のところは、178ページに給料というのが出てるんですけども、報酬が出ていないんですよね。ちょっとその辺が分からなかったの、教えてほしいなど。要するに、任用職員が2名いたという説明があったんだけど、それがなかったの。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 今、御質問の部分は、国保税の部分かと思えます。予算説明書の190ページ。この190ページに、会計年度任用職員分として計上されておりました、職員の

一般職の給与とは分かれたところで計上されてる部分ということで、説明よろしゅうございますか。（「分かれてる」と呼ぶ者あり）はい。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号令和2年度うきは市立自動車学校特別会計予算を議題とします。議案の朗読と説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 自動車学校の高木でございます。よろしく申し上げます。

それでは、予算書23ページをお願いします。

議案第9号令和2年度うきは市立自動車学校特別会計予算。

令和2年度うきは市立自動車学校特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,141万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。令和2年3月6日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、予算に関する説明書の225ページをお願いいたします。

前年度と大きく変更があったところのみ、説明させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、まず225ページ、歳入の合計額が前年度の1億3,004万3,000円に對しまして、本年度が1億4,141万9,000円となっております。こちらにつきましては、その前の年になかった定年退職が、来年度、令和2年度に1名予定しておりますので、その分の増となっております。次ページの歳出も同様という形となっております。

それでは、227ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

前年度に對しまして、1款2項手数料、1款3項授業料がマイナスの計上となっております。これにつきましては、令和2年度自動車学校の予算作成に当たりまして、入校予定数を平成30年度の入校生の数、333名、それをもとに330名という形で作成いたしましたので、そのマイナス表示という形となっております。金額は記載のとおりとなっております。

続きまして、228ページをお願いいたします。

228ページの一番下、3款1項1目財政調整基金繰入金でございます。本年度2,568万円9,000円を計上しております。これは歳入歳出の調整と、先ほど御説明いたしました1名

分の退職金の金額となっております。

続きまして、231ページをお願いいたします。

歳出となっております。

1款1項1目1節報酬、これは来年度から始まる会計年度任用職員の分の予算となっております。その他、変わった点といたしましては、会計年度任用職員の予算というところになっております。

同じく、3節職員手当等の欄に、退職手当という形で、先ほど御説明させていただいた退職金も、こちらに計上させていただいております。

以下、大きな変更はございません。金額は記載のとおりとなっております。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 次に、給与等に関する総括的説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 予算説明書236ページになります。

一般職に係るものでございます。職員数は13名となります。給与費、共済費、合計で8,875万4,000円を計上いたしております。前年度比では1,461万7,000円の増額となっております。主な要因でございますが、令和元年度に職員を1名採用したこと及び給与改定等によるものでございます。

続きまして、237ページをお願いします。

会計年度任用職員に係るものでございます。職員数は4名となっております。給与費は1,037万7,000円、共済費184万円、合計1,221万7,000円を計上いたしております。職員手当につきましては、期末手当101万5,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3. 議案の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第3、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付をしております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付をしています議

案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 5 時 48 分散会
